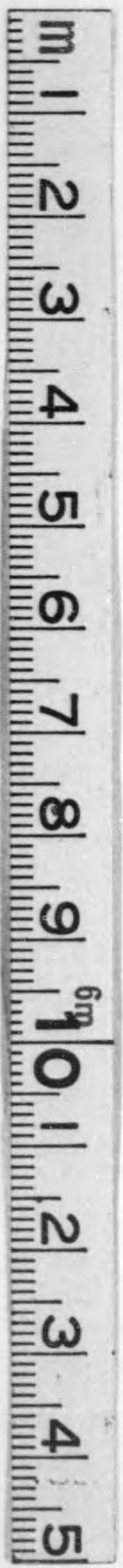


325
470



始

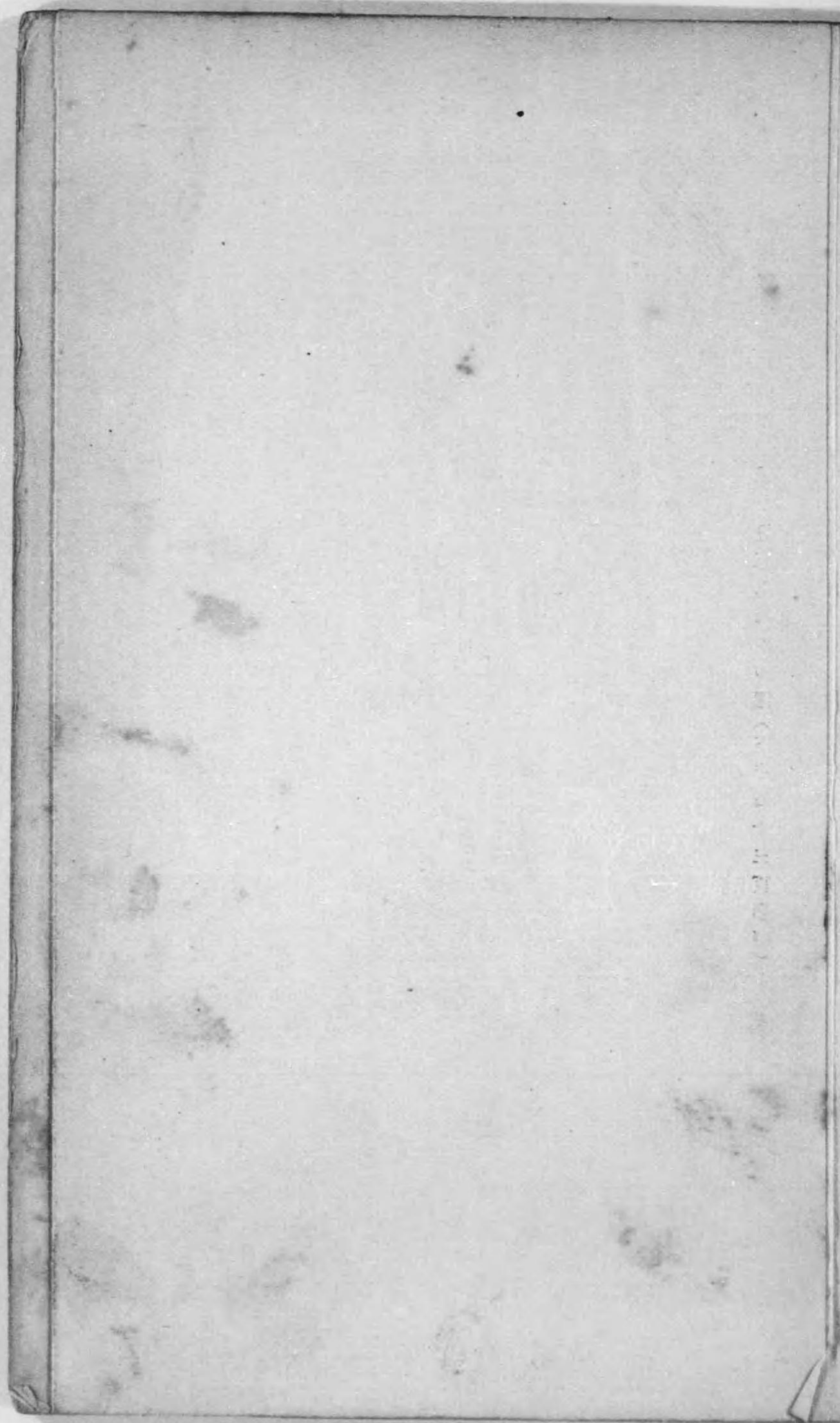


325-476



日蓮聖人ノ教義

大正
6. 1. 10
内交

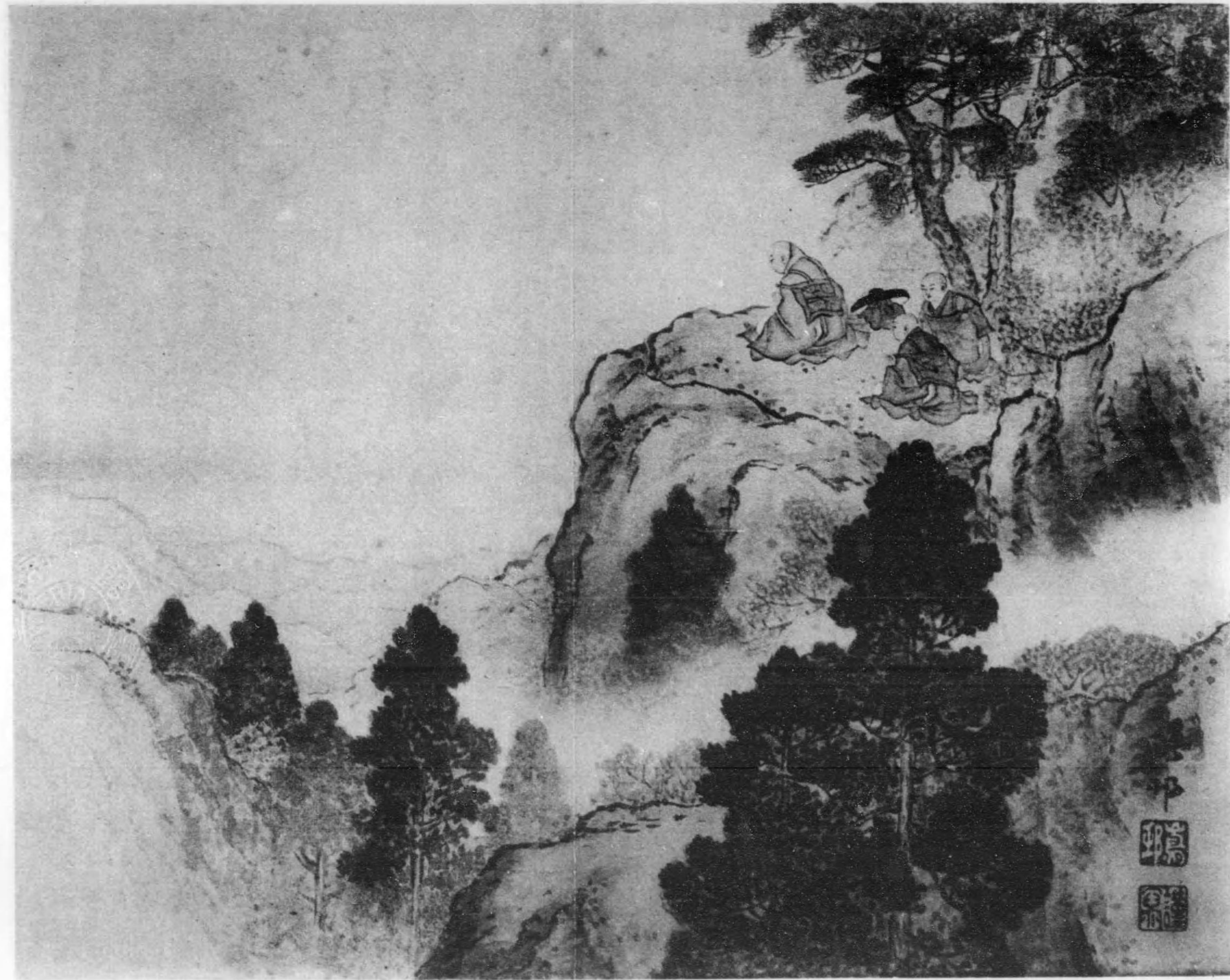


露光量違いの為重複撮影



日蓮聖人身延山頭考妣を追慕し給ふの圖(本卷四十三頁参照)

露光量違いの為重複撮影



日蓮聖人身延山頭考妣を追慕し給ふの圖（本卷四十三頁参照）



至德
西女道

日蓮宗管長

大僧正日修



序

我幼少父を喪ひ、獨り母に人となる、その母を送りて、
より方に十有七年、當時を回想すれば、悲哀憂愁轉た
さらに深し、如今遠く遊ぶことを得て、謂へらく、たと
ひ身を殺して大法に捧ぐるも、何の悔ゆる所かあら
ん、吁、我は獨尊なり自由の身なり。而も碌々居諸
を徒消し、齡業に知命を過ぎて、愚益々愚、俗愈々俗、退
て兩親菩提の妙因に資するを得ず、進て棄恩入無爲
の大道を完ふすること能はず、世出全く不孝の兒こ
ならんこそ、慚愧安ぞたへん。

一日我友日蓮宗大學教授磯野本精師「日蓮聖人の孝道」なる一本を携へ來て我に一言を需む。而も自ら顧みればこの不孝の兒焉ぞ大聖の孝道を賛するに足らんや、依て強て之を辭すれども聽かず、乃ち鞠躬如こして卷を開く、此の書章を別つこと二十、每章眞摯の文字皆遺文の金文に據り、聖祖の孝道を發揚して以て孝の大本を顯示す。

今や世道人心漸く腐敗して國人齊く憂慮すこ雖も、而も之が救濟の策に至ては一も倫道の大本に觸れず、いつれも枝葉皮想の見、恰も沙上に樓を築き、底なき淵を埋むるが如く、寧ろ勞多くして功少きを覺ふ。是の時に膺て日蓮聖祖最高の靈格を仰ぎ、至聖の大孝を顯揚す。凡そ孝道の名を聞くだに世人を益する甚だ多からん、況や熟讀味識せんをや、嗚呼我亦此の書に依り亡き父母を想ふや切なり。語に曰く孝は百行の本、功德の母なりと、書して以て序と爲す。

大正五年孟冬臘月双椀樓上に於て

辱知 望 月 日 謙

謹で識す

自序

近時實の子にして自ら其の親を殺し、或は其の親の死に瀕しつゝあるを知り乍ら顧みぬ者等、所詮正氣の沙汰としては受取り難き事實が頻々として新聞紙上に現はるるのは、是れ果して何の兆ぞ、人倫道德の大本が既に頽れ、社會道義の根底が弛みつゝあるの表徴にはあらざるか、固より兇器を執て其の親を弑するが如きは偶々あるのみであつて、至る所に常不斷に演せらるゝ様なことは有るべしとは思はれぬ、又有つては大變であるが、兇器を持たず毒も盛らずして其の親を弑しつゝある者は、今日既に世間至る所にありはせぬか、病父を全然他人に委して、其の最後の水をも汲まず、又其の葬式をも營まぬ様な者は、偶々あるのみであつて滅多にはあるまいが、之に類する行爲は世間至る所に演せられつゝあるにはあらざるか、身持が悪く、家業を怠り、竊盜強盜は爲さぬまでも、他に對して不義理を爲し、虚語妄言を吐き、

人に迷惑を懸け、家名を汚し、親に心配苦勞を増さしむる者あらば、此人は親をして日に其の望を失はしめ、親の壽命をして日に減せしむる者であつて、直接兇器を執つて其の親を弑せぬまでも間接に其の親を弑しつゝある者である、自分は暖に衣、飽まで食ひ、親には奉養の誠を竭さず、敬意を怠り、愛念無く、病父を全然他人に委せぬまでも、其の看護を疎にし、其の醫藥の料をさへ惜むと云ふ様な行爲あらば、是れ則ち親に對して他人扱ひを爲す者である、兇器を持ち毒を盛つて其の親を弑する者は、固より法律上の大罪人であるが、兇器も持たず毒も盛らすして之を弑するは、道徳上の大罪人ではあるが必しも法律上の罪人では無い、病父を他人に委して顧みぬ様な行爲は、世間一般の取り沙汰も穩では無いが、少く奉養を怠り、僅かに敬意を缺く位は、世間も餘りには八釜敷は咎めぬ、世間で八釜敷言はぬのは、必しも言はれぬ人に過が無いでは無い、世間一般の道義が衰へてゐるからである、世間が八釜敷言はぬからとて之を忽直にし、法律の制裁が無いからとて之を敢てするが如

き者は、滔々たる天下殆ど然らざる者無き有様ではないか、道徳の大本既に頽ると云ふは則ち是れである、佛陀は遙に此事を徹見せられて、末代惡世には不孝の者は大地微塵よりも多く、孝養の者は爪上の土よりも少し(涅槃經迦葉品の取意 刑部書一九八八頁に引く)と曰はれ、日蓮聖人も亦、民の心不孝にして父母を見ること他人の如し(柑子書一八一三頁)と申されてある、斯く佛陀や聖人の仰せられた言が、現代に事實として顯はるることは幸であらうか將た不幸であらうか、兎にあれ角にあれ斯かる現象の國家人類の上に顯はるるといふ事は痛歎の極みである、聞くが如くなれば鴟梟と云ふ鳥は母を喰ひ、破鏡と云ふ獸は父を害すことであるが(上野尼書二〇四七頁)、人も自己一身の物質欲の爲に、親に心配苦勞を懸ける様な者は、其の心は既に鴟梟や破鏡も同様である、たゞ其の異りは鴟梟や破鏡の様に猛利なる爪や猛惡なる牙を有たぬだけのことである、其の形の上に於てこそ爪牙は無いが、其の心の中には或は鴟梟已上の毒爪があり破鏡已上の毒牙があるかも知れぬ、斯様に同じ人類の上に鴟梟や破鏡に似

通つた者が居ると云ふことは、人類として此の上も無き不祥事ではあるまいか、彼の鳥獸の中でも、鳥には反哺の孝があり、鳩には三枝の禮があると云ひ、獺には祭魚の志があり、羊には蹲踞の儀があると云ふが、人の子として子たる義務を竭さず又子たるの禮を表しないと云ふことは、鳥獸にだも尙ほ劣るの行爲であつて人として此上も無き耻辱ではあるまいか、父母を殺害する所の鴟梟や破鏡は其の身又其の子に殺害せらるゝであらうが、人間の歴史の上にも亦た斯様なことがある、則ち其の養母を殺したりし唐の安祿山は吾子の安慶緒に殺され、父の安祿山を殺したりし安慶緒は又吾子の史思明に殺され、父の安慶緒を殺したりし史思明は復た吾子の史朝義に殺されたと云ふことである(千日尼書九五六頁)、此等は因果の道理が歴然として史實の上に顯れてゐる一寸珍しい例證であるが、又西夢と云へる人は父を打ちしかば天雷の爲に其の身を撃かれ、班婦と云へる者は母を語りしかば毒蛇の爲に其の身を吞まれ、阿闍世王は父を殺せしかば白癩病に罹り、波瑠璃王は親を殺せしかば

河上に火出でて現身に無間地獄に墮ちたり(上野書一九四三頁)と云ふ、不孝の罪は頗る重きものであつて、天いかに大なりと雖も不孝の人を覆はず、地いかに厚しと雖も不孝の人を戴かずと稱して、其の罪は遂に脱がることの出来ぬものである、現報は或は免かるることあるやも知れざれども、未來の墮獄は是れ決して免かる能はざる所である、更に其の證を出さば羅摩王・跋提王・毗樓眞王・那睺沙王・迦帝迦王等の八萬餘人の諸王は皆父を殺して位に就きたりし故を以て、無間地獄に墮ちたりと云ふ(涅槃經會疏十七卷(光日書一四二二頁))のである、一切の親を殺せる者は此の羅摩王等の八萬餘人の如く皆無間地獄に墮つべしと知らなければならぬ、他人を殺す者は八大地獄中除の七大地獄には墮つるのであるが、此の無間地獄には墮ちぬのである、然るに親を殺せる者は定んで無間地獄に墮すると確定せられてある、其の縦ひ親を弑するに至らぬまでも苟にも親に對して不孝を爲す者の罪は實に大なる者と知らなければならぬ、斯かる事とも知らずして不孝者が此頃切りに出づると云ふことは、憐む可き限りで

ある、凡そ人が人としての道を履行せんには固より親には孝ならざる可らざるものと定つてゐるのであつて、その罪福の輕重大小を較量し來つて茲に始めて孝なるが如きは沙汰の限りであるが、昧者の爲めには又禍福の輕重を比較することも必要である、日蓮聖人の孝道に對する御理想は其の高きを言はば限り無く高いものであるが、又其の大慈大悲の外用の御手は限り無く長くして、いかなる無智下賤の者にも達するのである、末世現代に於ける人道の危機を救ふには、聖人の教を措いて他に求む可らざるは論を俟たぬ話である。

大正五年冬十二月下旬

著者識

凡例

- 一、本書は日蓮聖人の孝道に關する教訓及びその實行を叙述し、現代に於ける風教の衰頹と道義の弛廢とを挽回せんことを期す。
- 一、本書は専ら日蓮聖人の御遺文を以て一篇の骨子とすと雖、傍ら内外典の諸文を引いて之を助證す、これ他なし、聖人の所謂、成佛の理に違はざれば且く世間普通の義を用ゆべき歟(木由書一七二〇頁)の文意に依る故なり。
- 一、本書引用の御遺文下に附せる頁數は、縮刷御遺文の頁數なり。
- 一、本書引用の文中に○印を附せるは、文中中略せしことを表す。
- 一、本書中、聖人の敬語は特に日蓮聖人のみに限り之を用ゆ、されば書中にある聖人の語は、日蓮聖人のこと、知るべし。
- 一、本書に對し、本宗管長喜多村大僧正の題字を辱ふし、並に本宗庶務部長望月僧

凡例

正が序文を寄せ給ひたることを深謝す。

一、本書巻頭の口繪は、近時日蓮聖人傳繪を以て知られたる小阪島邨氏が特に本著の爲に筆せられたるものなり。

一、本書の發行に就て、予が同僚向井教遠師及び西村慈瑠師が助力せられたるを多謝す。

一、本書中、用語等に就て解し難き點ある時は、返信料を添へて自鳴社に質疑せられたし、著者は必ず之が解答に恪かならじ、加之ならず質疑中緊要なるものある時は、再版の際巻末に之に掲ぐる事あるべし。

大正五年十二月

日蓮聖人の孝道目次

第一章	緒論	一
第二章	孝の字義	六
第三章	親子の天性	一一
第四章	父母の重恩	一八
第五章	孝道の教相	二五
第六章	聖人の孝養	三〇
第七章	忠君と孝道	四八
第八章	聖人の忠諫	五四
第九章	忠諫の聖文	七九

目次

第十章 人倫と孝道……………二六七

第十一章 師弟と孝道……………二九〇

第十二章 兄弟と孝道……………二九〇

第十三章 婦人と孝道……………二九七

第十四章 朋友と孝道……………二九六

第十五章 慈悲と孝道……………二九二

第十六章 自重と孝道……………二八二

第十七章 妙經と孝道……………二八〇

第十八章 教義と孝道……………二八七

第十九章 本尊と孝道……………二九二

第二十章 結 勸……………二〇三

御 遺 文……………二二二

聖檀の孝養

四 條 頼 基……………二九九

池 上 宗 仲……………二五一

曾 谷 教 信……………二六五

富 木 胤 繼……………二六九

南 條 時 光……………二七三

門流の孝養……………二八二

本覺院日英上人……………二八二

靈鷲院日審上人……………二八五

深草元政和尚……………二八九

目次
附 録

佛説孝子經……………三〇九
法華八講會の起源……………三二三

日蓮聖人の孝道目次終

日蓮上人の孝道

日蓮宗 大學教授 磯野本精著

第一章 緒論

孝道は東洋倫理の粹であり、精華である、西歐の諸國にも孝道に關する言論や主張が全然無いではないが、到底我が東洋に於けるもの、比ではない、斯く西歐の諸國に孝道に關する言論や學說の發達を見る能はざるは、何を意味するか、則ち孝道の實行者が我が東洋程に多からざりしを物語るものである、而して其の孝道の實行者即ち孝子が少いのは何に因するか、則ち國柄の異と人種の異とに依り、其の國柄

第一章 緒論

の異や人種の異は、遂に風俗や習慣等に於て此の相異を生ずるに至つたのである、其の著き例を挙げば、西歐の諸國に於ては男子漸く長じて丁年に達し、獨立自營して婚嫁の式を挙げば、親子は全く其の居を別にし、親たる者は必しも其の子の扶養に依頼しないと云ふ習慣がある、又一には西歐の諸國には個人主義が頗る旺盛である云ふ則ち是れである、此の不自然なる個人主義の發達は、餘りに自己を過重するの結果として、我が親に對する敬愛の念を怠らしむるに至るものである、而して又親子別居の風習は、親子間の情誼を疎ならしめ、子をして親に對し奉養の誠を竭すの機會を失せしむるものである、前者は精神上よりして孝養の志を毀損せしめ、後者は形式上よりして孝養の道を沮止するものである、去り乍ら深く考へて見れば、其の風俗なり習慣なりは、其の國人の内心生命を支配すべき宗教の力に依て、如何様にも改善し革正せらるべきものである、然れば西歐諸國に於て人道の大美とも謂つべき此の孝道の發達せざる一大缺點は、此の孝道を啓發し助長すべき善良なる宗

教を有せざりしにあると知らなければならぬ、而して我が東洋の諸國に於て古來よりして最も能く孝道の行はれ來りし所以は、東洋の風習として並べて能く上長に敬ひ事へ、又一家には一家の制度がありて、祖先を重じ父母を尊ぶと云ふことは古き昔より言はず語らずの間にに行はれ來りしが、此の天然の方俗の上に更に儒教と佛教との深大なる感化は、遂に我が東洋の天地に此の一大良風美俗を傳ゆるに至つたのである、その儒教と佛教との孝道に關する説は且く措き、西歐諸國の間に在つて而も尚ほ孝道の重すべきを唱へたる二三の人を挙げば、古代に於ては希臘に於ける有名な哲學者プラトーンやソクラテス等であり、近代に於ては獨逸の哲學者フイヒテや倫理運動の主唱者アドラー等である、プラトーンは父母の恩の大なるを説き、之に報いんには父母の身體を安慰し、進んでは其の精神をも養ひ、努めて父母の感情を満足せしめよと説き、ソクラテスは其の長子が母親に對して反抗の氣味ありしかば、子に向つて特に母の恩の大なるを示し、母の恩を忘るな、母を尊敬せよと教へてゐ

る、フイヒテは子たる者の本務は從順なるにありと稱し、アドラーは子として親の恩に報いんには單に親に對して奉養を盡すのみで無く、親が己に對して與へしと同じき努力と注意とを、己が親に對して與へねばならぬと言つてゐる、此等古今の學說を總合し來つて我が東洋に於けるものに比するに、其の量に於て將た其の深さに於て、所詮我が儒教佛敎の膝下にも及ばぬのである、さり乍ら西歐の諸國にも斯様に孝道に關する言議を爲す者のあるが如きは、孝道なるものは本と人の天性に發するものであつて、必しも我が東洋人の間にのみ行はるべしと限らざる所以であり、且つ聽て我が一大佛敎が西漸するの日は彼れにも亦た我れと同様に此の孝道が行はるべきを證するものである、儒の孝道を説くは頗る綿密であり且つ精到であつて、一點の批難すべき所とては無きが如くなれども、儒は唯だ現在一世の孝養を説いて、その過去と未來とは疎なるが故に、之を以て我が佛敎の三世を貫く孝道に比せば、其の深遠奧妙なる點に於て、遂に數歩を譲らざるを得ぬのである、而して佛敎の最

も能く發達進歩せる國はと尋ぬるに、佛敎の祖國たる印度にあらずして、我が日本國である、而して儒敎も亦た其の祖國たる支那よりは、却つて我が日本の方が發達してゐる、就中、忠と孝との關係に對する觀念の最も能く發達したることに於ては、諸外國に殆ど其の比を見ざる所である、その忠孝一致若くは忠孝一本の説の如きは、支那に於ても論せられざるにあらざれども、我が國に於けるものに比するに、大に其の趣を異にしてゐることは、今改めて論ずるまでも無く既に世人の熟知する所であるが、特に之が實踐の場合に至つては、彼は到底我に及ぶべくも無いのである、これ又固より彼此國柄の相異より來る當然の歸結なりとも稱し得るが、又一に中古巴來盛んに我が大乘佛敎が流布したることが力ある理由である、而して其の大乘佛敎中の精英とも謂つべきは我が法華經である、此の法華經に依て最も能く忠孝兩全の道を講じ、忠孝一貫の大道を究明せられたのは、我が大孝日蓮聖人である、更に言はんと欲す、我が國が開國巴來皇統一系の君主を奉戴してゐること、大乘經王

たる法華經を有してゐること、六百九十五年の昔に於て大孝日蓮聖人を産せしこととは、諸外國に對して誇るべき三箇大事である、而して人倫道德の大本たる忠孝の大美が古來最も強く我が國に於て發揮せられたるも、懸て此の三箇大事の有無盛衰に關する者多しとす、思ふに今後増々人道上の誘惑は、東より西より一時に潮の如くに推し寄せ來つて、その猛威を逞ふするであらう。此の潮の如くに殺到し來る所の誘惑を排除し去つて、世界の全人類をして飽までも人道の大美を濟さしむるには皇威の顯揚と相ひ俟つて、大乘經王の宣傳と日蓮主義の發揮に依らなければならぬのである。

第二章 孝の字義

子として親に事ふるもの、是れ則ち孝なりと云ふが如きは、今此處に改めて説明するの要もあらず、但だ此の孝てふ文字に就て先賢は如何なる義を附してゐられる

か、又日蓮聖人は如何なる解釋を下してゐられるか、聖人の孝道を知らんと欲するに臨み、先づ其の字義を解するの必要がある、古の孔子は孝の義を述べて、それ孝は天の經、地の誼、民の行(孝經三才章第八)と曰ひ、又、それ孝は徳の本、教の由て生ずる所(孝經明義章第一)と曰つてゐる、然れば則ち三才を一貫して易らざる所の常則であり、常道であつて、而して徳教の由て起る所の根本となるものは是れ孝である、孝の字義に對する世人の釋、亦た種々あらんも、此の釋の右に出づるものは他にあらずと思はるゝのである、獨り日蓮聖人の孝の字義を解せらるゝは、其の之に進むあるも退くあるを知らぬのである、聖人曰く、孝と申すは高也、天高けれども孝よりは高からず、又孝とは厚也、地厚けれども孝よりは厚からず(開目鈔七五六頁)と、語たる、一箇人倫の行ひ、之を天地に比するに、天の高き尙ほ高しとせず、地の厚き尙ほ厚しとせず、天地を貫いて而も尙ほ餘裕ある底のもの、是れ則ち孝也との意である、至徳要道を解すること其の義理の明白にして、其の意味の甚深なる、豈に此の釋に加くものあ

らんや、而して又更に、孝とは高也、高とは尊也、夫れ教主釋尊をば大覺世尊と號したてまつる、其の故は一切の孝養の人の中に第一の孝養の人なればなり、(法蓮鈔七頁)と云ふに至つては、其の釋の巧妙自在なる、感せざらんと欲するも能はざる次第である、何となれば一箇の孝の字を釋するに、教祖たる佛陀世尊を拉し來り、已下の文に其の相好に寄せて孝徳の勝る、所以を叙するに義理の頗る甚深なるものを以てある、少く御書前後の文を引き來つて其の釋相を示さば下の如くである、釋迦如來の御身は金色にして三十二相を備へ給ふ、三十二相とは、梵音聲、無見頂相、肉髻相、白毫相乃至千輻輪相等也、此三十二相の中の一相をば、百福を以て成じ給へり、百福と申すは、假令ひ大醫ありて日本國・漢土・五天竺十六の大國五百の中國十千の小國乃至一閻浮提・四天下・六欲天乃至三千大千世界の一切衆生の眼の盲たるを、本の如く一時に開きたらんほどの大功德を一の福として、此福を百かかねて候はんを以て、三十二相の中の一相を成せり、其の中の無見頂相は則ち是れ、

八

釋尊が孝養第一の大人にわたらせ給ふ相也、(已上法蓮鈔一一五三頁及此の無見頂相の功德の勝れたるを語らば、優婆塞戒經相業品の中には、一切世間の所有の福徳は、如來の一毛の功德に及ばず、如來の一切の毛孔の功德は、一好の功德に如かず、八十種好の功德を聚合すとも、一相の功德に及ばず、一切相の功德は、白毫相の功德に如かず、白毫相の功德は、復た無見頂相の功德に及ぶことを得ず(斯文は録内扶老)とある、されば三十二相の中に於ても、最も勝れたるは此の無見頂相であつて、一切の功德の中の最勝の功德を表示せるものは、此の無見頂相である、佛世尊は斯かる勝相を具し給ふが故に、世尊の身長は一丈六尺とは稱すれども、竹杖外道も其の御長をはかる能はず、應持菩薩も御頂を見たてまつらず、大梵天王も亦見たてまつらざりし(四條書八八二頁及び法蓮鈔一一五七頁の取意)と云ふのである、竹杖外道と云ふは釋尊の在世に於ける通力勝れたる波羅門である、西域記第九に依るに、彼れは釋迦佛の身長一丈六尺ありと聞いて、常に疑惑を懷いて之を信せず、乃ち丈六の竹杖を持つて佛身を量らんとせ

しに、其の量らんとする毎に、恒に杖端に於て一丈六尺を出過し、佛身は増々高くなりて、能く其の實を窮むることを得ず、遂に杖を投じて去れり(御書註十六)とのことである、應持菩薩の佛身を量らんとせしことは金剛密迹經に出てゐる、該經の文に依るに、佛世尊成道の後波羅奈國に遊び玉ひし時に、東方の懷調世界の思惟華佛の弟子たる應持菩薩は、此の娑婆世界に來り、釋尊の所に詣で、佛足を禮し、繞ること千匝し已て、念じて佛身を量らんと欲し、即ち自ら形を變ずること高さ三百三十萬里にして、佛身を見たてまつるに、佛身は高さ五百四十三萬兆姦二億里であつたが、此時に佛は神力を以て、應持菩薩をして、上方の百億恒沙の世界に往至せしむるに、其の界をば蓮華莊嚴と名け、其の佛をば蓮華と名く、彼の世界に至るも、遂に永く佛陀の頂を見たてまつらず、佛身の遠近幾何なるを知る能はず、往て彼の佛に問ひ上るに、彼の佛は答へて、更に恒沙劫を過ぐとも、亦た釋尊の頂を見たてまつること能はずと言ひたりとぞ、(止觀輔行一中七十二丁)又、大梵天王とは、此の欲界

の六天より更に上の、色界の初禪天に居する所の王である、此の大梵天王でさへも、尙ほ釋尊の頂をば見たてまつることが出來ぬといふのである、蓋し斯の如きは、餘りに過賞であり、又餘りに誇大に失する様にも思はるゝが、釋尊の尊無過上を解し、其の孝徳の無限大なることを釋するには、尙ほ未だ足らぬかの感を禁じ得ない程である、然らば何の文、果して能く、釋尊の無見頂相を解し、孝徳の無限大を表現するに足るかと云はゞ、御書に、釋尊久遠塵點劫の間、(塵點劫の解は後章に譲る)修行し佛にならんとはげみしは何事ぞ、孝養の事也(法華鈔一五八頁)と云へること、則ち無見頂相を釋し、孝徳の尊無過上を表示するに適するかと思ふのである。

第三章 親子天性

父子の道は天性也とは、孔子が其の門人の曾子に示したる語である、而るに母子の道も亦た天性ならざるにあらず、是れ則ち父子天性と題せずして、敢て親子天性と

題せし所以である、日蓮聖人また此の親子天性の關係に論じ給へること屢々である、
 此に此章を設くるまた決して偶然に出づるにあらず、彼の儒に云ふ父子天性の語
 は固より現在一世の上を論ずるに止まれども、我が佛教の深義より考ふるに、その
 親となり子となるは、必ず宿縁の淺からざるもの存つて存するは疑ふべくもあらず、
 それ一樹の陰に憩ひ、一河の流を汲むさへ多生の縁とかや云ふ、況や親子肉を傳へ
 血を分つは、幾世契る深因縁の存する無からんや、さり乍ら徒に過去の過去を尋ね、
 宿世の又宿世を探らんも何等の詮もあらざれば、たゞ現在關係の密なる狀を見て以
 て宿縁の淺からざるを推し、人は其の生るゝより死に至るまで、終始一貫以て親子の
 關係をして疎ならざらしめんことを要するのである、聖人曰く、我身は天より降れる
 にもあらず、地より涌き出でたるにもあらず、父母の肉身を分けたる身なり（出家功
 九二八）されば我が頭は父母の頭であり、我が足は父母の足であり、我が十指は父母
 の十指であり、我が口は父母の口であり、總じて我身の四肢五體は皆是れ父母の

身ならぬはあらず、譬へば種子と果實と、身と影との如くであり、（忘持經事一）又幹
 と枝との如くである、種子無くしては果實あること無く、身無くしては影あること
 あらず、又幹を傷へば枝も亦た枯れ、枝を傷へば又其の響き幹に及ぶものである、
 さればにや竹林精舎の金鳥は、かいご（卵）の爲めに身を焼き、鹿野苑の鹿は胎内の子
 ををしみて、王の前にまいりたり、心無き畜生すらなほ是の如し、況や心あらん人
 をや、貧女が恆河に沈み、王陵の母がなづき（頭腦）を碎き、神堯皇帝の后が腹をや
 ぶりたる、豈に餘事ならんや、たゞ子を思ふ一念の止り難きものありしに依る（光日
 一四二〇頁、光日上）その火に入り水に沈み、腦を碎き腹を割くが如き、豈に但に其等の
 鳥獸と其等の古人とのみならんや、一切世間の皆人の、子を念ふ親心である、親の
 子を念ふの情は是の如く、全く利害の關係をも超絶せるものであつて、火も水も刀
 も金も總て世の何物をも、其の間を遮る能はざるものである、されば世の親の子を
 育するに當り、常に其の子の善良ならんことを望み、恆に其の子の優秀ならんこと

を欲するは、親の情であるが、其の親が斯くあれがしと望む所の眞の情は、開か必しも自己直接の利害の關係よりのみ打算し來つて、爾か望み、爾か祈るものにあらずして、偏に子その者の爲にのみ爾か祈るのである、子その者の將來に幸あらしめんが爲め、子その者の現在を美せんが爲めである、今は昔し我が平安朝の時に、大江舉周と云ふ文才最も優れ、後には大學の頭にまで任せられた人があつた、此の人の母親はまた歌道を以て名高き赤染衛門である、舉周の未だ若かりし時、母の赤染衛門は、我が子舉周の爲に任官を求めん爲め、一日攝政道長の妻に一首の和歌を進めしかば、舉周は和泉守に任せられて、任地に赴きし所、偶然病に罹りしかば、人の噂に住吉明神の祟りといふを聞いた赤染衛門は、自ら住吉神社に詣で、祈りけるは、「願くば吾が命を奪ひ取り給ふて悴の命を助け給へ」と、身を以て子に代らんことを誓ひ、幣を捧げて、其の玉串に

替らんご祈る命は惜からで

さても別れん程ぞかなしき

と書きたりしが、神も感應ましましてか、それより舉周の病は次第に癒えて健康に復したが、さて其の後舉周は此の事を聞いて、深く母の慈愛に感じ、且つ想ひけるは、我が病の全快せしが爲に若し母の命を失ふ様なことありては、大なる不孝であるとして、直に住吉神社に詣で、若し母が自分に代つて命を取らるゝ様なことあらば、何卒又元の如く自分の命を召し給ひて、母を助け給へと念願しけるとなん、そが果して神の祟であつて、代らんと誓ひし祈りが奏功したか否かは別問題として、其の互に命に替り代らんと誓ふ所に利害を超越したる母子天性の情が自ら現れてゐるのである、是れは特別の人に就ての物語りであるが、一般の人の上に就て論ずるも、若し人の親たる者が單に利害の關係のみより打算し來つて子を育するものとすならば、白痴であるとか、不具者であるとか、或は病兒であるといふ種類の子は、育て、見ても割に合ふ話のもので無いが、其の到底將來を頼むに足らぬ病子。

不具者・白痴兒と雖も、親は必ず之を育して、一日も其の壽の長からんことを願ふものである、否な寧ろ其の子が病者であり不具者であり白痴であれば、ある程に親の慈愛は層一層加はるものである、されば佛は涅槃經の梵行品に示して、譬へば七子あり、父母平等ならざるにあらざれども、然かも病者に於て、心則ち偏に重し等(本尊四七頁引)と仰せられてある、事實、此の利害の世に處して而も利害を超越したる無限絶對の親の慈悲に依りてこそ、世の中の人の子は皆な育つのである、而して子に對する此の無限の慈悲は親たる者の天性に發するものである、親の子に對する慈悲が既に天性の發作なるが如く、子が親を慕ふことも亦天性である、赤子が悲母を慕ふが如きは、或は乳の爲めなりとも稱し得るが、既に其の出生と同時に母は必ず乳汁を有し、子は必ず其の乳汁を欲するのが則ち天性である、子の父親を慕ふことは漸く長するの後にあるが、然し父親よりして子に注ぐ所の愛情は其の子の出生と同時にある、其の漸く長じて笑を呈するに至れば雙親の愛情も増々加はると共に、子の慕

情も漸次に進み、親子對顔の刹那、他人の到底味ふ可からざる情味を感じるものである、親も子も生涯を通じて常に此の情味を存養するが、人たる者の極めて至要なることである、然るに親は常に此の慈愛の情を存すれども、子は己が漸く長じて獨立自營するに至るや、いつしか親を慕ふの念は薄らぎて、はては親の飢餓に瀕せんとするを見ても顧みざるが如き者さへ折々出づると云ふは、末代澆季とは云ひ乍ら實に遺憾の次第である、聖人は夙に此事を看破せられて、親は十人の子をば養へども、子は一人の母を養ふこと無し、あたかなる夫をば懷きて臥せども、凍へたる母の足をあたゝむる女房はなし(刑部書一 九八九頁)と歎せられ、又或は、若き夫妻等が夫は女を愛し、女は夫をいとをしむ程に、父母の行方をしらず、父母は衣薄けれども、我は閨や熱し、父母は食せざれども、我は腹に飽きぬ、是は第一の不孝なれども彼等は失ともしらず、況や母に背く妻、父にさかへる夫、逆重罪にあらずや(一七九頁)と誠められたのである、人の子たり妻たる者は宜しく、此の聖誠に省み、慎みて自己

本有の天性を傷はざらんことを望むのである。

第四章 父母の重恩

父母の子を愛し、子の父母を慕ふが如きは、本是れ天性に出づるものではあるが、其の生れてより人と成るに至るまで、養育の恩の一通りならぬことは、子を持つて人こそ能く知れりと思ふが、是に就ては日蓮聖人も教主釋尊も極めて叮重なる御示しがある、先づ經文を引き次に祖判を示さん。

孝子經に云く、親の子を生むや、之を懐くこと十月、身重病と爲る、臨生の日、母危く、父怖る、其の情言ひ難し、既に生むの後、燥けるを推し、濕へるに臥し、精誠の至り、血化して乳と爲る、摩拭し、溲浴し、衣食し、教詔し、師友に禮略し、君長に奉貢し、子の顔悦なれば、親も亦欣豫し、子設し慘戚なれば、親の心焦枯す、門を出れば愛念し、入れば則ち之を心懐に存し、惕々として其の不善

を懼ると、

聖人云く

一父母の恩を報せよとは、父母の赤白二滯和合して我身となる、母の胎内に宿る事二百七十日、九月の間、三十七度死るほどの苦みあり、生み落す時、たへがたしと思ひ念する息、頂より出づる煙り梵天に至る、さて生み落されて、乳をのみ事一百八十餘石、三年が間は父母の膝に遊び、人となる、母の恩の深き事、大海還て淺しと

(上野書一
三六七頁)

二父母の御恩は、今初めて事あらたに申すべきには候はねども、母の御恩の事、殊に心肝に染みて貴くをばへ候、飛鳥の子をやしなひ、地を走る獸の子にせめられ候事、目もあてられず、魂もさえぬべくをばへ候、其れにつきても母の御恩忘れがたし、胎内に九月の間の苦み、腹は鼓をはれるが如く、頸は針をさげたるが如し、氣は出づるより外に入る事なく、色は枯れたる草の如し、臥せば腹もさけ

ぬべし、坐すれば五體やすからず、かくの如くして産も既に近づきて、腰はやぶ
れてきれぬべく、眼はぬけて天に昇るかさをほゆ、かゝる敵をうみ落しなば、大
地にもふみつけ、腹をもさきて捨つべきぞかし、さはなくして我が苦を忍びて、
急ぎいだきあげて、血をねぶり、不浄をすゝぎて、胸にかきつけ、懐きかゝへ
て、三箇年が間慇懃に養ふ云々

(刑部書一
九八八頁)

(三六) 道に生を受るに、必ず父母あり、其の中に、殺盜惡律儀謗法の家に生れぬれ
ば、我と其の科を犯さざれども、其の業を成就す、然るに今生の父母は、我を生
で法華經を信する身となせり、梵天・帝釋・四大天王・轉輪聖王の家に生れて、三界
四天をゆづられて、人天四衆に恭敬せられんよりも、恩重きは今の某が父母なる
歟

(四恩鈔四
二二頁)

已上引用する所の文に於て、孝子經は最も能く父母の慈愛を叙して、其の實情に近
きが如し、聖人の御文章中に於て、第一文は通じて父母の恩の廣大なることを叙せ

られてある様に思ふが、多分は母の恩の方にあるが如し、これ固より人の幼時は專
ら母親の勞を煩すこと多きが故である、さり乍ら子の一生を通じて之を論せば、父
母雙親の恩の輕重大小は、孰れとも容易に斷定せらるべきものにあらずと思ふので
ある、第二文に専ら母の恩のみを叙せられたるは、之は刑部左衛門女房が母の十三
年忌に當りての御文章なるが故である、此等の二文は吾輩等の如き實情に迂なるも
の、考へよりすれば、母の恩を叙することに於て、餘りに誇大に失せざるかの感も
無きにあらざれども、活眼達識なる大孝日蓮聖人の眼底には斯く映じたであらう、
又必ずそれが實情であり真相であるのであらう、昧劣淺識なる吾人には、到底父母の
恩が何程であるか明かるものであるまい、されば仰で佛陀や聖人の教を信すれば則
ち足るのである、但し第一文に於て、乳を呑む事一百八十餘石とあるは、本と心地
觀經に「一切の男女、胎中に處して、口に乳根を吮み、母血を飲噉し、及び胎を出
で已て、幼稚の前、飲む所の母乳、百八十斛」とあるに依り給ふならん、开が縦ひ

佛説の心地觀經に依り給ふにしても、餘りに乳の量が多きに過ると思ふが、然し國により、又時代により、量器にも變異があるであらうし、且つ佛意の寄する所も測り難きものあるを以て、妄りに今日を以て難することも出来ぬと思ふのである、第三文は、正く本宗行者の父母の恩が、他宗他門の人の父母に比して、特に勝れてゐることを仰せられたものである、人身の受け難く又正法の値ひ難きことは、いづれ後章に述ぶる積りであるが、縦ひ人身は受け佛教に値ふにしても、特に法華經には甚だ値難きものである、然るに本宗行者の父母は、其の子をして値ひ難き法華經を信する身と爲したのである、されば産みの恩、育ての恩の上に、更に一重の大恩が加つてゐるのであるから、子たる者は能く此事を辨へて、感恩の念は一層強く、報謝の志も一層深くなくてはならぬのである。

佛は又、父母の恩の廣大にして、容易に報じ難きを示して、次の如く述べられてゐる。

(一)子の親を養ふや、甘露百味以て其の口に恣にし、天樂衆音以て其の耳を娛ましめ、名衣上服其の身を光耀し、兩肩に荷負して四海に周流し、子の年命を訖り以て養恩に賽るも、未だ孝と爲すに足らず

(孝子)

(二)右の肩に父を負ひ、左の肩に母を負ひ、千年を経歴し、背の上に便利せしめて、然も怨むる心無しとするも、此子猶ほ父母の恩を報ずるに足らず

(父母恩)

此等の文に、父母に報ずるの道を説いて或は「兩肩に荷負して四海に周流す」と云ひ、又或は「兩肩に負ふて千年を経歴す」と稱し、到底普通の人としては出来難きことのみを示す所以の意は、是れ必しも爾かすべしと勸むるにあらずして、則ち父母の恩の廣大にして窮り無き所以を示されたものである而も又其文尾に、或は「未だ孝と爲すに足らず」とか、又或は「此子猶ほ父母の恩に報ずるに足らず」と云へるは、此の外に果して何物をか要求するのであるか、他無し父母の精神を養ふことは是れである、甘露百味、天樂衆音、名衣上服、兩肩荷負等は、皆な是れ父母口體の

欲を充たさんが爲めのものである、父母口體の養ひも亦決して疎にすべからざるものであるが、更に進んで父母の精神を養ふに正法を以てし、之を正道に導き、正智を得せしめ、以て永恆不壞の安穩快樂を得せしむるにあらざれば、未だ以て孝道を全ふしたりとは稱す可らず、故に同經以下の文に「若し父母信無くば、教へて信せしめよ、戒無くば、戒を與へよ、聞かすんば、聞かしめよ、慳貪ならば、教へて好く施さしめよ、智慧無くば、智慧を教へよ、而して安穩ならしめよ」(父母恩)と云ひ、又「子は當に極諫し、以て啓發すべし」(孝子)と述べられてある、是れ豈に口體の養の外に更に精神の養を勸奨するにあらざる無からんや、此の精神の養を全ふするにあらざれば到底父母の宏恩には報ゆるに足らぬのである、聖人云く、孝養に三種あり、衣食を施すを下品とし、父母の意に違はざるを中品とし、功德を回向するを上品とす(十王讚歎)と、此の中第一は全く口體の養に屬し、第二と第三とは精神の養に屬するものと思ふが、但し第二は或は物欲の要求に伴ふ所の精神をも含む

と考へらるゝのである、若し之を以て他書に(法門可申書)外典の孝養と内典の孝養と云へるに配せば、その第一と第二とは外典の孝に屬し、第三は則ち内典の孝養に屬するや知るべきである、内典の孝養は固より色養を無視するものにあらずと雖も、心養を以て其の詮とするのである、人は皆な佛陀の教に依つて、此の心養を全ふるにあらざれば、父母の重恩に報ゆるに足らぬのである、而して末世現代に於ては、父母の心養に供ふべきものは、我が醍醐最上味たる法華經を措て、他に求むべきでない。

第五章 孝道の教相

慈父の恩を以て天に譬ふべくんば、慈母の恩は以て地に譬ふべく、天覆ひ地載せ、萬物其の間に育するが如く、子は皆な父母深重の慈悲に包まれてこそ、其の全きをを得るのである、之を報せんとするに儒家に依らんとすれば、儒典三千餘卷は其の歸

する所、唯だ是れ父母孝養の道を明かすものに外ならざれども、儒家の孝養は今生に限りて、父母の未來を扶けず、又身を養ふて魂を濟はざれば、未だ以て徹底したる孝養とは稱し難し、其の孝道を主唱し乍ら、而も説て未だ之を盡さざる所の儒の道に於ては、縦ひ聖賢の名は立つることあれども、其の聖賢の名も、畢竟するに有名無實に歸するを免れぬ次第である、月氏の外道波羅門は、或は過去八萬劫を照見し、又兼て未來八萬劫を知ると稱するも、其の教法や修行たる、共に皆な出離解脱の要道で無く、從て父母の三世を濟ふべき道にもあらざれば、之に依つて孝道を竭さんことは、遂に不可能事である、佛法は大聖釋尊、一代五十餘年の說法にして、其の法門の數は、無慮八萬四千と稱す、而して其の經文の結集は、佛弟子迦葉・阿難・優婆離等に依つてせられ、之を漢土に翻譯せるもの、舊譯に五千〇四十八卷あり、新譯に七千三百九十九卷ありと稱するが、其の歸する所、唯だ是れ父母孝養の道に他ならぬのである、而して父母雙親の現世を安んずるは勿論、未來永劫の父母を扶

くるの道は、此の佛法を措いて、他に求むべきにあらず、去り乍ら法華經已前の大乘の諸經に依て修行を立てんと欲すれば、行者自身の得道だに尙ほ叶ひ難し、況や父母の後世を扶けんなどは、思ひも寄らぬ話である、縦ひ其れ等の經教には、或は成佛、或は往生を説くが如くなれども、本と是れ佛の方便假説に出づるものなれば、本はあれども、其の實義はあること無し、彼の目連尊者が餓鬼道の苦を濟へると云ふも、开は僅に人天の苦を濟へるのみにして、未だ以て成佛の道に入れたたは無い、又釋迦如來が淨飯・摩耶の雙親を教化して、聖果を得せしめ給へりと稱することは孝養と云へば孝養と云へざるにあらずれども、是のみにては還つて佛は不孝の咎に墮ちねばならぬ、何故となれば、如來は僅に父母をして、六道の苦を離れしめ給ひたれども、聖果たる二乗道に入れて永不成佛の者たらしめ給ひたるが故である、之を譬へば、太子をして凡下の平民たらしめ、王女を匹夫に娶せたるが如くである、されば大聖釋尊にして、若し四十餘年の後に法華經を説き給はざりしとせば

世尊に不孝の咎あると同時に、大聖と云ひ、世尊と云ひ、如来と云ひ、佛陀と稱するの敬語も尊稱も、亦た是れ有名無實たるを免れぬ次第である、されば佛陀は自ら誠しめて、「自ら無上道大乘平等の法を證して、若し小乗を以て化すること乃至一人に於てもせば、我れ則ち慳貪に墮せん、此の事は爲めて不可なり」と仰せられたのである、其の無上道大乘平等の法たるや、他にあらず法華經のことである、其の指して小乗と云へるは、通途の後三大乘に對する初一小乘なるにあらず、法華經已前の四十餘年の諸經を通總して、小乗とは稱せられたのである、故に其の文の意は、法華經を證り乍ら、而も爾前四十餘年の權教小乗の法を以て衆生を教化するならば、法を惜むの慳貪罪に依つて墮獄するを免れぬとの趣である、是を以てか、佛は最後に御自證の境界たる法華經を説いて、名もあり又その實もある所の佛陀如来とはならせ給ひたのである、これと同時に御兩親の淨飯・摩耶も成佛の道を遂ぐることにならせ給ひたのである、御弟子の目連尊者も法華經の會座に來られてこそ、自身

永不成佛の毀を免れさせ給ふのみならず、其の母の青提女も其の父の吉懺師子をも成佛の道には入ることを、得られたのである、實に目連尊者の法華經を信じ給ひたる大善は、自身既に多摩羅跋梅檀香如来の記莢を得ると共に、今生一世の父母を濟い得させ給ふのみならず、上ミ七代下モ七代、上ミ無量生下モ無量生の父母までも救ふを得るに至らせ給ふたのである、且つ又法華經に於ける、末代女人の成佛の證據には八歳の龍女あり、末代の男子成佛の證據には提婆達多がある、この龍女成佛の時こそ、始めて悲母の成佛も顯はれ、達多悪人成佛の時こそ、始めて慈父の成佛も顯はれたのである、此の法華經に依て慈父と悲母との成佛の道が踐みあけられ無かつたならば、父母に對する眞の孝養も竭せなければ、また眞の報恩も遂げられぬ次第である、而して之を遂ぐるは唯だ法華經に限れば、法華經をば又一に眞實の報恩經とは稱するのである、釋尊が曾て切利天上に昇つて、御母摩耶夫人の爲に説れたる御經は、其の名こそ報恩經とは稱すれども、實は氣息めの爲に説れた假りの報

恩經である、大孝釋尊争でか兩親に對して、教を慳しみ給ふべきなれども、時刻の未だ到來せざるを如何せん、されば經文には、法華經の已前を指して、説時未至故とは斷せられたのである、而して法華經に來り、一切衆生の慈父悲母の成佛すべきの時なりとて、今正是其時とは説き出されたのである、法華經は一切衆生の孝道を究竟すべき眞實の教である、内典の孝經とは他にあらず、唯だ吾が法華經である。

(已上開目鈔八〇四頁、法蓮鈔一一五八頁、孟蘭盆鈔一五九一頁、千日尼書一七五七頁、上野書一九四四頁の文意に依る)

第六章 聖人の孝養

一 雙親の生前

日蓮聖人示して云へるあり、夫れ老狐は塚をあどにせず、白龜は毛寶が恩を報ず畜生すら斯の如し、況や人倫をや、されば古の賢者豫讓といひし者は、劍をのみて智伯が恩にあて、弘演と申せし臣下は腹を割いて、衛の懿公が肝を入れたり、いかに

況や佛教をならはん者、父母師匠國恩をわするべしや(報恩鈔一)と、此の數行の聖訓は、詮する所唯だ是れ報恩の二字に歸す、報恩は本と知恩に發す、知恩報恩は是れ世間出世の最大事である、是の故に佛は、汝等當に恩を知り恩を報ずべし(華嚴經)と教へ、恩ありて報せざる是を名けて大賊と爲す(毘奈耶破僧)と誠しめ給ひ、龍樹は又、示して、知恩は是れ大悲の本、善業を開くの初門なり、人に愛敬せられ、名譽遠く聞へ、死せば則ち天に生じ、終に佛道を成すと論じ、不知恩の人は畜生よりも甚だし(大論四)と警む、是等の文に依て吾祖の一代を照らすに、聖人一代の行事は總て是れ、知恩報恩の爲めなるを想はしむるのである、天福元年、十二にして清澄山に登り、嘉禎三年、十六にして薙髮し、仁治三年已來、十二年の間、叡山に、三井に、南都に高野に、修學せられたる聖人の前半生は、正しく是れ知恩報恩の準備時代であつた、されば又聖人は語を續いで、此の大恩を報せんには、必ず佛法をならひきはめ、智者とならでは叶ふべからず(前引報恩)と仰せられたのである、斯文に依て

察するに、聖人の前半生は、父母師匠國主の^{だいおん}大恩を報すべき智者たらんが爲めに努^{りよく}力せられたるは、毫も疑を容れざる所である、然らば何故に智者たらざれば、父母等の^{だいおん}大恩を報するを得ざるやの説明は、聖人又自ら次の文に示されてある、云く、衆^{しゅう}旨を導かんには、生^{しやう}旨の身にては橋河をわたしがたし、方^{ほう}風を辨へざらん大舟は、諸^{しよ}商を導いて寶山にいたるべしや(前引報恩抄)と、實に聖示の如く、身佛門にあり、教法の權實をも辨へずして、父母等を導かんは、方^{ほう}風を辨せずして、大舟を渡し、生^{せい}旨の身にして衆^{しゅう}旨を導かんが如くである、その能く方^{ほう}風を辨ふる所の大船師と爲り、その能く衆^{しゅう}旨を導く所の大良導師たらんとするは、則ち聖人の前半生に於ける修學時代である、然れば、則ち聖人の前半生も亦た、聖人の孝養に關し、逸すべからざるを知るべきである、而して聖人の後半生、即ち建長五年四月、御歳三十二にして開宗せられて已來、弘安五年入寂の夕に至る三十年間は、聖人が、父母師匠國主の大恩に對して、正しく報謝をせられたる實行時代である、中に就て、建長第五の

開宗は則ち其の宣言である、開宗後、法敵景信の難を避けて華房に到り、進んで鎌倉に行化せられんとするに臨み、省みて舊梓小湊に父母に觀へ、此時に本門の妙戒を以て、妙日妙蓮の雙親に授與せられたることである、其の開化の初に當り、先づ御雙親に對して妙戒を授けられたるに就ては、甚深なる意味があることを知らなければならぬ、抑も授戒の式を擧ぐるに云ふ事は、我が大乘佛教に於ては、行者をして成佛の心地を決定せしむるの方法であつて、その成佛と云ふは佛教徒としての最終の善美を盡すの謂である、されば授戒は其の最終の美を成すに近くの第一歩である、之を以て開宗の當初に於て、先づ御兩親に施されたのは、佛教徒としての本分をば、先づ御兩親に對して盡されたものであるから、佛教徒としての孝養の道、之に過ぎたるは無いのである、開化の初めに先づ父母に授戒し以て孝養の實を盡すと云ふ事例は、日本佛教界中希に見る所である、聖人は文永七年の頃、法兄の淨顯義淨の兩人に遣されたる御文章に、先づ我父母に孝して、後に他人の父母には及ば

すべし(善無畏鈔)と仰せられてあるが、開化の初に於て御雙親に授戒せられたことは、此の語に先つて、此の語を實行せられた譯である、孔子は、それ孝は仁を爲すの本か(語)と曰はれ、釋尊は、教化の紀は孝順を本とす(孝經)と曰はれてあるが、彼れと此れと内外其の道を異にし、古今其の時を異にすと雖も、仁慈の道は孝を本とすること、殆ど其の揆を一にすと云ふべきである、且つ又授戒と孝養とは、我が大乘佛教に於ては、密接不離の關係を有してゐる故に、若し大乘佛教の眞髓を得ば、孝養の如何に大切なるかを知ると同時に、孝が即戒であり、戒が即孝であるに達するのである、されば梵網經には、孝順は至道の法なり、孝を名けて戒と爲すとある、此等を考うれば、聖人が開化の初に於ける御兩親への授戒は、増々以て其の意義の深遠なるを察すべきである、其の後五年即ち正嘉二年の春、聖父妙日居士の卒し給ふや、聖人は其の當時天下諫言の爲めに立正安國論の御述作に急なる折であらせらるゝに拘らず、一百日の喪に服せられ、文永四年秋の頃、聖母妙蓮大姉の逝かれし

際の如きは、孜孜として看病に服せられ、夜となく晝となく枕席に侍し、法話に慰諭に寸毫も怠り給はず、頗る孝勤を挺でられたることである、此の妙蓮大姉は、その死に先づ四年、即ち文永元年の病に於て、既に逝かれる筈であらせられたが、其の時は聖人が懇誠を挺で、御祈あつたので、四春秋の間、壽命を長らへさせ給ふたのである、されば聖人は、自ら此事を叙せられて、日蓮悲母をいのりて候しかば、現身に病をいやすのみならず、四箇年の壽命をのべたり(可延定業書一八二七頁)と仰せられてある、法華經の中には更増壽命と説て、定業も尙ほ能く轉ずるの力、其してゐるから、此の法華經の經力に依て壽命を増益せし例は、聖人の已前にも屢々あつた事で、必しも珍事であるとは申されぬ次第である、先づ法華經の不輕品を讀誦するに、過去威音王佛の像法時代に常不輕菩薩が出世御化導遊されたが、此の菩薩は威音王佛の説き遺されたる法華經を受持せられて、嘗に六根清淨を得させらるのみならず更に壽命を増させ給ふこと、實に二百萬億那由他歳であらせられたとの

ことである、又今佛釋尊の在世に於て、阿闍世王は提婆の誘惑に遭ふて、悪事をはたらきし故に、その報ひ現に顯れて、大惡瘡身に生じ、大醫たりし耆婆が力も及ばずして死すべかりし處、佛陀御入滅の前夜、涅槃經の中に法華經の教意を説き聞かせ給ひしかば、阿闍世王は之を聞いて、全身の惡瘡の癒えたるのみならず、心の重罪までも一時に消え失せたりとある、又佛陀滅後一千五百年の頃に出世せられたる天台智者大師は、兄陳鍼が病に罹り、其の命旦夕に迫れるを見て、法華經を行じて病盡除癒の祈りを勵み給ひしかば、陳鍼更に十五年の壽命を増せりとのことである、此等は既に云へる如く教法の力と、又其の人徳の高きにも依るべしと雖も、更に其の上に、天をも貫く至誠の真心がありしに因ると云はねばならぬ、如何に經法其のものに威力があるうとも、如何に人徳が高かるうとも、祈る心に至誠誑かざる眞實心あるにあらざれば、徳も法も共に施すに由無きことと思はるのである、是に由て之を觀るは彌々以て聖人の孝徳の高くあらせられしことが伺はるる次第である。

ある。

二 雙親の死後

次に御雙親の逝去後に於ける聖人の孝養如何と伺ふに、聖人は日頃より衆生教化の爲めに、鎌倉又は其の他の異郷に出錫遊ばされて、郷里安房の地に足を入れ給ふことは希れであつたが、其の郷里を戀ひさせ給ふの情は常に止む時とては無く、偏に雙親の安否如何を念とせられつゝ、あらせられたが、御雙親の逝去後は又其の郷里を思ひ出させ給ふ毎に、御雙親の墓を痛く慕はせ給ふたのである、而して此の戀慕渴仰の情は、郷里安房の地を遠く離れさせ給へば、離れさせ給ふ程、彌々増して強くあらせられたのである、聖人が鎌倉殿の勘氣に觸れて、遠く北海の寒山佐渡ヶ島に流罪に處せられ給ひし折の御胸中を自ら認めさせ給ひし御文章に云く、
 去る文永八年太歳辛未九月のころより、御勘氣を蒙りて、北國の海中佐度の島にはなたれたりしかば、なにとなく相州鎌倉に住しには生國なれば安房國は戀しか

りしかども、○御勸氣の身となりて死罪となるべかりしが、しばらく國の外に放たれし上は、をぼろげならでは鎌倉へはかへるべからず、かへらすば又父母の墓をみる身となりたしと、をもひつづけしかば、いまさら飛び立つばかり悔しくて、なごか斯かる身とならざりし時、日にも月にも海もわたり、山をもこえて、父母の墓をも見、師匠のありやうをも訪ひ音信れざりけん、なげかしくて、彼蘇武が胡國に入りて十九年、雁の南へとびけるをうらやみ、仲丸が日本國の朝使として唐にわたりてありしが、かへされずして年を経しかば、月の東に出でたるを見て、我國三笠の山にも此月は出でさせ給ひて、故里の人も只今、月に向ひてながむらんと心をすましてけり、此もかくをもひやりし時、我國より或人の便につけて、衣をたびたりし時、彼の蘇武が雁のあし、此は現に衣あり、にるべくもなく心なくさみて候しに、○されば大海のその、ちびきの石はうかぶとも、天よりふる雨は地にをちすとも、日蓮はかまくらへは還るべからず、但し法華經の

まことにおはしまし、日月我をすて給はずばかへり入りて又父母の墓をもみるへんもありなん

(光日書一
四一四頁)

此書は建治二年三月身延にて認め給ひて、光日尼に宛てられた御文章である、光日尼と云へるは、聖人の生處なる安房の國のものである、曾て聖人鎌倉に在つて法談ありし際に、彌四郎と稱する者、法座に列りて聽聞してありしが、宿因や深かりけん隨喜信伏し、法談の終るを待つて親ら聖人に謁し、數珠を改めて本化優婆塞の一人となる、彌四郎に一老母あり、同時に落髮して本化比丘尼となる、是れ則ち光日尼である、聖人が身延に隱栖遊ばされた、文永十一年の六月、子の彌四郎は老母の光日尼に先つて死せしかば、聖人は其の子に先たれたる老母のやる瀨なき胸中の切なる情を察し給ひて、懇に慰め給ふ趣も當書の後の文に見えてゐる。

今引用せし御文の大意は、聖人が北海の孤島、佐渡の國にありて、故郷安房を慕はせ給ひ、特に考妣の墓に參詣の出來ざることを歎かせ給へる折柄、曾て本化比丘尼

となりし光日尼より、衣を贈り來れるに對し、頗る孤情を慰めさせ給ふ趣を叙せられたものである。

さて鎌倉に在りし時も、安房の國といへは我が生國であるから、何となく常に戀しくは思つてゐたが、御勘氣の身となりて、遠く佐渡の島に流されては、又と父母雙親の墓を見ることも出來ぬと思へば、いま更ら飛び立つばかり悔しくて、斯様な流罪の身とならぬ己前に何故に雙親の墓をも數々爲さなかつたであろう、又何故に師匠道善御房の安否をも數々伺はなかつたであろうかと歎はしく思ふとて、故郷を慕ふ切なる情をば、異國なる漢の孝武皇帝の時に、蘇武が胡國の匈奴に使して、胡國の爲に捕はれて虜となり、更に北海上の無人郷に徙されて、十有九年を経たる折の旅情に比し、又本邦の奈良朝時代の忠臣たりし安倍の仲麻呂が、遣唐留學生として異國にあり、還へされずして長がい間年月を経し時、月を見て故國を思ひ「天の原ふりさけ見れば、かすかなる、三笠の山に出でし月かも」と詠みし折の情に比し

給ひ、就中、蘇武が故郷に通ふ雁の足に手紙をつけしと、聖人が、郷里なる光日尼より送り來れる衣を得給へるを比して、いとも慰み給ふ趣が眞に能く伺はれるのである、其の次に略せし文の意を補して、之を述べば、則ち日蓮は念佛無間等の四箇の強言を放ち、念佛宗禪宗律宗等の諸宗の寺を焼き拂ひ、彼の僧等の頸を刎ねよと言ひたるのみならず、故最明寺時頼殿や極樂寺重時殿を地獄に墮ちたりと云ひし上に、奉行平左衛門等に向つても、よし如何なる科に行はるとも此の義は申し止むまじと云ひし程であれば、縦ひ海底のちびき(千人)の大石は浮ぶとも、又天よりふる雨が地に落ちずとも日蓮は到底鎌倉には還される様なことはあるまじと、思はるゝが、然し日蓮に取つて、こゝに一縷の希望とも一道の光明とも頼むべきは、他にあらず、法華經の文言が誠であつて、諸天が日蓮を見捨て給ふことが無つたならば、又再び還りて父母の墓を見ることもあるであらうといふ一事である、唯だこれのみを頼みとして心強く思ふてゐるこの仰せである、しかる所、果して法華經

の所説が眞實であつて、諸天も聖人を守護し給ひてか、文永の十一年二月十四日の赦免狀、同年三月八日に佐渡の國に着し、同十三日に佐渡の國を出發せられ、同月二十六日に鎌倉につかせられたのである、在島中には、あれ程にまで故郷を思ふておられたのであるから、御赦免後は、先づ第一にこそ故郷に歸らせ給ふかとも思はるゝが、實際は左なくして、同年五月十二日に鎌倉を發して直に身延に隱栖遊ばされたのである、これに就ては聖人又別に思召す所があらせられての事である、其の譯は聖人自ら同書の次の文に述べられてある。

但し本國にいたりて、今一度父母の墓をもみんなをもへども、錦を着て故郷へはかへれといふ事は、内外のをきてなり、させる面目もなくして本國へいたりなば、不孝の者にてやあらんすらん、これほどの難かりし事（流罪赦免の事を指す）だにもやぶれて、鎌倉にかへり入る身なれば、又錦をきるへんもやあらんすらん、其時父母の墓をも見よかしと深くをもう故に、未だ生國へはいたらぬ云云（一四一八頁）

慕郷の情、實に切にして、殆ど抑止し難きものあるに拘らず、敢て之を抑止して、歸郷し給はぬ、聖人の胸中察しまいらするに餘りあるのである、身延に隱栖遊ばされたる後も、慕郷の情は増々深くして、物にふれ折りにつけて毎に思ひ浮べ給へる事は、又其の次の文に於て伺はれるのである。

未だ生國にはいたらねども、さすがに戀しくて、吹く風、立つ雲までも東の方と申せば、庵をいで、身にふれ、庭に立ちてみるなり、かゝる事なれば故郷の人は設ひ心よせにおもはぬ物なれども、我國の人といへば、懷づかしくてはんべるところに此御ふみを給て心もあらずして、いそぎひらきて見候云云（一四二八頁）

それ吹く風、立つ雲までも東の方と申せば、庵を出で、身にふれ、庭に立ちて見と云ひ、又、故郷の人は設ひ心よせにおもはぬ物なれども、我國の人といへば懷しくてはんべると云ふ、慕郷の情いかに切なるかを知ると同時に孝情のいかに厚くあらせられたるかを知るべきである、文に東の方とあるは、聖人の生國なる安房を指す、

聖人の在す身延は安房より西に方るからである、東の方我が生國安房より來るものならば、吹く風も觸れて見たし、立つ雲も眺めても見たいこのことである、愛郷思親の情を單むること、いかに濃にいかに密なる、既に立つ雲、吹く風だにも懐かし、况や人をやである、但し慕郷は人の情である、否な雷に人の情なるのみならず、生類の情である、古人が、胡馬北風に依り、越鳥南枝に巢ふと、詠じたるも、他を意味するにあらず、則ち此箇生類の常情を顯はしたものである、其の聖人が風雲を瞻望して、舊里を廻想し、考妣を追慕して、無限の感慨を盡されし所、豈に他の地ならん、今の身延山上、霧立ち籠むる奥の院、即ち是れである、奥の院に別名あり、曰く思親閣、曰く育恩堂、曰く大孝院、此寺の別名こそは則ち是れ、ありし六百有餘年前の實情をば、萬年の未來に物語るものである、萬治二年秋の頃、洛南深草の元政和尚、八十の老母を扶けて、身延に參詣し給ひける折、此處に來つて、父の遺骨と自身の髪とを、堂の側に埋められたことは、和尚自筆の身延行紀に載せられて

ある、此時に和尚は聖人當年の狀を廻想して、詠じける詩あり、其の句末に、別有風教可ニ追慕。瞻ニ望父母。陟ニ斯高一の句あり、正く其の實情を穿つものと稱すべきである、古の賢者孟子云へるあり、大孝は終身父母を慕ふと、聖人にして始めて其の實を見る。

又曾て建治元年の頃、名越公時の未亡人である新尼御前より海苔を送り來れるに對し御返事の文中に左の句がある。

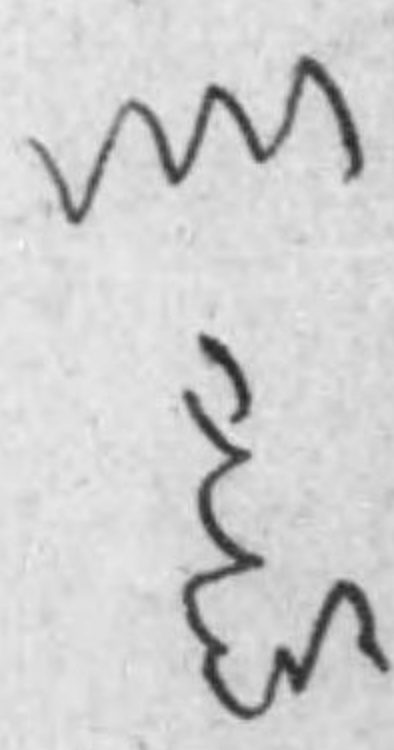
片海市河小湊の磯のほとりにて、昔し見しあまのりなり、色形あぢわひもかはらず、なご我父母かはらせ給ひけん、かたちがへなるうらめしさ、なみだをさへがたし。

(新尼書一〇八九頁)

斯様に他より送られたる海苔を見ても、直に郷里のことを想ひ起し、昔し見し郷里小湊の磯のほとりの海苔と、色形も味もかはらぬに、何故に我が父母のみは變らせ給ふらん等と歎かせ給ふ、切なる御厚情を察しまいらすれば、轉だ感慨の無量なる

を禁じ得ざる次第である。

聖人は斯様に父母を愛慕せられしのみでなく、又世人に勝れて父母を敬ひ尊ばれたのである、此の親を尊敬することが孝道にとりて大切なることは、儒教などにも屢々顯れてゐる、今その二三の例を示さば、孔門に子游と云ふ人があつて、曾て孔子に孝の事を問ひたる時に、孔子が子游に教へらるゝ語に「今の孝は是れ能く養ふを云ふ、犬馬に至るまで皆養ふことあり、敬せずんば何を以てか別たんや」とある、又同門の孟懿子が孝を問へるに答へて「生けるには之に事ふるに禮を以てし、死せるには之を葬るに禮を以てし、之を祭るに禮を以てす」と示されてある、又孝經の中には「人の行は孝より大なるは莫く、孝は父を嚴ぶより大なるは莫く、父を嚴ぶは天に配するより大なるは莫し」と諭されてある、此等の文は皆な是れ孝道に尊敬の缺ぐ可からざるを云へるものにあらざるはないのである、其の父母の生前死後共に禮を以てするは、是れ父母を敬する所以である、其の父を以て天に配するは、之を



敬ひ嚴ぶことの極である、蓋し儒は天を以て理想とし、尊きもの、極とする故である、但し佛教に於ては更に尊きものがある、开は則ち佛陀であり、如来である、されば佛教に於ては、父母を嚴ぶの極は佛陀如来に配するより大なるは無いのである、是を以てか、聖人は御自身を以て法華經の行者であり、如来の使であると遊ばさると同時に、御兩親を以て釋迦佛に比し、又多寶如来に比せられてある、开は則ち左の文である。

日蓮は日本第一の法華經の行者也、すべて勸持品の二十行の偈文は、日本國の中には日蓮一人よめり、八十萬億那由陀の菩薩は口には宣べたれども、修行したる人もなし、不思議の日蓮をうみ出だせし父母は、日本國の一切衆生の中には大果報の人也、父母となり、子となるも必ず宿習なり、若し日蓮が法華經釋迦如来の御使ならば、父母豈に其の故なからんや、例せば妙莊嚴王、淨德夫人、淨藏、淨眼の如し、釋迦多寶の二佛、日蓮が父母と變じ給ふ歟

(寂日房書一八七三頁)

自己の父母を以て、自己所信の教法の理想たり、目的たり、歸趣たる所の佛陀如來に配するは、則ち之を崇ひ之を敬ひ之を嚴にし、之を靈にする所以ならざるなからんや、それ孝子の親に事るや、居る時は則ち其の敬を致し、養ふ時は則ち其の樂を致し、疾むる時は則ち其の憂を致し、喪には則ち其の哀を致し、祭るには則ち其の嚴を致すと、此の敬・樂・憂・哀・嚴の五者を備へて至孝さる者は眞に聖人なる歟。

第七章 忠君と孝道

人道は五倫より急なるは無く、五倫は君親より重きはあらず、忠孝の道は其の君親の恩に答へ、臣子の分を明にする所以にして、名教の根本であり臣子の大節である、而して此の兩者相俟ち相應じて各々其の一を全ふすべきこと、猶ほ車の兩輪の如く鳥の双翼の如くである、それ一家に重たる者を親とし、一國に鎮たる者を君とす、個人集りて家を成し、家々集つて國を成す、一家は一國の單位にして、一國は一家

の集合體である、一家の齊否は一國の治不治に關し、一國の安危は一家の存亡に關す、されば一家の親に孝なるは體て一國の君に忠なる所以にして、一國の君に忠なるは即ち是れ一家の親に孝なる所以である、斯の如く國家統治の上より論ずるも忠孝二道の相關するや明かであるが、人の習性の上より論ずるも、家にありて孝弟の道を竭す程の者は又必ず國君に對して忠道を盡す者である、忠臣は必ず孝子の門に出づるの諺は、則ち此の間の消息を言ひ顯したものである、又大忠は必ず大孝に一致すると同時に、大孝は必ず大忠と一致するものである、昔し孔子、曾子に告ぐるの語に曰く、夫れ孝は親に事るに始り、君に事るに中し、身を立るに終る(孝經)と、孝は單に父母の坐側に侍して冬温夏凊を是れ務るのみにあらず、君に奉じ國に報い、身を立て名を顯すもの、是れ孝の始終である、然れば則ち孝を言へば忠は自ら其中に寓するにあらずや、忠君の素質は孝親の間に胚胎し、孝親の志漸く大なるに及んで遂に忠道の大美を發揮するに至る、而して其の己の誠を盡す所以に至つては

終始一である、大孝大忠の其の歸を一にする所以また知るべきである、但し親子の道は天性であり、君臣の道は義を以て成れる所のものである、天を以て合へるものは離せんと欲して離し難きものなるも、義を以て合へるものは、其の義の合はざるものあれば則ち離反の恐れがある、斯の如く父子の親と君臣の義と、濃淡疎密の相ひ同じかゞざるものは特に支那流の忠孝に於て認むる所である、何となれば支那の國體たる、古來一定の王種あらず、三皇五帝國を開いてより夏となり殷となり周となり秦となり漢となり、乃至唐となり宋となり金となり元となり明となり清となり、清帝廢せられて今日の民國となるに至るまで、強は弱を制し、剛は柔に勝ち、勝てる者は則ち代て王となり、國代る毎に王代り新陳交替常ならざるが故に、下民の君王を戴くは、勢威の敵すべからざるを以て已む無く之に従へるものであつて、心よりして之に服する者にあらず、これ則ち君臣の義の離反し易き所以である、凡そ世界列國の歴史中、波瀾曲折の多き支那の如き或は希ならん、されど諸外國の歴史も

亦たその多くは之に類するものである、然るに獨り我國は君民本と其の祖を同ふし、且つ開國已來今日に至るまで、皇統全く一系にして、君主は則ち天祖の裔であり、臣民も亦た曾て天祖に奉じたる臣民の後であつて、歴世相依り萬古相親んずるを以て、君主の威光は増々高きを致すと共に其の恩寵は増々厚重を加へ來るを以て、既に今上陛下御登極の折の詔勅にもありし如く、其の義は君臣であつても其の情の密なるは全く父子の如くである、一國の上に於ける君民共住の狀は宛然一大家族の如き觀を呈しつゝあるのである、これ則ち我が國に於ける君臣の關係が、彼の支那及び其の他の君臣關係と大に其の趣を異にする所である、而して此の君臣關係に於ける我彼疎密の異りは、又其の忠孝關係の上に於ても彼我相等しからざる所以である、忠孝一致或は忠孝一本の説の如きは支那若くは他の諸國の内に於ても唱へられざるにあらざらんも、之を以て我國に於けるものと比するに、必しも同日に論ず可らざるのみにあらず、忠孝一本の名あり亦實あること我が國に勝るものはないので

ある、延元元年楠正成、後醍醐帝の詔を奉じて攝津に出陣し、死を決して足利尊氏の大軍に當らんとするの時、吾が子正行を櫻井の驛に引見して、遺言する中に「汝忠義の爲に身を殉せよ、家名を汚がすこと勿れ、これ則ち汝が大孝なり」と云へるは、正く是れ忠孝一本の理を道破したる言である、そこで正行は父正成の遺命の如く、正平四年正月敵軍と四條畷に戦ひ、立派に忠義の爲めに殉じたのである、之は父子共に君に忠なる場合であるから忠と孝とが衝突を來たす様なことは無かつたのであるが、父の志が君に對して忠ならざる場合に處して、其の子たる者が忠孝の兩道を全ふすることは頗る難い様に思ふが、昔治承年中に平清盛が後白河法皇の御處置に對して、不平を抱き、法皇をば鳥羽殿に移し奉らんとせし時、其の子の重盛は君と父との兩者の間に立つて、忠孝兩道を全ふせんことを企てたが、之は頗る困難なことであつたと思はるのである、此時重盛は如何なる態度を取りたるやと云ふに、急に駕を命じて清盛の第に赴き、宗盛以下一族の者を叱り付け、大

に將士を戒め、清盛に見えて涙乍らに其の不忠を諫めて見たが、尙ほ聞入れぬ様子である故に、自第に歸りて憂懼措く能はず、急に命を下して兵士二萬餘人を集め、人を清盛の許に馳せて、自分は近衛大將として法皇の詔を奉じ無道の人を討んとす、されど不肖請ふて大人の罪を宥さん、希くは心を安くせよと、言送りて、漸くにして清盛の無法を思ひ止まらざることを得たこのことであるが、此重盛の態度は實に天晴なものであつて、聖人も此時の重盛の態度を以て、其の後重盛の弟宗盛が父清盛の悪事に隨いたるに比し來つて、其いづれか親の孝人なる(兵衛志殿御返事二二二六頁)と仰せられ、重盛の忠にして且つ孝なるに、如かざる由を賛せられてあるが、聖人は又斯の如き忠孝兩全の難き場合に處する國人の覺悟をば、最も明快に裁斷せられてある、云く

孝子・慈父の王敵となれば、父を捨て、王にまいる孝の至り也。(開目鈔七九五頁)

父母の謀叛なんごををこすには、隨はぬが孝養とみへて候。(兄弟鈔一一三八頁)

右二文こそは正しく我が國に於ける忠孝一本の實を道破したるの語であつて、餘人の多く言及せざる所である、彼の重盛が父清盛を諫めし時に、忠ならんと欲すれば、孝ならず、孝ならんと欲すれば、忠ならず等と言つた語を以て此の聖文に比するに、朦と明と到底同日の論にあらず、彼れ重盛の語を以て殆隔竹膜と稱すべくんば、聖語は則ち其の竹膜を破つて直に忠孝一本の眞を穿つものと稱すべきである、此の聖文こそ實に國民の全部が永世不朽に確守すべき訓言である。

第八章 聖人の忠諫

日蓮聖人既に大孝を持し、且つ忠孝一貫の大理を示すこと上述の如しとせば、又必ず聖人に大忠の實無かるべからず、是に於てか聖人は自ら憚る所無く、自己の國家に對し國君に對する忠誠無二なるを披瀝して、或は偏に大忠を懐く（北條時宗書六〇九頁）と云ひ、或は日蓮は日本國には第一の忠の者なり（中興入道書一九二頁）と云はれ

である、此等の語が但だ徒に自らを誇大にするが爲めであるならば、一顧にだも價値せぬのであるが、眞に國家を憂ひ人類を思ふ欺かざる熱情の迸りであるから尊いのである、聖人の中心より出で其の肺腑を衝いて流露する所の、至誠國人を思ふ熱情の迸りは、遂に身命を賭してまでも國家を諫曉するの舉に出でられたのである。古人は、忠臣の君に事るや諫より先なるは莫し（忠經）と云つてゐるが、然し國に善政が布かれ善教が弘まりてゐて、上に無道の君無く下に叛逆の臣無き泰平無事の時であるならば、固より諫争の必要も餘りに無いと思ふが、聖人の御出世當時は果して爾か泰平無事の時であつたか、ごうか、先づ之を檢べて見なければならぬが、若し世が泰平無事であつて善政が布かれ善教が弘つてゐる程ならば、聖人も身命を賭してまでも諫め給ふ様なことはあるまいから、世が亂れてゐたには相違あるまいが、开が如何様に亂れてゐたか、當時に於ける日本の状態を一瞥する必要がある。聖人の降誕より四十五年前が即ち治承元年であつて、彼の藤原成経や平康頼や僧

俊寛等が後白河上皇の内意を承けて、平氏討伐を企てたが、事遂に成らずして各々流刑に處せられた年である、其の翌年に成経と康頼とは召還せらるること爲つたが、之に就て平清盛は上皇の御處置を憤り、上皇を鳥羽殿に幽閉し奉らんとしたが、此時は先にも述べた如く、重盛が一死以て清盛の不法を諫止するを得たが、其の翌治承三年に重盛が薨するや、清盛は遂に上皇を鳥羽殿に幽し奉り、上皇の寵臣基房及び師長等を捕へて之を流し、増々専横を極むるに至つた、斯の如く平氏が徒に誇りに長じて、兵備を怠れるに乗じ、諸方の源氏は一時に起り、其の後三年即ち壽永二年には木曾義仲の爲に攻め立てられ、平氏の一族は安徳帝を奉じて都を引き揚げ讃岐に奔走するに至り、更に其の後二年即ち文治元年には、源義經の爲に攻められ、一びは屋島に破れ再び壇浦に敗れて、終に全滅の否運に陥り、恐れ多いことであるが、未だ幼弱に在す安徳天皇は海の中にも都ありとはの一句を遺して入水遊さるるに至つたのである、義經が平氏を討つたのは、兄頼朝の命に依るの

であつて、頼朝は之より日本六十餘州の總追捕使となり、征夷大將軍に任せられ、國權を一手に握るに至つた。

斯様にして政權は平氏の手より源氏の手に移つたのであるが、源氏の運命も餘りに長からずして、僅に三代三十餘年にして盡くるに至つた、此時に當り後鳥羽上皇は、久く朝權の武臣に歸せしことを奮慨せられつゝ、あらせられた時であつたので、朝權回復の時機正に到れりと爲し、竊に武を練り、謀畫する所あらせられたが、承久三年五月遂に關東征討の令を發し給ふに至つた、時に關東の方は如何になつてゐたかと云ふに、源家第三代實朝は公曉の爲に鶴岡八幡宮の前階にて殺され、北條義時は源家の外戚であり、父時政已來源家(朝業に就ては鮮からず功績があるので、身は陪臣の位にあり乍ら、頼朝の未亡人なる平政子を扶けて、隱然國柄を執つてゐたのである、是に於てか後鳥羽上皇を初とし、土御門順徳の御三方まで、心を一にして義時を討伐せんとせられたのであるが、義時は之を聞て大に瞋り「義時罪

無くして此の讒に遭ふ、夫れ復た何をか言はん、上は戦を好ませらるると見へる、依て先づ弟の時房や兒の泰時朝時をして十九萬騎を率ゐて發せしむるで御座らう、上皇宜く御覽あれ、若し之のみにて未だ壓足らせ給はずば重ねて兒の重時や政村に命じて、二十萬騎を率ゐしむるで御座らう、義時も亦續て發するも宜ふ御座る」と云つて、逆まに西上して攻め寄せ來つたので、朝廷では大に驚かれ、上皇は藤原秀康や三浦胤義等の諸將をして、兵一萬七千餘騎を率ゐて東海東山の二道を守らしめられたが、官軍利あらずして美濃尾張の間に破れ、宇治勢多に於ても遂に守を棄つるの已む無きに至つたので、泰時等の軍は勢に乗じ長驅して京師に迫つた故、後鳥羽上皇は大に狼狽遊はされ、其の計の出づる所を知らず、結局一旦剝いだ所の義時の官位を復し、追討の院宣を解き、泰時の要求により、藤原忠信等の六人を以て廷臣中の首謀者とし、咎を彼等に歸せられたのであつたが、事は其の儘では濟まず、其の年漸く即位せられた計りの 仲恭帝は廢せられ給ひ 後鳥羽・土御門・順徳の三

上皇は隱岐と土佐と佐渡の三島に各々遷されさせ給ふに至つたのである、其の縱ひ朝廷に於て如何なることのあるらざれ給ふたにせよ、臣下の身として斯かる非望を遣ふする者があつたと云ふことは、皇室に對して甚だ恐れ多いことである、願ふに日本開關已來二千五百七十餘年、其の間朝廷を覬覦する様な逆臣も彼等已外に無つたのでは無いが、文治承久の二役の如き皇室を危ふしたことは、恐くは後にも前にも其の例を見ぬことである、而して文治の役より承久の役に至るまで、其の間僅に三十六年である、三十六年の歲月は、二千五百七十餘年の本邦の歴史より見れば、短少年月と云はねばならぬ、此の短少年月の間に既に二回までも斯かる大變亂があつたと云ふことは、容易ならぬ世の亂れと申さねばならぬのである。此時に於ける我國人の思想若くは精神を左右すべき宗教界の状態は如何であつたか、彼の南都六宗の中では俱舍・成實・三論の三宗は早や既に衰滅してゐたが、法相と華嚴と律との三宗は昔日の如くにはあらざるも、猶ほ其の餘威を振つてゐたこと

は確實である、平安朝の初に起つた天台・真言の二宗は僧風の墮落せし爲に一般民間の信仰は衰えてゐたにもせよ、皇室の歸依信仰は其の根ざし深かりし爲か、また仲々衰えてゐるとは申され無かつた、又後世より一般に鎌倉佛教と稱してゐる、浄土宗・臨濟宗・曹洞宗・真宗などの諸宗は正に興り、將に起らんとしつゝある日の出の勢であつた、而して此の兩度の變亂に就て其の裏面に直接關係を有してゐるのが天台・真言の二宗である、此の二宗は既に述べた如く平安朝已來長い間皇室の歸依を受けつゝてゐた關係上、無論京都方即ち皇軍勝利の祈禱を執行したのである。

さなくとも此の戰たる、もと天子様と一武臣との戰であれば、譬へば鷹と雀と・猫と鼠との戰の様なものであつて、勝は固より京都方にあらねばならぬと思はるのである、其上に文治の役には叡山の座主明雲僧正等が皇軍勝利の祈禱を修し、承久の役には又叡山の座主慈園僧正を初めとし、東寺御室の高僧等まで來つて、内裏に大壇場を築いて、皇帝勝利の祈禱を修し奉つたのに、さうして兩度とも京都方に利あ

らずして關東軍の方が勝を得たのであろう、之れ或は天台・真言二宗の祈禱が反つて禍を爲して、勝べき京都軍をして反つて敗けしむるに至らせたのではあるまいか、それはさて置き、聖人は此の兩度の國亂に就て如何に記させ給ひたるか、云く

日本國に代始まりてより已に謀叛の者二十六人、第一は大山の王子、第二は大山の丸、乃至第二十五人は頼朝、第二十六人は義時也、二十四人は朝に貴められ、獄門に首を懸けられ、山野に骸を曝す、二人は王位を傾け奉り、國中を手に拳る、王法既に盡ぬ。

(秋元書一九三二頁)

斯様に日本開闢已來、謀叛人も數あれども、其の最も非望を逞ふした者は頼朝と義時との二人であると奮慨せられてゐる、又天台真言の祈禱に就ても、左の如くある、安徳天皇は明雲座主を師として、頼朝の朝臣を調伏せさせ給し程に、右大將殿に罰せらるるのみならず、安徳は西海に沈み、明雲は義仲に殺され給き、尊成王は天台座主慈園僧正・東寺・御室並に四十一人の高僧等を奉請し下し、内裏に大壇場を

立つて義時右京權太夫殿を調伏せし程に、七日と申せし六月十四日に洛陽破れて、王は隱岐國或は佐渡島に遷され、座主御室は或は責られ、或は思ひ死に死し給き。

(秋本書一九三七頁)

又此の兩度の亂及び祈禱の事を併せ記し給ふは神國王書(一三五五頁)にもある但し承久亂當時の戰の狀を詳述し給ふたのは承久書(二〇七三頁)であり、其の時の祈禱の狀を詳述し給ふたのは祈禱鈔(九〇八頁)に加くものは無いのである、此等の御文章を拜讀し奉るに、流石に平安朝四百餘年の間、祈禱佛教として優を誇りし天台眞言の二宗も、利驗は全く盡き果て、嘗に無効無力なる計りて無く、之を以て祈るならば反つて祈る方に禍を來すと云ふことが明に證據だてらるることになつたのである。祈禱の効く効かぬは別問題として、斯かる暴逆無道なる事柄が世上に行はるるのを見て、時の佛教諸宗の僧侶の中に身を挺し諫止の道を講じた者が一人でもあつたであらうか、若し無かつたとしたならば其等諸宗の宣傳する所の教理なるものは、人

生とは全く無關係であつて何等の影響も反應も與へぬものであらうか、又或は教理は正しきものであつて、之を施さば能く世上の亂れを正すべき力は單つてゐても、其の正しき教をば時世に活用すべき人才が、其時不幸にして缺乏してゐたのであるうか否なく無いとは許す譯にはゆかぬ、开は何故となれば其の時に方り、南都佛教中で、華嚴宗には法相宗の解脱上人貞慶と併稱して鎌倉初期の二大高僧と呼ばれた、明慧上人高辨があり、律宗には南京律復興の祖として有名なる大悲菩薩覺盛があり、興正菩薩叡尊があり、此の二師の門より出でた者としては、生如來と世人より敬はれた極樂寺の良觀もあり、平安佛教中には先に擧げた天台座主の外、眞言には高野山に華王院覺海あり、其の門下には野山八傑と稱せらるる人物もあつたこのことである、鎌倉時代の佛教としては淨土宗には法然門下に、鎮西の聖光だの、西山の證空だの、一向の親鸞だの、長樂寺隆寛だのと云つた者があり、而して臨濟禪には開祖の榮西禪師がゐた、曹洞禪の道元は此時未だ開宗はしてゐなかつたが、居たこ

とは確かである、斯かる立派な人才が整ひも整つて大勢のたに拘らず、ごうして鎌倉方の非義無道を諫止するの策を取ら無かつたであろう、斯かる人才が居乍ら而も何等の策も講じなかつたとすれば、やはり其の奉じてゐる所の教法が悪いのであるうか、教法は等しく釋尊の説き遺された教法であるから、教法其のものには咎も過もある譯ではあるまいが、等しく釋尊の教法でも小大權實と種々ありて、其等の教法が弘まるには自ら時機に通塞がある、最早や時代が過ぎ去つてゐる所の教法を取り來つて強めて、弘め様とすれば、何等の利益が無いのみならず反つて害を及ぼすことになるものである、當時諸宗の宣傳する所の教法は正しく其の時代晩れの教法であつて、如何に之を修飾した所で兎ても時代に適する様にはならないものである、諸宗の僧侶等は其の時代に適はない所の教法を弘めんと努むるが爲には、偶々時代に適應する所の教法があつても、之を抑壓して反つて時代不相應なりと叫び、最も尊く且つ勝れてゐる、諸經の中の王と云はれ最爲第一と稱せらるる所の法華經をば、之

を下して或は第二であり或は第三であるのと、得手勝手な誤つた教へ方をするが故に當に利益が無いのみならず反つて害毒を流すに至るのである。

聖人の降誕遊されたのは後堀河帝の貞應元年であつて、恰も彼の承久大亂の翌年であつたから、世間も亂れ、又世間の亂れを糾正すべき出世間の佛教諸宗も亂れに亂れてゐた時代である、天子も將軍も執權も皆其の亂れに亂れ誤りに誤れる所の教法を信じてゐる有様であつたが、爾來三十餘年、聖人開宗の當時に至るまでは如何であつたかと云ふに、義時の次には似ぬ賢明な泰時が世を襲いだから、一時の少康を得た様なものではあるが、それより經時・時頼と世々相嗣ぎ、上には名計りの將軍を戴き、己れは陪臣にあり乍ら隱然天下の生殺與奪の實權を手中に執り、天子を廢立し、將軍を進退するが如きも、皆是れ北條一門の都合より割り出すと云ふ惡風を馴致し、佛教諸宗は相も變らず眠れるが如くであつて、之が糾正に力を注がずして、徒に權門に阿附し追従する有様であつた、斯様な世出の亂調變態は、遂

に非情世間の天地にまで影響し、天地の間に種々の變妖が出現するに至つたのである、正嘉・正元・文應と打ち續く大地震・大風雨・大飢饉・大疫病、則ち是れである、仁王經の中には國土亂れん時は先づ鬼神亂る、鬼神亂る、故に萬民亂る、故に賊來て國を劫し、百姓亡喪す」とあるが、此等の天變地妖は畢竟するに聽て内外より賊難が競ひ起るべき前兆である、聰明叡智なる聖人は政道の上より察し、教法の上より觀じ、天地の變妖より推し考へて、是れ必ず近き將來に我國に賊難の免る可らざるを知り給ひ、若し之を此の儘に放任せば國家の滅亡疑ある可らずと知り給へり、日本第一の忠者を以て任ずる聖人、之を知り乍ら爭か黙止し給ふべき、黙止せんと欲するも黙止し能はざる場合に立ち至らせ給ふたのである、是に於てか國難救治の策として、先づ北條氏を諫曉すべく認められたのが、正法を立て、國を安ずると謂ふ一篇の主意に原き、其の名も立正安國論と題せられ、之を以て時の奉行職宿屋入道を介して前執權北條時頼に呈し給ふたのが、(時の執權は時宗なるも未だ若年なりし故に、)文應

元年七月十六日であつて、聖人の開宗より八年の後である、安國論は漢文で認められた長篇のものであるが、其の大意を摘示せば、近年諸宗に於ても隨分に國家安全の祈禱も修してゐる様であるが、一向に効驗無く反つて災難を増すのみである、其の譯は世人が皆な權教や邪宗を信じて、法華の正法を疏んじ輕しむるからである、若し此の儘に推し移らば、自界叛逆難じて此國に同士打の戦始り、他國侵逼難じて他國より攻め寄せ來ることあるべし、それを恐れば速に邪法邪宗を捨て、我が正法に歸依せよ、然らば則ち國も治り人も安全なるべしと云ふのである、而して論文の表では専ら法然上人の選擇本願念佛集を破せられてあるが、文の裏には諸宗をも含んでゐる、文中に「但し佛道に入て數々愚案を回すに、謗法の人を禁じて正道の侶を重せば、國中安穩にして天下泰平ならん」(三八四頁)と云ひ、又其の結勸の文に「汝早く信仰の寸心を改めて、速に實乘の一善に歸せよ、然れば則ち三界は皆佛國也、佛國其れ衰んや、十方は悉く寶土也、寶土何ぞ壞れんや、國に衰微なく土に破

壞なくんば、身は是れ安全、心は是れ禪定ならん」(三九二頁)とあるが如き、以て其の意の存する所を知るべきである、此安國論御著作の已前には、國家論であるとか或は災難對治鈔であるとか云へる、國災を苦慮せらるゝの餘に認められた御文章もあるが、此安國論を以て北條氏に呈せられてより以後七八年の間は、心には常に存してゐられても殊更に謹黙を守りゐられたものであるが、國難に關する御文章は認められておられぬのである、然るに安國論を奏進せられてより九年目即ち文永五年の正月十八日に、大元蒙古の牒狀が我國に到來したので、茲に始めて九年已前に認めて北條幕府に奏進し置いた論文が符合せりとして、同年四月には安國論御勸由來を認められて、平頼綱の父法慶房盛時に遣はされ、同年八月には宿屋入道光則に書を飛ばして、豫言的中を曰ふと共に此の國災を調伏するの道を知る者は日蓮一人なりと仰せられてある、而して同年十月には北條時宗を始とし、鎌倉の諸有司諸名刹に飛激して、論文の符合を言議せらるると同時に、諸宗の僧徒と日蓮とをば御所に

召し合されて、教法の邪正を決斷あるべき由を請求せられ、又一方には弟子檀方にも回文を以て、今回蒙古の牒狀到來に就て、日蓮は斯様々々の事を請求せしにより日蓮及び弟子檀那は流罪になるか又或は死罪にも行はるるやも知ぬ故に、此場に及んで驚いてはならぬぞと論されたのである、之より已後は事に觸れ縁に應じて屢々外寇襲來の事を議せられたのであるが、中に就て聖人自ら予に三度の功名ありと仰せられたのは、第一が文應元年安國論奏進の際に、宿屋光則に向つての諫言であり、第二が文永八年九月十二日、相州龍口に於て斷頭の處刑に臨まんとせさせ給ふ折りに、平左衛門頼綱に向つての諫言であり、第三が文永十一年四月八日鎌倉御所に於て、同平の左衛門に向つての諫言である、此の三度の功名の文言は撰時鈔(二二四一頁)に認められさせてあるが、三度とも随分強言を吐露せられてある、斯様に時の奉行等に對して天下を諫言せらるることは、毫も名聞利達に志あつてのことで無く、たゞ偏に君の爲め國の爲め父母師匠及び一切衆生の爲めである、斯かる皓潔なる志に依

てせらるるのであるから。其の態度がいかに立派である、其の態度の立派なること其の決心の堅きことを見て、時の執權北條時宗は世にも希なる尊き僧なるかな、英雄とも豪傑とも大丈夫とも謂つべき者は彼れ日蓮のことなるかと、深く自ら感じもし褒めても見たが、さりさて周囲を憚り民心の動搖を恐れてか聖人諫言の意味を採用せざりしかば、聖人は三度諫めて用ゐずは山林にまじはると云ふ賢者の定まる例に習ひ(報恩鈔一四九九頁)文永十一年五月中旬鎌倉を發して、甲州身延山に隠棲の身となられたのである、聖人の忠諫をば縦ひ北條氏が用ゐざりしにせよ、聖人の心にては最早や自己の言ふべきことは既に言ひ、自己の爲すべき事は既に爲し給ふたのである、則ち佛陀の使命をも一往は世に傳へた積りである、宗教家としての役目も一往は果たした積りである、國民として國家に對する義務も充分に盡した積りである、又此上に何をか爲さん、又何をか言はん、縦ひ言ふとも用ゐるもせらるまじければ、且く山林に閉じ籠りて内陣を堅固にし再起の企てを爲さん、身若し再び起つ能はず

んば門弟子をして代り起たしめんとの用意である。

古人の語に「下能く之を言ひ、上能く之を聴かば、正道光る」(忠經)とあるが、下能く之を言ふの責は聖人に於て遺憾無く盡されたのであるが、上能く之を聴くのをば北條氏の方で盡さなかつたのであるから、従つて正道光ると往か無つたのは惜みても餘りある次第であるが、設し此の時に於て上能く之を聴いてゐたならば、法華經の正道は直に當時に光被し、文永九年に北條一門の間に起つた様な、兄弟牆に闖ぐの内亂も無かつたであらうし、又文永十一年及ば弘安四年に起つた様な、外寇も無つたであらう、又縦ひ斯様な事が起らんとしつゝあつたにせよ、之を未萌に防

ぐことが出来たかも知れぬのであつた。
駿馬は鞭影を見て馳ると云ふが、苦し北條氏にして駿馬たらんか、聖人が内亂外寇相ひ續いて至るべしとの鞭を揚げられたのは、文永九年の内亂に先つ十三年の已前であり、文永十一年の外寇に先つ十五年の已前である、則ち文應元年の安國論は正

く鞭を揚げられた時であるから、之を見ると同時に反省しなければならぬ筈である、然るに内亂に外寇に屢々鞭撻たれなければ覺醒せぬ、否な鞭撻れても尙ほ覺醒せぬと云ふは頗る驚馬であると云はねばならぬ。

そも文永九年に於ける内亂とは如何なる事であるか、則ち時の執權北條時宗と其の兄の時輔との戦争である、此の戦は如何にして起つたか、其の原因とも其の動機ともいふべきは何であるか、則ち時輔は前執權北條時頼の長子である、長子ではあるが、其の母の身分出處が賤いからと云ふので、父の時頼は家職を弟の時宗に譲り、時輔には京都の南北六波羅の中の南六波羅に在つて、北六波羅の北條義宗と共に畿内西海を鎮撫すべき役目を課したのである、そこで時輔は身長男であり乍ら弟の配下に立て、僅に一方を守ると云ふを以て常日頃から不平に思つてゐたのである、これが反亂の土臺を爲して、其の當時鎌倉に居て不平を懷いてゐた同族の北條公時や教時等と、東西相應して一時に勃發したのが則ち其の内亂の真相である、聖人は

此時の戦争の状を書記して、「文永九年二月の十一日に合戦さかなり、華の大風にみだるるが如く、清絹の大火にやかるるが如くなり」(兄弟鈔一三五頁)と仰せられてゐる、其の二月十一日とあるは鎌倉の亂である、京六波羅の戦は二月十五日に起つたのである(王代一覽)其の結果はと云ふに、執權時宗が北六波羅の北條義宗に命じて時輔を撃たしめたるにより、時輔之に戦死して鎮壓することになつたのであるが、事既に天下の執權職たる北條の一門より起つたのであるから、國民の驚きは嘸ぞかしであつたと察せらるるのである。

更に此の内亂の原因をば倫理道德の上より考うるに、抑も時頼が其の長子の時輔をさし置いて弟の時宗に家督を相續させたこと云ふことが誤りの本ではあるまいか、それも身躰が怯弱であつて家職に堪へぬとか、又は白痴にして天下の大事を處するに堪へぬとか云ふのならば兎も角であるが、唯だ母の出處が卑賤なるの故を以て襲職を禁ずるとは餘りに非理である、北條歴代の執權職の中でも比較的賢明の稱ある、

彼れ最明寺時頼でさへも尙ほ斯の如き不明の所がある云ふは、これ何の罪であるか、恐く教の罪では無いであろうか、北條氏は一體何を信じてゐたか、則ち禪宗である、特に時頼などは深く信じてゐた方である、禪宗には佛頂を踏むと云ふ様な顛倒した教さへある位であるから、斯かる教に親まば弟を兄の上に据へる位は平氣になるかも知れぬのである、しかし斯かる教が延いては天下の大事を惹起する基になるから、教と云ふものは大に撰ばなければならぬものである。

文永十一年に於ける外寇即ち大元蒙古襲來の狀は如何であつたか、聖人は次の如く認められてある。

去る文永十一年十月に蒙古國より筑紫によせて有りしに、對馬の者固めて有りしに、宗右馬尉逃ければ、百姓等は男をば或は殺し、或は生取にし、女をば或は取集めて手を通して船に結付、或は生取にす、一人も助かる者なし、壹岐によせても又是の如し、船おしよせて有りけるには、奉行入道豊前前司は逃て落ちぬ、松

浦が黨は數百人打たれ、或は生取にせられしかば、寄たりける浦浦の百姓ども壹岐對馬の如し。

(一谷入道書二二八頁)

其の後に於ける邦人の外寇に對する恐怖の狀は如何であつたかと云ふに、文永十一年の十月に壹岐對馬のものども一時に死人となりし事は、いかに人の上をばすか、當時もかの打手に向たる人人のなげき、老たる親、幼き子、若き妻、珍しかりし住家うちすてて、よしなき海をまほり、雲の見うれば旗かと疑ひ、釣船のみゆれば兵船かと肝を消す、日に一二度山にのぼり、夜に三四度馬に鞍ををく、現身に修羅道を感じせり。

(兄弟鈔二三五頁)

但し文永の外寇は元兵僅に二萬五千高麗の兵一萬五千、合せて四萬位であつて、之を載する所の兵船も九百餘艘位に過ぎ無つたが、其の後七年即ち弘安四年の夏に於ける元寇は、兵數實に二十四萬、兵船四千餘艘とあるから、前の文永の役に比すれば六倍の兵數である、其の兵數を以て攻め寄せ來つたのであるから、我等の祖先、

別けても九州地方に住んでゐた我等同朋の祖先はいかに驚愕したであらうかは察するに餘りある次第である。

幸にして此の時は颶風俄に起り、彼の兵船をして悉く海中に没するに至つたが、若し此の颶風の起ることが無つたならば、我が國の存亡實に知る可らざるものがあるつたのである、斯程の國難をば未萌に豫知して、國家に諫言を試みられたと云ふことは其の功又實に莫大なりと曰はねばならぬ、是に於てか聖人自ら稱して「日蓮は日本第一の忠の者也」と申されし事の過言にあらず、又「偏に大忠を懐く」と申されし事の誇耀にあらざるを知るのである。

凡そ人臣として君を諫むるに、其の智慮の淺深に依て自ら三種の別があるので、古人は斯様に言つてゐる、「未だ形れざるに諫むる者は上なり、己に彰るに諫むる者は次なり、既に行はるるに諫むる者は下なり、遠て諫めざるは則ち忠臣にあらず（忠經）」と、此語を以て聖人忠諫の次第を考うるに、若し聖人にして文永五年蒙古の牒狀既

に到來に及んで諫め給ひたりしとせば、聖人の諫は、諫の中なるものと言はぬければならぬ、若し又聖人にして文永九年の内亂或は同十一年及び弘安四年の外寇既に現るるに及んで諫を用ひたりとせば、聖人の諫は、諫の下なるものに相當する言はぬければならぬのであるが、實は然らずして、聖人の忠諫は、文永五年に蒙古の牒狀も未だ來らざる、九年已前、即ち文應元年に爲されたものであるから、聖人の諫めは、則ち諫の上なるものと言はざるを得ぬ次第である、而して行はれたる後にも猶ほ諫めを用ひざりし諸宗の僧徒は、其の名は縦ひ後世より敬はれて高僧なりと稱せらるるも、其の實は高僧にあらずして非臣なり不忠臣なりと言はざるを得ぬのである、又之を以て溯考するに文治承久の二亂の前後に於て、その違法非道を見て而も諫め無つた、法然・親鸞・榮西・良觀等の諸宗の元祖等にも非臣の科あるは云ふまでも無きことである、彼等が斯かる非臣の科を招く所以のものは、既に無効無力なる時代後れの教法をば強めて時代に弘めんとするからである。

又古人は諫を爲すの序を説いて、「夫れ諫は辭を順にするに始り、議に抗するに中し、節に死するに終る」(忠經)と云つてゐるが、此語を以て聖人三次諫曉の次第を考ふるに、聖人は固より特更ら此の古人の語に習つてせられたものでもあるまいが、自ら其の序か立つてゐるのである、則ち文應元年の安國論の奏進は是れ其の順に始つたのであり、文永五年の十一通の御書や安國論御勘由來等は是れ議に抗するに中するものであり、同八年の龍口法難や佐渡御流罪已後の如きは全く節に死するに終るに申上ぐべきである、聖人は文永八年既に死罪に處せられ給ひ、其の後佐渡御流罪中も幾度か死の關門をくゞられたのであるが、佛力であるか、法力であるか、將た天祐であつたかは知らぬが、不思議にも死を免かれさせ給ふたのである、若し聖人の諫が世間普通の諫であるならば、佐度より歸鎌せられた文永十一年の四月に於ける第三次の諫曉を以て終つてゐるのであるが、既に云へる如く聖人は身延に御隠棲後も尙ほ時機を計つて再起を企圖せられたのである、聖人の再起とは必しも聖人一

人に限るにあらず、聖人の肉身は滅し給ふとも、聖人の御精魂は弟子より弟子に傳り、或は隠れ或は顯れしつ盡未來際に存し、王臣共に此の一乗妙法に歸するの時に至らずんば、此の忠諫を廢し給ふことは無いのである、斯の如くにして以て社稷を安んじ、斯の如くにして以て君休を成し、斯の如くにして四海の靜謐を祈り、斯の如くして、萬民の共樂を期するのが則ち聖人忠諫の本意である、更に言はんと欲す聖人の孝道は能く三世を貫ぬくと共に、聖人の忠道も亦た能く三世を貫ぬき、法華經と共に始終し、法華經と共に存するのである。

第九章 忠諫の聖文

聖人の忠諫に就ては前章既に論述したれば、此處には其忠諫に關する聖文を引證し、讀者をして生氣潑刺たる聖人の御文章に直接し、誠忠無雙なる聖人に親しむの一助たらしめんと思ふ、但し引證は長篇のものを避け、當時の事象と聖人忠諫の御意趣

とを介するにとどむ。

安國論御勸由來

正嘉元年八月二十三日戌亥の時、前代に超へたる大地震、同二年八月一日の大風、同三年の大飢饉、正元元年の大疫病、同二年四季に互つて大疫已まらず、萬民既に大半に超て死を招き了ぬ、而る間國主之に驚き、内外典に仰せ付て種々の御祈禱あり、爾りと雖、一分の驗も無く還つて飢疫等を増長す、日蓮世間の體を見て粗ほ一切經を勘るに、御祈禱驗し無く還つて凶惡を増長するの由、道理文證之を得了んぬ、終に止むこと無く勘文一通を造り作して、其の名を立正安國論と號す、文應元年七月十六日屋戸野入道に付して、古最明寺入道殿に進め申し了んぬ、此れ偏に國土の恩を報せんが爲め也、○又其の後文永元年七月五日彗星東方に出で餘光大體一國に及ぶ、此れ又世始りて已來無き所の凶瑞也、内外典の學者も其の

凶瑞の根源を知らず、予彌よ悲歎を増長す、而るに勘文を捧けて已後九箇年を経、今年後の正月大蒙古國の國書を見るに、日蓮が勘文に相叶ふこと宛も符契の如し、○日蓮正嘉の大地震、同じく大風、同じく飢饉、正元元年の大疫等を見て記して云く、他國より此國を破るべき先相也と、自讚に似たりと雖も、若し此の國土を毀壞せば復た佛法の破滅疑ひ無き者也、而るに當世の高僧等は謗法の者と同意の者也、復た自宗の玄底を知らざる者也、定て勅宣御教書を給ひて此の凶惡を祈請する歟、佛神彌よ瞋恚を作し、國土を破壊せん事疑なき者也、日蓮復た之を對治するの方之を知る、叡山を除て日本國には但た一人也、譬ば日月の二無きが如く、聖人肩を並べざる故也、若し此の事妄言ならば、日蓮が持つ所の法華經守護の十羅刹の治罰之を蒙らん、但た偏に國の爲め法の爲め人の爲にして、身の爲めに之を申さず、復た禪門に對面を遂ぐ故に之を告ぐ、之を用いざれば定めて後悔あるべし、恐恐謹告

文永五年四月五日

法 鑒 御 房

日

蓮 花 押

與北條時宗書

謹で言上せしめ候、抑も正月十八日西戒大蒙古國の牒狀到來すと、日蓮先年諸經の要文を集め之を勘へたること立正安國論の如く、少しも違はず普台しぬ、日蓮は聖人の一分に當れり、未萌を知る故也、然る間重ねて此由を驚かし奉る、急ぎ建長寺、壽福寺、極樂寺、多寶寺、淨光明寺、大佛殿等の御歸依を止め玉へ、然らずんば重ねて又四方より責め來るべき也、速に蒙古國の人を調伏して我國を安泰ならしめ給へ、彼を調伏せられん事は日蓮にあらざれば叶ふ可らざる也、諫臣國に在れば則ち其國正しく、爭子家に在れば則ち其の家直し、國家の安危は政道の直否に在り、佛法の邪正は經文の明鏡に依る、夫れ此の國は神國也、

神は非禮を稟け玉はず、天神七代地神五代の神神其の外諸天善神等は一乘擁護の神明也、然も法華經を以て食と爲し、正道を以て力と爲す、法華經に云く、諸佛救世者大神通に住して、衆生を悦はしめんが爲めの故に無量の神力を現すと、一乘棄捨の國に於ては豈に善神怒を成さざらんや、仁王經に云く、一切の聖人去る時は七難必ず起ると、彼の吳王は伍子胥が詞を捨て吾身を亡し、桀紂は龍比を失ふて國位を喪ぼす、今日本國既に蒙古國に奪れんとす、豈に歎かざらんや、豈に驚かざらんや、日蓮が申す事御用い無んば定めて後悔之れあるべし、日蓮は法華經の御使也、經に云く、則ち如來の使、如來の所遣として如來の事を行すと、三世諸佛の事とは法華經也、此由方々へ之を驚かし奉る、一所に集めて御評議あつて御報に豫るべく候、所詮萬祈を抛て諸宗を御前に召し合せ、佛法の邪正を決し給へ、湖底の長松未だ知らざるは良匠の誤り、闇中の錦衣を未だ見ざるは愚者の失也、三國佛法の分別に於ては殿前にあり、謂ゆる阿闍世、陳隋、桓武是れ也、

敢て日蓮が私曲にあらず、只た偏に大忠を懐ぐ故に身の爲に之を申さず、神の爲め、君の爲め、國の爲め、一切衆生の爲めに言上せしむる所也、恐恐謹言

文永五年十月十一日

日

蓮花押

(此書は十一通御書中の一なり)

弟子檀那中御書

大蒙古國の簡牒到來に就て、十一通の書狀を以て方方へ申せしめ候、定めて日蓮弟子檀那流罪死罪一定ならん耳、少しも之を驚くこと莫れ、方方への強言申すに及ばず、是れ併なから而強毒之の故也、日蓮庶幾せしむる所に候、各各用心あるべし、少しも妻子眷屬を憶ふこと莫れ、權威を恐るること莫れ、今度生死の縛を切て佛果を遂げしめ給へ、鎌倉殿、宿屋入道、平左衛門尉、彌源太、建長寺、壽福寺、極樂寺、多寶寺、淨光明寺、大佛殿、長樂寺(已上十)仍て十一通の狀を書て

諫訴せしめ畢ぬ、定て子細あるべし、日蓮が所に來て書狀等披見せしめ給へ、恐恐謹言

文永五年十月十一日

日

蓮花押

日蓮弟子檀那中

一昨日御書

一昨日見參に罷入候條悦び入り候、抑も人の世に在る誰か後世を思はざらん、佛の出世は専ら衆生を救はん爲め也、爰に日蓮比丘と成しより、旁々法門を開き已に諸佛の本意を覺り、早く生離の大要を得たり、其の要は妙法蓮華經是れ也、一乗の崇重、三國の繁昌、儀眼前に流る、誰か疑網を貽さんや、而るに専ら正路に背て偏に邪途を行す、然る間聖人國を捨て、善神曠を成し、七難並び起て四海閑ならず、方今世悉く關東に歸し、人皆な士風を貴ぶ、就中日蓮生を此土に得て

豊に吾國を思はざらんや、仍て立正安國論を造つて故最明寺入道殿の御時、宿屋の入道を以て見參に入れ畢ぬ、而るに近年の間多日の程、犬戎狼を亂し、夷敵國を伺ふ、先年勘へ申す所、近日普合せしむる者也、彼の太公の般國に入りしは西伯の禮に依り、張良の秦朝を量りしは漢王の誠を感ずれば也、是れ皆な時に當て賞を得、謀を帷帳の中に回らし勝を千里の外に決せし者也、夫れ未萌を知る者は六正の聖臣也、法華を弘むる者は諸佛の使者也、而るに日蓮恭なくも驚領鶴林の文を開きて鵝王鳥瑟の志を覺り、剩へ將來を勘へたるに粗ほ普合することを得たり、先哲に及ばずと雖、定て後人には希なるべき者也、法を知り國を思ふの志、尤も賞せらるべきの處、邪法邪教の輩譏奏譏言するの間、久々大忠を懷いて未だ微望を達せず、剩へ不快の見參に罷入ること、偏に難治の次第を愁ふる者也、伏て惟れば、泰山に昇らざるば天の高さを知らず、深谷に入らざるば地の厚さを知らず、仍て御存知の爲め立正安國論一卷之を進覽す、勘へ載する

所の文、九牛の一毛也、未だ微志を盡さず、抑も貴邊は當時天下の棟梁也、何ぞ國中の良材を損せんや、早く賢慮を回らして、須く異敵を退くべし、世を安んじ國を安するを忠と爲し孝と爲す。是れ偏に身の爲めに之を述べず、君の爲め、佛の爲め、神の爲め、一切衆生の爲めに言上せしむる所也、恐恐謹告

文永八年九月十二日

日

蓮花押

謹上 平左衛門尉殿

第十章 人倫と孝道

第七章已下に於て忠孝の關係を論じ、聖人が忠孝兩道を全ふせられたることを論じ來つたが、若し然らば聖人は忠孝兩道のみは、自ら説きもし實行もせられたが、其餘の道に於ては疎かであらせられたかと云ふに、決して左様なことでなく、凡そ人倫として行ふべき總ての道に於て遺憾無く説きもし、實行もせられたるが聖人で

ある、思ふに孝道にせよ、又忠道にせよ、之を完全に遂げんとするには、人倫としての總ての行に於て缺くる所があつてはならぬ筈である、开は此の孝道を基礎として論ずれば其の餘の一切の道も皆な孝道の範圍を出でぬからである、又それと同様に忠道を根本として論ずれば其の餘の一切の道も皆な忠道の範圍内に攝せらるるからである、若夫れ君父相容れざるが如き場合に處して、父を棄てて君にまいるが如きは、君に忠にして親には孝ならざるが如きも、其の實は是れ却て孝の至りなりと解す、是れ則ち本化の忠孝觀である、斯の如く解し斯の如く觀するに依て忠孝一本の説は徹底を得るのである、但し人間一代の間に於ける思想發達の順序よりすれば、孝に關する思想が先きである、孝に關する思想が先きであれば、實行も亦忠よりは孝の方が先に現るるのである、されば孔子も「父に事るに資つて以て君に事れば、其の敬同し」(孝經)とも云ひ、又「孝を以て君に事ふれば則ち忠」とも云つてゐる、所詮孝道は忠道の基礎たるのみならず百行の本であり、萬徳の源である、總

ての道、總ての教も皆な此の孝道の源泉より流出すと知らなければならぬのである、而して又總ての徳、總ての行は皆な此の孝道に歸するものと知らぬければならぬのである、故に聖人は「一切の善根の中には孝養父母第一にて候」(龍尼書一八五二頁)と仰せられてゐる、斯様に孝養は人間一切の行爲の善本であり歸趣であるから、此の孝道を重んじ、能く親を敬ひ能く親に事ふるの實ある者でさいあれば、之を教へ導いて餘道に移らしむる事も容易である、則ち孝の道之を移して君に事ふる時は即ち忠である、之を資つて師長に事れば即ち順である、之を以て閨門に施す時は即ち夫婦和すべく、之を以て朋友知己の間に行ふ時は即ち信義あるべく之を以て他人に接する時は慈悲あるべく、之を以て己に臨む時は即ち自重なるべく、又此の心を以て治生産業に従ふ時は必ず則あるべく績あるべきである、又仁義忠孝の道を全ふせんには、人倫としての總ての行に於て其の一點にても缺くる所があつてはならぬのである、是の故に聖人は「世を安んじ國を安んずるを忠と爲し孝と爲す」と仰せ

られてある、(一昨日書六八八頁)此の「世を安んじ國を安んず」即ち安世安國の四字、語は頗る簡であるが、其の意味は頗る多合である、若し人此の安世安國の道を企圖せんとすれば、人倫としての總ての道に於て且つ其の行に於て一も缺ぐる所無きの覺悟がなければならぬ、斯の如くにして能く其の忠を全ふすべく、斯の如くにして能く其の孝を全ふすべきである、是を以てか聖人は孝道の最も大切なることを言つてゐられると同時に、人倫として行ふべき總ての道に就て一一に其の訓誨を垂れ、又其の聖人御自身の位置境遇として爲し得らるべき總てを實行してゐられるのである、已下章を逐ふて之を叙述せんと欲ふ。

第十一章 師弟と孝道

師弟とは師と弟子との略稱である、其の師とは人を教ゆるに道を以てする者の謂である、或は之を師範とも師匠とも云ふのは、世の人の模範と爲りて他を訓育するが

故である、弟子をば或は資と云ひ、又或は門人とも云ふ、其の資と云ふは、資助の義であつて師の道を助成するの謂であり、其の門人と稱するは、或は其の門に入れる人、又或は其の門より出づるの人等と解して不可なからん、其の之を稱して弟子と言へるに就ては、古人之を解して「資は則ち父を捨て、師に従ふ、師を敬すること父の如し、師は之を謙讓して、資を處すること弟の如し」と言つてゐる、されば其の弟とは師の謙を顯はし、其の子とは資の敬を彰はし、謙と敬と合唱して成れる所のもの則ち是れ弟子の稱である、然れば師として弟子に臨むの道は、之を教へ導くに親切と丁寧とを以てするは勿論なると同時に謙讓の道を忘れてはならぬのである、又弟子として師に事ふるの道は、能く師の教に従ふは勿論であるが苟にも敬意を缺ぐ様なことがあつてはならぬ、况や疎とみ輕しむるが如きに於てをやである、今の世の中を見るに、師として弟子に對するの道即ち師道も全たきものとは申されぬが、弟子として師に對するの道即ち資道が特に衰へてゐるかの感じがある、

且つ又聖人も此の資道に就て最も慇懃丁寧なる御示しがあるにより、今は特に其の資道と孝道との關係を叙述せんと欲ふ。

既に云へる如く弟子たる者は、其の名稱より考うるも、師に對して敬意を缺く様なことがあつてはならぬ、况や師は道の師なるをやである、人誰れが惑無からん、其の惑を解き其の疑を釋いて其の道の向ふ所を示す者、是れ則ち師である、師の尊き所以は道が尊いからである、故に道の尊きことを知らば彌々増々師を敬せなければならぬ、衆生界廣しと雖も十界には過ぎない、十界の中其の尊きこと佛に過ぎたるはない、其の佛に成るの道も亦た師に奉仕するに過たるはない、過去の首頭檀王は阿私仙人に仕へて自ら薪水の勞を執ること一千歳、其の間毫も懈倦無かりし故にこそ、遂に法華の妙理を悟り得たのである、されば古人の歌にも「法華經を我が得しことは薪きり菜つみ水くみつかへてぞえし」とあり、(此歌並に檀王給仕の事、)又雪山童子は半偈の爲に鬼に我身を飼ひ、(此の因縁も涅槃經に出づ日妙書八六〇頁に引く)天帝釋は一偈の爲に狐を

師として敬を表せり(此の因縁未曾有經に出づ)と申すことである、古の道に志す者其の師に敬事するや斯の如くである、其の師には縦ひ多少の過があつても之を摘發すると云ふ様な行爲は慎まぬければならぬ、故に妙樂大師は、若し弟子有て師の過を見さば、若しは實にもあれ若しは不實にもあれ、其の心自ら法の勝利を壞失す(弘決四)と云つてゐる、又縦ひ師の身分がいかに賤しいからとて、之を輕しめ捨つると云ふ様なことがあつてはならぬ、縦ひ師の身分は賤くとも其の把持する所の道が尊ければ、其の道に對して其の師を尊敬せねばならぬ、師の身分が賤しいからとて之を輕しめ捨つるは、譬は囊がきたないからとて其の中の金まで捨てる様なものである、又伊蘭(印度にある樹にして惡臭あり)が臭いからとて其の邊りに生ずる梅檀をも捨つる様なものである(末利山中の梅檀香木)又谷の池が不淨であるとして其の中に生ずる蓮華をも捨つると同様な様である、袋きたなしとて金を捨てる事なけれ、伊蘭をにくまば梅檀あるべからず、谷の池を不淨なりと嫌はゞ蓮を取る可らず(新編鈔九〇六頁)の語は、末法に法華經の行

者あるならば、其の者縦ひ無智無戒なるも、必ず諸菩薩諸天の加護あるべき道理を
 は聖人示し給へるものなりと雖、假り來り以て道の爲には何なる師をも尊敬せざる
 可らざるを顯すに足るのである、彼の狐を敬ひし天帝釋、鬼を師とせし雪山童子は、
 豈に外人ならんや、三界第一の教の主であり、教の師であり、教の親である大聖
 釋尊の前身である、(乙御前御書二九五頁)大聖釋尊すら既に過去の因位を尋ぬれば、
 道の爲には狐をも敬ひ法の爲には鬼をも師と仰がれたのである、况や吾等末代の凡
 夫たる者は、若し師無んば、いかなる者に事てか道を求めんか、一日も廢すべき
 でないのである、何に况や末代の凡師愚なりと雖、其の身狐や鬼の比にあらざるを
 やである、聖人は諸御書の中に於て師の尊崇すべきを示し給ふのみならず、躬自ら
 資道を實行せられてある、聖人得道の師は人も知る、清澄寺の道善房である、道善
 房は其の當時にあり、割合に學問もあり道徳もあつた人であらうが、聖人成學の後
 より之を見れば、其の學問智識の程度は、到底聖人の爪の垢程も無き慕ない凡師で

あつた、さり乍ら聖人は多數の法兄弟中に於て、最も能く師の道善房に敬ひ事へた方
 であつた、而して諸處を遊學して歸られた後には、其の學業成就の功を以て、幼時
 に智慧の祈りを爲された、虚空藏菩薩の御利生と本師道善御房の御恩である(善無畏
 三藏鈔六四九頁)と言つて、總てを道善の恩に歸してゐられる、師匠道善が學問が無い
 からとて決して疎み輕んずる様なことは毫も爲さる無つたのである、斯く師匠に對
 しては飽まで敬意を表されたのではあるが、さればとて若し佛教の根本元意に於て
 誤つてゐる様なことがあつても、之をも尙ほ黙過する様な不正直な方では無つた、
 故に此等の誤りは飽まで之を正して正道に導かんと努められたのである、是れ則ち
 聖人が師を敬せらるる所以であると同時に、師恩に報せらるる所以であつた、聖人
 が建長五年四月廿八日開宗宣教を爲さるるに、特に清澄山を以てせられたのには
 他にも種々の意味があるのであらうが開化の初に先づ師匠の道善御房を導きまいら
 せんとの御思召が有力なる一の理由である、(善無畏鈔六四九頁)所が此の時法敵東條景

信が痛く聖人に反対せるのみならず、道善房も仲々以て念佛熱心の方であつたから、直に聖人の勧めには従はなかつたが、聖人は飽までも道善を曉して正道に入れたいものであると思つてゐられた、而るに宗門弘通に暇あらせられぬのど、東條景信の爲に障へられ給ふたのどにて、十有餘年の間道善御房に面調の機會を得られ無つたが、文永元年十一月に西條華房の僧房にて、久方振りに面會せられたのである、此の時は久方振の面調でもあり、且つ恩義ある師匠の事でもあるから、法門の事もおだやかに曉すが禮儀であり、人情でもあると一びは思ひ給ふたが、又生死界の習ひ老少不定なれば再會も期し難ければ、此の機を逸して將た何の時か大事の法門を申上ぐべきと思ひ直はされて、思ひ切つて道善房の信じてゐられた阿彌陀佛と大聖釋尊とを比して、其の親疎を論じ、且つ教法上の權實を辨じて大に苦諫を試みられたのである、此の苦諫が効を奏してか、道善房は其の後法華經を持たれしのみならず、釋迦佛の像を造られたりしかば、聖人は此の事を聞かれて大に悦び給ひ、

今既に日蓮・師の恩を報ず、定て佛神納受し給はん歟と仰せられてある、是れ則ち聖人が生前の師匠道善御房に對する報恩であつた、此等の事は文永七年聖人が法兄弟の義淨房淨顯房の二人宛てに遣はされた、善無畏三藏鈔に詳しく御認めになつてある、其の後、建治二年道善房が死去せられた折には、彼れの未來を濟度すべく、報恩鈔と名くる上下二卷の御文章を御認めになり、懇ろに彼れの菩提を吊ひ以て師恩の追謝に擬せられたのである、同鈔の末文に、花は根にかへり、眞味は土にとごまゐる、此功德は故道善房の聖靈の御身にあつまるべし、とあるは以て一鈔の意趣を語るものである、又弘安元年四月に聖人より法兄の淨顯・義淨の二人へ遣された華果成就御書の中には左の如く仰せられてある。

草木は大地なくして生長するべからず、日蓮法華經の行者となつて、善惡につけて日蓮房日蓮房とうたはるる此御恩、さながら故師匠道善房の故にあらずや、日蓮は草木の如く師匠は大地の如し、彼の地涌の菩薩の上首四人にてまします、一

名上行乃至四名安立行菩薩云云、末法には上行出世し給はば安立行菩薩も出現せさせ給ふべき歟、さればいねは華果成就すれども必ず米の精大地にをさまらる、故にひつち(再苗)おひいで(生出)て二度華果成就するなり、日蓮が法華經を弘むる功德は必ず道善房の身に歸すべし、あらたうとたうと(尊貴)、よき弟子をもつときんば師弟佛果にいたり、あしき弟子をたくはひぬれば師弟地獄にをつといへり、師弟相違せばなに事も成べからず。

(一七二四頁)

此文師弟の關係を叙するに、或は大地と草木とに譬へ、或は本化四大士中の安立行と上行とに擬し、聖人の今日あるは故師匠道善の御恩に依るを云ふと同時に、稻の華果成就の後その精必ず大地に歸するが如く聖人の一代に於ける法華經弘通の功德は必ず師匠道善の身に歸すとあつて彼の報恩鈔の末文と其の意全く一である、實に聖人は一代御弘通の功德を回らして師匠道善の來世得脱の資糧に供せんとの御存念であらせられたのである、然るに弟子にして師匠を諫むるとか、又或は師匠の未來

を濟度するとか云ふことは、甚だ以て嗚呼の沙汰であるとも一寸思はれぬでもないが、其の實は斯の如きまでに達するのが弟子たる者の本分を全ふしたるものであると思ふ、何となれば弟子を資と呼ぶは、既に云へる如く資助の義であつて、師の道を資けて之を祖述し大成すると云ふのが弟子たる者の本分である、其の師の道を祖述し大成して見た所で、若し師の道に誤りがあつたならば、自らも之を棄つると同時に師に對しても之を棄てしめ、以て相共に其の優良なる道に進まなければならぬ筈である、師の教であるからとて是非を簡ばす之に従ふと云ふが如きは、是れ決して師に對して忠なる所以でないのであつて、斯の如きは聖人の大禁物であつた、徒に師の教に對してのみでなく、主に對してとも親に對してとも聖人は決して斯の如き態度は執られ無つたのである、故に聖人は、是非を論せず親の命に隨ひ邪正を簡ばす主の仰せに順はんと云ふ事、愚痴の前には忠孝に似たれども賢人の意には不忠不孝是に過ぐべからず(聖愚問答鈔五六八頁)と仰せられてある、此の主親に對する態度

こそ又聖人が師匠道善に對せらるゝ態度であつたのである、斯の如く師匠に敬ひ事へ給ひて飽までも資道を全ふせんことに奮勵努力せられたること、聖人が大人物と成らせられた重なる一の要素であつた、設し聖人にして師匠に敬事するの念もたなく、師恩に報謝するの行も無き人であつたならば、如來一代の聖教を究め盡して法華經の深義を悟り、未來に世界を統一すべき大宗教を此の國に建立し給ふことは出來無つたであらう、従つて一切衆生を救ふはおろか、我が生みの父母をさへ救ひ給ふことは出來なかつたであらう、然るに事實は否らずして飽までも師匠に敬事し、師恩に報ずるの念厚く、弟子としての道を全ふせられたること、則ち是れ我が大宗教を建設し、名成り功遂げ、父母祖先の威名をも發揚せられ、人の子としての道即ち孝道を全ふせられたる所以である、更に約言せば、聖人が資道即ち弟子としての道を全ふせられたるは、孝道即ち子としての道を全ふせられたる所以である。

第十二章 兄弟と孝道

そも兄弟といふものは、同一血脈の流れより其の形を分つたものであつて、其の育せらるゝや又同一父母に依つてせられ、其の起臥を共にし、其の食机を共にし、遊ぶに其の方を共にし、學ぶに其の窓を同ふして人と成るを得たものである、故に其の相互間の親愛に至つては、親子の親愛に亞ぐものであつて、特に其の交りの最も久しきに至つては、父子夫婦兄弟の三親の中に於ては兄弟の交りが最も長く久しいものである、されば兄弟の間柄は互に相ひ和し相ひ親みて往かなければならぬのである、其の互に相ひ和親すと申す中にも、兄は先に生れ弟は後に生れたものであるから、弟たらん者は其の兄に親むには敬を以て先とせねばならぬ、縦ひ兄は弟よりも智慧が愚かであつても、兄は飽まで兄として敬意を表し往くことが大事である、况や愚かならぬ者に於ては尙ほ更らの事である、さらば兄は弟より先に生れたから、

弟に對しては禮を缺いでもよいかといふに、左様なことは決して宜しい譯のものでない、兄として弟に對する時でも、兄は又兄としての相當の禮を竭すことが必要である、さり乍ら兄として弟に對するには敬よりも寧ろ愛を主とせなければならぬ、之に反して弟が兄に對する時は愛よりも寧ろ敬を表とせなければならぬ、斯様にして長幼の序を正すことが肝要である、故に先人も或は「兄は愛し弟は敬まへ」と云び、又或は「兄は友に弟は恭なれ」と教へてゐる、故に敬愛相施し友恭相通じて長幼の序を亂さぬ様にせねばならぬ、此の長幼の序を亂ると云ふことは兄弟の間である、多くの場合は弟の方から其の緒を開くものである、稀れには兄が兄としての道を盡さぬ故に弟も亦た弟としての禮を用ゐぬと云ふこともあれど、世の實際は弟の出過ぎると云ふ場合から來るのであるから、儒教などの教も特に弟としての道を力説してゐる様である、孟子は此の弟道を示して「徐行して長者に後るゝ之を弟と謂ふ、疾行して長者に先だつ之を不弟と謂ふ」と云つてゐるが、道路を歩する

場合にも己れより一つでも年長者であれば其の者に先立つて行くと云ふは不弟である、况や直身の兄を追ひ越して先立つて行くと云ふことは以ての外のことである、之れは一例に過ぎぬが、是を以て之を推すに、年長者なり兄なりに對しては席を譲らぬければならぬし、物をも譲る様にするが當然である、兄弟間に闘ぐと云ふ様なことは常には無いことであるが、家督相續若くは遺産分配等の場合には動もすれば勃發するものである、而して此の場合に何にして起るか云ふに、或は親が長兄よりも其の弟の方を愛するものから、其の愛情に羈されて、長男に譲るべき家督をば越えて弟の方に譲つたり、又或は兄よりも弟の方に財産を多く與へたりすることがある、此の時に當つて弟たる者は親が何かに勸むることも自己の分限を守つて一往も再往も辭退すべきであるのに、弟の方では却て之を幸として痴欲貪欲を逞ふして一往の辭退も無く之を受けてしまうから、弟の方に欲があれば又兄の方にも欲がある故に、兄は弟の不遜を憶り、親子兄弟の間に血の雨を降らす様な事柄に立ち至るも

のである、これは本年七月下旬予は國民新聞に見たのであるが、新潟縣の刈羽村に一家五人の者が慶殺されたことがある、其の犯人をば警察署の方で詮議せし所、驚くべし其の家の長男で舞鶴海兵團の水兵と爲つてゐた某（その名は暫く秘す）と申す者であつた、其の者が何故に自分の兩親並に弟等五人までを慶殺したかと尋ねて見るに、其の原因他にあらず自分に譲らるべき筈の家督財産をば、自分には譲られずして弟に譲つたからであると思ふ、豈に恐るべきことではないか、自分譲られ無かつたからとて親から弟等まで悉く殺してしまふと言ふことも實に言語に斷へた所行であると思ふが、これと同時に親にも亦弟にも罪があると思ふはねばならぬ、何となれば親たる者が自己の愛情に目暗んで、譲るべき長男には譲らずして長男を差し置いて弟に譲つたと云ふことはいかに、最負目に見ても宜しくないことと思ふ、それも其の長男の方が白痴であるとか或は病身であるとか、又或は放蕩無頼にして到底反省の見込みがたゝぬとか云ふのであるならば、已む無く弟

の方に譲らねばならぬであらうが、單なる愛情の爲めに羈されて斯かる不法を敢てすると云ふのでありとすれば、親にも亦た咎ありとせねばならぬ、弟にも亦た罪があると思ふのは、或は弟の意では親が譲つてくれるのであるから、之を受くるに何の罪咎があると思ふかも知れぬが、縦ひ親の譲りであつたにせよ、兄を差し置いて之を受くる非理なるを説いて飽きまでも辭退をし無かつたと云ふのは、則ち弟たりし者の罪である、而して其の罪の源を溯つて尋ねて見ると皆な欲である、親の弟に對する痴愛と云ふもこれ欲の一種である、弟が兄を差し置いて家督を受けたのも欲である、兄が家督を譲られなかつたのを、瞋つて親や弟の一家五人を慶殺するに至つたのも欲からである、欲と云つても普通の欲は無くしてはならぬが、たゞ道にはづれた、貪欲と云ふのがいかぬ、法華經の中にも諸苦所因貪欲爲本（譬論品）とあつて、人間の諸の苦惱の原因は貪欲が本である、貪欲が何故に苦の本になるかと云ふに、貪欲は人の明を覆ひ法理を誤らしむるものである、人が一旦貪欲に盲するや、君臣の

義も父子の親も長幼の序も總て明ら無くなつてしもうものである、人倫道德の理法が明らなくなるから非理不法の行爲をも敢てすることになるのである、非理不法の行爲を敢てするから苦境に陥ると云ふ譯になるのである。

人皇十五代應神天皇は後世より崇められて八萬大菩薩と稱せらるゝ程の賢君であらせられたのであるが、斯かる賢君でさへ子の愛情には心の傾き易きものであつて、其の王子の中で、兄王子の大鶴鷓命よりは、弟王子の菟道稚郎子の方を愛せらるる所から、遂に弟の稚郎子命を立てて皇太子とせられたのである、而して其の後間も無く應神天皇は崩御せられたから、既に父の天皇から選ばれて儲位に擧げられてゐるのであるから、弟の稚郎子命が王位を繼紹せらべしと、思はれたが、稚郎子命は賢明な方であるから、父の天皇より一旦選ばれはしたが兄を措いて自分が王位を紹ぐと云ふは長幼の序に違ふことであるからとて、飽まで兄王子の大鶴鷓命に譲りて位に即かせられず、大鶴鷓命の方では又父王の御意が弟の方にあるからとて容

易に之を承けられず、斯様にして三年が間、互に譲つてゐられたのであるが、一日稚郎子命が思はるるには、斯様にして幾時までも王位が定まらぬでは人民が嘸ぞかし迷惑するであらう、然るに自分が居る爲めに兄君が即位せられぬであらうからとて自害して果てさせ給ふたのである、それでも大鶴鷓命は容易に位に即かふとはせられ無かつたが、近臣の王仁が熱心に御勸め申上げたるにより、漸く位を紹がせられたのが、仁徳天皇と申上げて、其の御名の如く最も仁徳深き天子様であつたので、民の疾苦を思ひやらせ給ひて三年間も租税を免じ給ひ、自ら質素儉約を守らせられて宮室の漏るものも厭はせられ無かつたと申す名高き天皇様である、斯様な賢君であらせらるるのに何故に父王の應神天皇は位を譲らんとはせられずして、弟の菟道王子を以て儲位に立てられたのであらうか、之れも亦た親の偏頗なる愛情に羈されて爲されたことでありとすれば、既に言へる如く後世より八幡大菩薩と崇めらるる程の御方でさへも、子に對する愛情の爲めには目が暗んで定まれる理

法をば枉げらるるとしたならば、八幡大菩薩等には到底及びもつかぬ吾人一般の凡俗に於ては殊更に慎まなければならぬことであると思ふ、さる程に此時に於ける兩王子の互譲せられた態度は誠に立派なものであつて、一點批難すべき所とては無いのである、天下後世の兄となり弟とならん者は皆な悉く此の兩王子の如き清浄な而も美しき態度でありたいのである、此の美しき清浄な心が常に幾分でもありさいますれば、骨肉の兄弟が相諍ふと云ふ様な不始末なことは無い筈である、况や一家五人の者を塵殺にして血の海も涌かすと云ふ様なことは毫もあらうとも思へぬのである、斯様に盡させぬ世の未來までも人の模範ともなるべき美しき兩王子の御行實に見習ふと云ふことも左程に六かしい事でも無い、已れの我欲とも貪欲とも謂つべきものを離れさへすれば、いつでも出来る事柄である、世に憎むべきものとは別に無い、唯だ已れ一箇の便利のみを計らふとする私利貪欲のそれのみである、人が一旦此の貪欲の猛獸に魅せらるるや、仁義の道も忠孝の道も所有る一切の麗しき人倫

道徳の庭も屋敷も、すつかり攪き亂されてしまうものであるから、努めて御互は此の貪欲の猛獸に魅入れられぬ様にせねばならぬ、若し苟めにも理法を枉げる様な貪欲の猛獸が付き纏ふてゐる様であつたならば、速に之を吾が心の庭より驅逐してしまはなければ必ず後に至つて悔を遺すものと知らなければならぬのである、くれぐれも彼の兩王子の美しき態度清らかな御行跡は御兩方の心の庭に欲獸の影だも見え無かつたと申す事である、而して若し應神天皇が兄王子を差措いて踰えて弟の菟道王子を儲位に立てられたとを以て過でありとするならば、此の兩王子の立派なる御行跡は裕に父の天皇の過を償ふて餘りありと申すべきである、然し予竊かに思ふに、後世より八幡大菩薩とも崇めらるる様な應神天皇に斯かる過があらせられ様とは何かに考へても考へられぬ話である、之には定めし深き仔細あつてのことであらう、何か天皇に深き思召があつて爲されたことであらう、其の深き思召とは何であるか、他にあらず天下後世に決して斯かる事を爲してはならぬぞ、又縦ひ親たる者が斯か

る偏頗な處置をしたならば、其の子たる者は飽くまでも長幼の序を守つて弟は必ず兄に譲るべきであるぞと云ふことを、兩王子を以て其の範を垂れしめんが爲にせられたものであらう、予は必ずそうであらねばならぬと確信するのである、設し應神天皇にして少過があらせられ無つたならば、其兩王子いかに賢なりと雖も、斯かる美談を史上に遺し、萬古に動き無き機範を垂れ給ふが如きことが出来様や、開は出来無い話である、我れ聞く菩薩は教を垂れ世を救はんが爲めには、殊更に凡夫に示同して罪を犯し給ふことありと、應神天皇は既に菩薩と崇められ、或は釋迦大聖の垂迹とも稱せられ給ふからは、斯の如き事あるは敢て怪しむに足らぬことである、若し果して然りとすれば、其の少過も決して少過とすべきで無く、實に是れ世を救はんが爲の大猷宏模であると申さなければならぬのである、尙ほ此の兩王子の事に就いては聖人も御書に筆せられて、其の行實の立派なりしことを稱讃せられて、或は淨藏淨眼の二王子の生れかはりてをはするか、又は藥王藥上の二人か（兄弟鈔一三

九頁）（淨藏淨眼等のことは第十七章）と仰せられてある、此の兩王子の中に於ても一死以て位を避け飽まで、兄王子に譲られたる菟道王子の御精神は、天下後世の人の弟たるべき者の特に學ばなければならぬ模範である、但し予は特に其の精神を習へと云ふのである、然らずして菟道王子の行實を其の儘に習へと云はば、斯かる場合には皆な死すべきものと早合點をして、何等理非の辯へも無く死んでしまふと云ふ様なことになつては大變である、菟道王子の如く自害して相果つると云ふことは已むを得ざるの場合である、又國家を統理し給ふ大任を帯びさせ給ふ君上の皇位繼紹のこと、吾等臣民の一家相續のことは幾分かの相異もあるし、又今日の世の中では之を避け様と思へば自害をしなくも、何か様にもして避ける方法はあるものである。聖人の御在世の當時にも、宛も彼の兩王子の事柄に似通つた様なことがあつた、これは固より御皇室に關したることではない、人も知る彼の池上右衛門太夫宗仲は、其父を左衛門太夫と云ひ、其の弟を兵衛志と云ふ、家はもと禪宗である、然るに宗仲

先づ聖人に歸依して法華經を信せしかば、父の左衛門の太夫は大に怒り、遂に宗仲を勘當して其の弟の兵衛志に世を襲がせん下心であつた、されど弟の兵衛志にしても又若し法華經を信する様なことがあつたならば、兄と同様に又勘當をし兼ね間敷父の態度であつた、そこで此の時兵衛志の身に就て考へて見れば、若し兄と一處になつて法華經を信すれば兄と同様に父の勘當を受けねばならぬし法華經を信せずして居さへすれば親の氣にも叶ふ計りで無く、兄に譲らるべきの家督をば自分に相續することが出来るのであつた、されば若し兵衛志にして私利私欲一邊の人であつなたらば一も二もなく、父の左衛門の語に従ひ直に法華經を捨て、不法なる家督の相續を爲したであらう、されど多少物の道理に就て考へを以てゐた兵衛志にあつては容易に決し難い所であつた、爾の時に聖人は如何なる御裁斷を下しになつたであらうか、彼れ兵衛志に對して如何に曉諭せられたであらうか、聖人は親に孝行な御方であらせられたからして、兵衛志にも法華經の信仰は暫く止しても親の意に背いて

はならぬぞと申されたであらうか、否な々々聖人は決して左様な事は仰せになら無かつたのである、其の縦ひ親であらうとも、國主であらうとも、法華經の信仰を墜ぐ様なことを言ふ場合には決して従つてはならぬと云ふが聖人の立て前である、况や其の上に兄の宗仲を差し措いて、親に諂らひ阿つて人倫の序を亂だすと云ふ様なことには無論賛成はなさらぬのである、そこで聖人は兵衛志に向つて、法華經は決して捨て、はならぬぞ、飽までも兄宗仲と共に法華經を信せよ、兄と共に信する計りで無く、更に進んで父上にも法華經を信じ給ふ様に御勸め申上げよと、淨藏淨眼の二子が父の妙莊嚴王を説いて正道に導きし例等を引いて示さるゝと同時に、其の家督や財産の相續に就ては、其の理無きことを曉して斯様に申されてある、和殿兵衛志 兄をすてて兄があこをゆづられたりとも、千萬年のさかへかたかるべし、しらす又わづかの程にや(兵衛志書一三二九頁)と、是に於て思慮深き兵衛志は聖人の御諭に依て考ふるに、兄を差し措いて自分が家督を相續するは穩で無いのみならず、正

法の法華經を之が爲に捨つるは道理無きことであるから、これより意を決して兄と共に法華經を信せし所、其の結果一旦は兄と同様に父より勘當を受けたが、其の間も無く自己の勘當を許されしのみならず兄宗仲の勘當も許され、其の上父をも法華經に引き入るることを得たので、聖人は大に御満足になり、其の後の御手紙には左の如く御認めになつてある。

良觀等の天魔の法師等が、親父左衛門太夫殿をすかし、和殿原二人を失はんとせしに、殿の御心賢くして日蓮がいさめを御もち有りしゆへに、二の輪の車をたすけ、二の足の人になへるが如く、二の羽のどぶが如く、日月の一切衆生を助くるが如く、兄弟の御力にて親父を法華經に入れまいらせさせ給ひぬる御計らい、偏に貴邊の御身にあり。

(兵衛志殿御書一六三七頁)

又父の左衛門太夫が逝去せられし時に當り、次の御書面を遣されてある。

御親父御逝去の由風聞真にてや候らん、貴邊と太夫志の御事は、代末法に入て

生を邊土にうけ法華經の大法を御信用候へば、惡鬼定めて國主と父母等の御身に入りかわり、怨をなさん事疑ひなかるべきところに、案にたがふ事なく親父より度度の御勘當をかうほらせ給ひしかども、兄弟ともに淨藏淨眼の後身歟、將た又藥王藥上の御計らひ歟のゆへに、ついに事ゆへなく親父の御勘氣をゆりさせ給ひて前にたてまいらせし御孝養心に任せさせ給ひぬるはあに孝子にあらずや、定めて天よりも悦びをあたへ、法華經十羅刹も御納受あるべし、○兄弟の御中不和にわたらせ給ふべからず、不和にわたらせ給ふべからず。(孝子御書一八二八頁)

右二文は兵衛志が聖人の御諭に従ひ、兄と共に法華經を信じて、遂に反對なりし父までも正法に引き入れたることを證するものである、又前文に依るに彼の極樂寺の良觀までが、父の左衛門に味方して、大に此の兄弟二人の法華經の信仰を拮制し抑止せんとしたことが明かる、然るに兄宗仲の信仰は牢固とし動かす可らざるものあつたので、聖人も宗仲に對しては餘りに懸念せられ無つたのであるが、たゞその懸

念は弟の兵衛志の身の上にあるのである、故に數々書を送りて是非取捨の御諭しがあつたのである、然るに兵衛志も流石な者であつて、聖人の御諭にも依るのであらうが、先にも云へる如く兄を踰えて家督を相續する等の野心は毫も無きのみならず、飽までも法華經の信仰を退轉せず、兄弟心を一にして反對なりし父までも法華經の信仰に引き入れたることをば、前文に於ては車の兩輪、人の兩足、鳥の兩翼、天の日月に比し、後文に於ては淨藏淨眼に比し藥王藥上に擬して、其の法華經の大孝道を全ふしたることを稱讚し褒揚して、豈に孝子にあらずやと云ひ、諸天善神も定めて其の孝心を納受あるべしと仰せられ、尙ほ懇ろに、兄弟の中不和にわたらせ給ふべからずと御諭し遊ばされたのである、此の兄弟二人の中に就ても、兵衛志の態度こそは、本化宗門の家庭に於ける人の子たり弟たるべき者の模範である。再び言はんことを欲す、本化宗門の家庭に於ける兄弟姉妹たらん者の模範は、之を古き昔に求めば應神の二王子の如きである、之を近き昔に求めば聖人在世に於ける池上

兄弟の如きである、更に之を經文說相の上に求めば淨藏淨眼の二子の如きである、庶幾くは宗家の兄弟姉妹たらん者は宜く此等諸賢者の芳躅を紹ぎ、互に相敬愛し相策勵して、日に善に就き惡を去り、苟にも私利私欲の爲めに兄弟姉妹の情誼を破る無く、能く其の倫序を守つて亂る無からんことを望むのである、特に善中の大善は法華經であれば、相共に法華經の信仰を退轉せざる様に誠めねばならぬ、法華經は能く兄弟姉妹の情誼を正し、而して其の相敬相愛の道を教ふる所の指針である、之を信受し之を念持して兄弟姉妹の間和氣常に霽々たらんこそ、眞に親に對しても孝なる所以である。

第十三章 婦人ご孝道

婦人としての道は從順にあるのである、婦人にして此の從順性を缺ぐとせんか、西歐の諸國はいざ知らず、我が東洋に於ける婦道は全く其の意義を失ふことになるの

である、されば孔子も「婦人は人に伏する也」と云つてゐる、その伏するとは則ち屈伏することである、屈伏せよと云ふは則ち從順であれと云ふことである、其の從順にして人に屈伏せぬければならぬのは、婦人は獨立自恣のならぬことを意味するものである、獨立自恣のならぬもの故に他に從はなければならぬのである、其の從ふと云ふに就て又三つを數へてゐる、而して之を三從の道と云ふのである、三從の道とは何であるか、則ち家に在つては父に從ひ、人に適いては夫に從ひ、失死しては子に從ふと稱する是れである、斯様に婦人は一代を通じて三つの從ふべきものがあつて、敢て自ら擅に事を遂ぐべきものでないと定められてゐる、此の三從の中の第二に人に適くと云へるは、則ち他に嫁することである、此の他に嫁すると云ふ事は、婦人としては其の一代に一度は遂に免かれぬ大役である、義務である、女が男に嫁する、男が女を娶ると云ふに就て擧ぐる所の式を婚禮と云ふ、婚禮は萬世の始なり（禮記）と稱して、人世に於ける重要事の一である、婦人一ひ他に嫁するや直

に七の義務が生じて來る、則ち一には夫の父母に從順で無くてはならぬ、二には子を産まぬければならぬ、三には淫亂であつてはならぬ、四には嫉妬心があつてはならぬ、五には惡るい疾に冒されぬ様に氣を附けぬければならぬ、六には多言であつてはならぬ、七には竊盜などの所爲があつてはならぬ、此の七の内の一つでも缺ぐ様なことがあつては、そのつれ添ふ夫に捨てられても已むを得ぬ次第である、然るに其の夫に捨てられると云ふが如きは婦人としての一大耻辱である、耻辱であるけれども、右の七の要件に充てはまらぬ様な婦人は、夫の家を去るが當然のこと、なつてゐるから、縦し夫に棄てられても之を辭むことは出來ないのである、之を七去と稱するのである、此の七去と云ひ三從と云ひ、共に婦人は從順で無くてはならぬことを教へたものである、七去の中に於ても、夫の父母に從はぬと云ふことは最も重い咎である様に思ふ、之を第一に置いたのも其の故ではあるまいか、一旦嫁して人の妻となれる者は、其の良人に從ふは勿論であるが、それと同時に良人の父母即

ち舅姑を以て、自分の生みの父母と同様に心得て大切に事へぬければならぬ、若し又良人に兄弟姉妹あらば、自分の兄弟姉妹と同様に心得て敬愛俱に怠らぬ様にしなればならぬのである、斯様にして家庭の平和を持ち一家の繁昌を援助するが、人の妻たる者の本務である、婦人の嫁して後に於ける生みの父母に對する孝養の道は他に求むべきにあらず、能く良人に従ひ、能く舅姑に奉事し、小舅と和親し一家を安全に維持するのが、即ち其の生みの父母に對しても孝養となるのである。

先づ第一に聖人が夫妻の關係に就いて示されたる一兩の文を引かば、
 (一女と申す文字をばかゝるとよみ候、藤の松にかゝり女の男にかゝるも、今は左衛門殿を師とせさせ給ひて法華經へみちびかれさせ給ひ候へ。

(四條金吾女房御書一〇八三頁)

(二) 女人となる事は物に随つて物を隨へる身也、夫たのしくば妻も榮ふべし、夫盗人ならば妻も盗人なるべし、是れ偏に今生計りの事にはあらず、世生生に影と身

と華と果と根と葉との如くにておはするぞかし、木にすむ蟲は木を食む、水にある魚は水を啖ふ、芝かるれば蘭泣く、松榮うれば柏よろこぶ、草木すらは是の如し、比翼と申す鳥は、身は一つにて頭二つあり、二つの口より入る物一身を養ふ、比目と申す魚は一目づゝある故に、一生が間離るる事なし、夫と妻とは是の如し

(兄弟鈔一一四三頁)

(三) 男は柱の如く女は桁の如し、男は足の如く女人は身の如し、男は羽の如く女は身の如し、羽と身と別々になりなば何を以てか飛ぶべき、柱倒れなば桁地に墮ちな

(千日尼御返事一九五五頁)

ん家に男なければ人のたましひ無きが如し。
 右三文に於て夫唱婦從の道も自ら説明せられてあり、又女人は一旦嫁した已上は必ず其の生涯を擧げて夫に託し、妄りに離るべからざること明かり、又但に夫に従ふのみでなく、夫に敬事しなければならぬことも第一文に於て知れる次第である、斯様に夫には生涯身を擧げて從はぬければならぬ、又何事によらず夫の主義方針に

伴はぬければならぬ、夫には敬事せぬければならぬものであると云ふことが能く腹の底に呑み込めてゐてこそ、こゝに始めて其の舅や姑に奉事すると云ふ所謂曲從の道も眞實に立つ譯のものである、而して又其の小舅等とも眞實の和親が出来るのである。

然るに今日世上の實際を見わたすに、動ともすれば夫婦の間は互に愛しつ愛されつして親密の様であつても、父母兩親に對しては割合に冷淡であり割合に疎かである者があるのは慨歎に堪へぬ次第であるが、斯の如きは其の夫も其の妻も共に自己本來の面目を忘れ、夫妻關係の眞實相を解せず、徒に劣愛痴愛に墮するが爲めであつて、斯の如き者の將來こそは實に哀れむべきである、聖人は之を誡めて左の如く仰せられてある。

夫は女を愛し、女は夫をいとおしむ程に、父母のゆくへをしらず、父母は衣薄けれど、我は閨熱し、父母は食せざれども我は腹に飽きぬ、是は第一の不孝なれど

も、彼等は失ともしらず、况や母に背く妻、父に逆へる夫、逆重罪にあらずや。

(一谷御書一一七九頁)

夫の父母の心の安まると安まらぬとは、多分は其の妻たるものの取り爲しいかんによるものであるから、人の妻たる者は夫を敬愛すると同時に、夫の父母を敬愛して萬事に氣を附け、不自由の無き様にするは勿論、常に其の身神の安まる様にせぬければならぬ、妻たる者が夫の兩親に對して疎忽なる取り扱ひをするのは、即ち自身の生みの兩親に對して不孝をする罪と同じく大重罪である、夫をして兩親に逆らひしむるのも其の源は多くは妻の心の僻みより發するものである、故に夫が其の兩親に對して不孝なるのも妻たるものゝ責任にあると心得て、若し夫が不孝者であらば其の夫を勸めて孝ならしむる様にせぬければならぬのである、斯の如く人の妻たる者は其の夫に對し夫の父母に對しては恆に従順でなくてはならぬのであるが、こゝに唯だ一つ夫にも舅や姑に對しても諍はねばならぬことがある、それは他にあ

らず、其の夫なり父母なりが法華經に背く場合である、此場合に於ては先づ循々ととして之を説き、其の聽かれざるに至つては、其の時と場合とに依ては自己の一命をも賭して諍はぬければならぬ、聖人曾て池上宗仲の弟なる兵衛志の女房に向つて仰せになつた語に

此の法門のゆへには、設へ夫に害せらるることも悔る事なかれ、一同して夫の心を諫めば龍女が跡をつぎ、末代悪世の女人の成佛の手本と成り給ふべし。

(兄弟鈔一一四三頁)

とある、此文は既に第十二章に記せし如く、兵衛志が兄の宗仲は法華經を信じ、父の左衛門太夫は之を嫌ふて勘當に及んだ折り、兵衛志が其の去就に惑ふてゐる際に仰せられたのである、此の法華經の爲めには我が夫をも諫めぬければならぬと云ふ機範は、本と法華經の中に示めされてある、妙莊嚴王本事品の中に於ける淨徳夫人則ちそれである、此の事は後章に具に示す積りであるが、淨徳夫人は妙莊嚴王の妃

であつて、其の二子の淨藏淨眼と共に妙莊嚴王を諫めて、外道波羅門の法より法華經に移らしめたる賢夫人である、末代の今日我が日蓮聖人の教を奉ずる家庭に育ちたる婦人は、嫁して後其の夫が他宗權門であつたならば、宜く須く淨徳夫人の態度を學んで、夫をして遂に此の正法の法華經に引入するの覺悟がなくてはならぬのである、雲雷音王佛の御代に於ける彼の淨徳夫人は妙莊嚴王を諫めて法華經に入れたる功德に依て、其の後、淨華宿王智佛の國に生れて妙音菩薩とは成られたのである、末世當今に於て夫を勸めて法華經を信せしむる女人の功德、豈に淨徳夫人に劣るべけんや、されば聖人は左の如く仰せられてある。

妙莊嚴王品と申すは、殊に女人の御ために用る事也、妻が夫をすゝめたる品也、末代に及びても女房の男をすゝめんは、名こそかはりたりとも功德は但だ淨徳夫人のごとし。

(日女品供養一七三四頁)

若し幸にして夫も法華經を信ずる人であつたならば、それこそ鳥の兩翼あるが如く

車の兩輪あるが如く、天地相應じ、日月相照すが如く、圓滿なる本化的家庭を作り
 未來永劫窮り無き幸福を享受することを得るであらう、又先きに示めせし如く、外
 典に於ては女人に三從七去の嫌ありと教へ、内典にも法華經已前の心にては五障の
 さわりありと示して、成佛等は斷じて許されておらぬのであるが、法華經に來りて
 は、女人も亦た男子と同様に成佛すべしとて、經中に明に其の先蹤を出されてあ
 る、所謂る憍曇彌夫人は一切衆生喜見如來、耶輸陀羅女は具足千萬光相如來、八歳
 の龍女は天王如來の記別を受けたる則ちそれである、されば女人の救はるべき經は
 法華經の外にはない、法華經は實に一切の女人が命に代へても持たぬければならぬ
 大切なる御經である。

第十四章 朋友と孝道

朋友間に於ける相愛相敬の道は、兄弟間の交際が他人と他人との間に移されたもの

と見て不可ないのである、則ち弟として兄に敬事するの道は、幼者とし若くは若者
 として年長者を敬するの道となり、兄として弟を愛するの道は、年長者として幼者
 を愛し若者を愛するの道となるのである、諺に兄弟は他人の始なりとの説もあれど、
 骨肉の兄弟と單なる朋友との間には、自ら親疎があり厚薄があるを免れぬ次第であ
 る、則ち朋友間の關係は後天的であり兄弟間の關係は先天的であるから、何と言つ
 ても朋友の間は兄弟の間よりも其の交りに於て疎であり、其の情に於て薄いと云ふ
 ことは免かれぬ次第である、朋友間の交際が兄弟間の交際よりも濃く厚いと云ふが
 如きは、之を一個人の上より論ずるも之を社會一般の上より論ずるも、开は一時の
 變態であつて人間の常情では無いと知らぬければならぬのである、既に云へる如く
 朋友間の交りは其の質に於て後天的であり、又其の平素の交りに於て兄弟よりも疎
 であり、其の情に於て兄弟よりも薄き所のものであるから、特に信義を重んじ、一
 旦相約したることは必ず履行するの覺悟が無くてはならぬのである。

凡そ人として友を求むると云ふことは自然の情であるが、友の要求の眞の意味は、相共に悪を去つて善に就き、互に相ひ切磋し相ひ策勵するにあるのである、故に孟子は、善を責むるは朋友の道なり（小學）と云ひ、釋尊は、悪を化して善に就き、切磋するに法を以てし、忠正誨勵するは、友道の義なり（學經抄）と云ひ、又朋友に就て三種の要法を示してゐられる、一には過失あるを見れば輒ら諫め曉し、二には好事あるを見ては深く隨喜し、三には苦厄にありては棄捨せず（因果經）と云ふ、是れ則ち朋友の交りに於ける三種の要法である。

斯の如くするのが人の友としての本義であるが、然し世上の實際は此の友道の本義に契ふもののみは無くして、契はぬ者の方が寧ろ多い有様である、故に孔子は益友と損友とを分ち、其の各々に三種宛を數へて益友の親むべく損友の親むべからざる旨を示してゐる、釋尊は善知識と悪知識とを分つて、其の善知識の親近すべく悪知識の恐るべく厭ふべきを教へられてある、其の益者三友とは則ち直の友と諒の友と

多聞の友とである、直の友とは心のすなほなる友である、此の直友と交れば如何なる益あるやと云ふに、己れの過を聞くことを得て日に善に遷るの益がある、次に諒の友とは信實があつて欺かず、表裏一の如き底の者である此の諒友と交れば、日に誠に進むことを得るの益がある、三に多聞とは博く古今の事跡に通ずるを云ふ、此の多聞の友と交れば、日に明に進むことを得るの益があるのである、其の損者三友とは則ち便僻と善柔と便佞とである、便僻とは徒に威儀を習ふて直からぬ者である、善柔とは阿り媚ることに巧みであつて諒無き者である、便佞とは徒に口語に習ふて聞見の實無き者である、此の損者三友と交れば自己修養の上に於て益無きのみならず、反つて自己の性格を損するの憂あるものである、故に人は其の損友を避けて益友に親まれなければならぬ、否な管に親むのみならず自ら益友たらんことを期せぬければならぬ、次に釋尊が善知識の親近すべく悪知識の厭ふべきと教へられたりとは、法華經の中には、善知識は能く佛事を作し、示教利喜して阿耨多羅三藐三菩提

(正しき覺り)に入らしむ、善知識は是れ大因縁なり、所謂る化導して佛を見、阿耨多羅三藐三菩提の心を發すことを得せ令むとあり、華嚴經の中には善知識を求めて、身心に於て疲倦を生ずるなかれ、善知識を見て厭足を生ずるなかれ、善知識に請問して勞苦を憚るなかれ、善知識に親近して退轉を懷くなかれ、善知識を供養して間斷せしむるなかれ等とある、而して惡知識の厭ふべきに就ては涅槃經の中に、菩薩摩訶薩・惡象等に於ては心に怖畏すること無れ、惡知識に於ては怖畏の心を生ぜよ、何を以ての故に、是の惡象等は唯だ能く身を壞りて心を壞ること能はず、惡知識は二俱に壞るが故に、是の惡象等は唯だ一身を壞り、惡知識は無量の善身と無量の善心とを壞る、是の惡象等は唯だ能く不淨の臭き身を破壞す、惡知識は能く淨心及び淨心を壞る、是の惡象等は能く肉身を壞り、惡知識は法身を壞る、惡象の爲に殺されては三趣に至らず、惡友の爲に殺されるれば必ず三趣に至る、是の惡象等は但だ身の怨と爲る、惡知識は善法の怨と爲る、是の故に菩薩常に當に諸の惡知識を遠

離すべし(國家論二五七頁引用)とある、章安尊者は斯の文を解して、諸の惡象等は但だ是れ惡縁にして、人に惡心を生ぜしむること能はず、惡知識は甘談詐媚巧言令色、人を牽いて惡を作さしむ、惡を作すを以ての故に、人の善心を破る、之を名けて殺と爲す即ち地獄に墮す(唱題鈔三三三頁引)と云へり、此の惡知識とは即ち彼の損友であり、此の善知識とは即ち彼の善友である、義には固より淺深の差ありと雖も、意は則ち相通するのである、又釋尊は友に就て四種を擧げられてある、四種とは、一には花の如き友、二には稱りの如き友、三には山の如き友、四には地の如き友である、その花の如き友とは、花は好き時は頭に挿み、萎む時はこれを捐つるものであるが花友も亦た人を接するに宛も花の如くに取りあしろう者である、則ち人の富貴なるを見ては之に付き、貧賤になれば忽ちに棄てると云ふ頗る輕薄な友である、稱の如き友とは、稱は物が重ければ頭を低れ、物が輕ければ則ち仰むくのであるが、稱友も亦た其の如くで、能く物を與うれば則ち之を敬ひ、與へ無ければ則ち之を慢

ると云ふ物質主義の友である、此の前者は多くの場合に於て義理人情をも省みぬと云ふ忌むべく恐るべき友である、山の如き友とは、其の山は則ち金山であつて、鳥獸之に集まれば其の羽毛爲に光を蒙るものである、山友も亦た其の如く、己れ先づ貴くして而して人をして貴からしめ、己れ先づ榮えて他をして榮えしめ、富樂同じく歡ぶの友である、地の如き友とは、地は百穀財寶を發生するものであるが、地友も亦た其の如く、能く義理人情を辨へて、施給し養護して恩愛の心厚き友である(字經抄取意)吾人は宜く其の花友たり稱友たる者を避けて、山友たり、地友たる者に親まなければならぬ、又其の惡友たり惡知識たる者を避けて、善友たり善知識たる者に親まなければならぬ、否な更に進んで自ら山友たり地友たり善友たり善知識たらぬければならぬ、其の是の如き者にして始めて父母兩親に對する孝養の道を全ふし得るものである。

聖人は頗る友情に厚き方であつた、今其の大宗教家たる聖人を拉し來つて、友情に

厚いの厚く無いの論ずるは恐れ多いことではあるが、言はずして已むべきでも無いから、敢て此處に之を述ぶる次第である、聖人が友誼に富ませ給ふたことを叙せば、聖人が出家得道遊ばされた安房の清澄山は、建長五年の開宗と同時に擯出せられさせ給ふた所ではあるが、聖人は恩義ある當山の住持道善御房を忘れさせ給はぬと共に、法兄弟の方をも長く忘れさせ給は無つたのである、特に兄弟子の淨顯義淨の二人は聖人が清澄にゐさせ給ふ折りに、厚く御世話申上げた人であるだけに御文章なども屢々御遣はしになつてあるが、その中を拜して見ると、或は御師道善房の生前のことや死後のことを噂させられ、或は法門の大事なこと等を申し勧められなどしてある、則ち己心佛界鈔(九六五頁)や、報恩鈔送文(一五二頁)や善無畏三藏鈔(六三七頁)や清澄寺大衆中(一三七〇頁)や本尊問答鈔(一八〇七頁)等は皆な其の然らざるは無いのである、それから聖人の友情は聖人と弟子檀那との間にも能く顯れてゐる、聖人の弟子檀那を以て聖人の友として取り扱ふは、一寸と考うると其の當を得ぬ様

にも思はるるが、然し友は道を友とするのある、この道の友は必しも地位の高下等を以て隔つるもので無いのである、特に聖人の如き道を以て任ずる御方は年齢や地位を以て其交りを隔つる様なことは毫も爲さるぬのである、されば聖人の友情は聖人と其の道と同ふする弟子檀那の間に於て寧ろ最も發揮せられてあるのである故に其の弟子檀越等に遣はされた御文章を拜讀すれば、その何れにも掬すべき友情の潤が溢ち満ちてゐることを發見するのであるが、その弟子檀越も數多きことであれば今は其の弟子檀越の各一人に遣はされし御書を出して其の餘を代表せしむることになせんと、聖人の御弟子數多ある中にも、六老僧の御一人たる日朗上人は最も師匠思ひの方であつて、聖人に對して孝謹を竭されたことも餘人に勝れてゐたのであるから、従つて聖人も亦た朗上を顧念せらるることが自然厚くあらせられたと察せらるるのである、聖人より朗上に遣された御文章の中、文永八年十月九日に認められた土籠御書（六九五頁）は、聖人が師匠として弟子に對せられし友情を伺ふに適切なるものである。

である。

土籠御書

日蓮は明日佐渡國へまかるなり、今夜の寒むさに付ても牢のうちのまりさま、思やられていたはしくこそ候へ、あはれ殿は法華經一部を色心二法共にあそばしたる御身なれば、父母六親一切衆生をも、たすけ給ふべき御身也、法華經を餘人のよみ候は、口ばかり言ばかりは讀めども心は讀まず、心は讀めども身によまず、色心二法共にあそばされたるこそ貴く候へ、天諸童子以爲給使刀杖不加毒不能害と説かれて候へば、別の事はあるべからず、籠をばし出させ給ひ候はばごくごくきたり給へ、見たてまつり、見えたてまつらん、恐恐謹言

文永八年辛未十月九日

日

蓮花押

筑後殿

右の御書は、聖人が文永八年九月十二日に龍口斷頭の處刑を不思議にも脱がれさせ給ひ、暫時依智の郷に假泊し、翌月更に北海の寒天佐渡島に、流刑に處せられ給はんとする前一日に、認められたものである、故に文に「日蓮は明日佐渡國へまかるなり」とあり、御自身が寒國に竄せられ給ふ苦をば打ち忘れて、ひたすらに弟子朗上の牢中の寒苦を掛念せられて、今夜の寒むさに付ても牢中のありさま、思やられて痛はしくこそ候へ」と記るさせ給ふ聖人の心情を察し申上れば、一子の爲に恆河に身を投せし貧女の情にも幾層倍せる大慈大悲の大友愛の熱情が溢れてゐる、「あはれ殿は」と云へる已下は總て慰藉の御語である、其の慰藉の御語も尋常凡俗の窮境に墮せる時に吐く所の、單なる愚言痴語の羅列にあらずして、つね日頃念願せさせ給ふ法華經色讀の事を以てせられ、同じ法華經の修行でも、餘人の修行は口ばかり言ばかりなれど、貴殿は餘人に勝れて、色心の二法共に讀み行せらるること貴けれど、他と簡異せらるる所にも、充分に慰藉の情を宿してゐる、次に天諸童子乃至

毒不能害の經文を引き「別の事はあるべからず」と仰せられたるは、經文に依て朗上の意を強ふせんが爲である、後に脱牢後は直に來られよ、其の時は芽出度對面せんと仰せらるるにも、「見たてまつり見えたてまつらん」と弟子乍らも敬語をつかはせ給ふは、彼れの法華經色讀の功を崇めさせ給ふ邊も伺はれるのである、總じて此等は朗上に對する慰撫の語ならぬはないのである、聖人が弟子に對しても尚ほ燃えん計りなる友愛の情を以てゐられたことは、斯書に於て伺はれるのである、但し友愛の情と謂つても自ら典則があつて、法華經を離れては毫もあらせられ無かつたのである、語を換へて言へば、聖人の友愛の情は法華經の地盤の上に於てこそ涌き出づるのであるが、法華經を離れては認むるところを得ないのである。次に檀越に遣はされし數多き御文章の中でも、四條金吾に御遣はしの御文章には殊更ら一ト際たつて、聖人の御友情に厚くあらせられる様が伺はれるのである、固より聖人に於ては初より誰れ彼れの選り分けを成さるゝものではあるまいが、相手が

法華經と聖人に歸依することが深ければ、深いほど、自然聖人の友情も其の人に對して顯れるものである、四條賴基は大法に歸依するの餘り、大法弘通の衝に當り給へる聖人に對しては、あらん限りの力を竭し、聖人が相州龍口に於て斬刑に處せられんとせられし時の如き、聖人設し斬られさせ給はば、此の賴基も腹割切つて未來の御伴申さんごまで覺悟した方である、そこで聖人も亦た其の志を空ふし給はずして、此の志に報い給ふた御言も一再ならず認められてある、先づ龍口法難當時の彼の志に謝し給ひし御文章の中二文を左に示さん。

さてもさても去る十二日の難のとき、貴邊龍口までつれさせ給ひ、しかのみならず腹を切らんと仰せられし事こそ不思議とも申ばかりなけれ、○かゝる日蓮にもなひて法華經の行者として腹を切らんと給ふ事、かの弘演が腹をさいて主の懿公が肝を入れたるよりも百千萬億倍すぐれたる事也、日蓮靈山にまいりて先づ四條金吾こそ法華經の御故に、日蓮と同じく腹切らんと申候なりと申上候へきこそ

右は文永八年九月二十一日御認めの御文章の一節である、

返す返す今に忘れぬ事は頸切られんとせし時、殿はともして馬の口に付て泣き悲み給ひしをば、いかなる世にか忘れなん、設ひ殿の罪ふかくして地獄に入り給はゞ、日蓮をいかに佛になれと釋迦佛こしらへ(誘)させ給ふとも、用ひまいらせ候べからず、同じく地獄なるべし、日蓮と殿と共に地獄に入るならば、釋迦佛法華經も地獄にこそをはしまさずらめ。

右は建治三年九月十一日の御消息、崇峻天皇事の一節である。

聖人が如何に彼れの恩に感じ給ふことの切なりしかは、文の中に、賴基が御難に殉せんごせし功を賞揚して、弘演が腹を割て主の懿公の肝を入たるにも百千萬億倍勝れたりと仰せられてあるに依て伺ふべきである、而して又之に對する謝意の如何に深くあらせられたかは、文中に、日蓮靈山にまいりて先づ四條金吾こそ、法華經の御

故に日蓮と同一腹切らんと申候なりと、申上候べきぞと云ひ、又、設ひ殿の罪深くして地獄に入り給はば、日蓮をいかに佛になれと釋迦佛こしらへさせ給ふとも、用ひまいらせ候べからず、同一地獄なるべし、と申されてあるに依て推すべきである、其の地獄の火中たるは極樂の淨土たるを問はず、往き着く先きは同所なるべし、との意を漏らし給ふに至つては、その友情のいかに深厚に渡らせ給へるかを察し申上ぐべきである、但し文に地獄と仰せられたるは假設の語である、四條金吾は法華經を持たるる方なる故に、地獄には斷じて墮ちさせ給はねども、もし罪深くして地獄に墮ちさせ給ふ様なことでもあるならば、それこそ地獄の底までも一處にまゐるで御座らうと申されたのである、地獄に入り給はと云々と云ふ語が縦ひ假設の語にもせよ、此語中には深い深い實意の寓するを辭むことは出来ぬ、但し聖人の斯の如き友情斯の如き實意には先にも既に云へる如く一の典則があつて、宛も一本の軌道の如く一貫してゐる、开は則ち法華經である、曰く「法華經の行者として腹を

切らん云云」曰く「法華經の御故に日蓮と同一腹切らんと申候云云」、曰く「日蓮と殿と共に地獄に入るならば釋迦佛法華經も地獄にこそをはしまさすらめ」と、他人が聖人に對する同情も外護も援助も總て法華經を離れて爲すものであつたならば、聖人は左程に難有も感せられぬであらう、いかに四條賴基が聖人を庇護し、聖人の頸が斬られるならば自分も腹搔き切つて未來の御供致さんと申すとも、又は聖人の御一命に代り申上げんと云ふとも、法華經を離れての同情であり、法華經を離れての外護であり援助であつたならば、彼れに對する聖人の感謝もさ程に深くはあらせられなかつたこと、思ふのである、然れば聖人の友情の特に彼れに於て顯れてゐると云ふのは、彼れの法華經に對する信仰の厚かつた故である。

尙ほ四條氏が建治三年桑ヶ谷問答の際に、聖人の御弟子日進上人を衛護して、同寮の讒誣により主人江馬氏の勘氣に觸れたる己後に、彼れに與へられたる御文章を拜讀せば、増々聖人が友情に厚くあらせられたことが明かるのである、建治三年六月

四條氏讒に遭ひてより其の翌弘安元年十月に至るまで、十有餘月の間に、四條頼基に遣はされたる所の御文章は十通に垂んとす、其の中或は頼基の無辜を辨疏せんが爲に、頼基に代て認められた頼基陳狀の如きもあれど、其餘は皆な頼基が主人江馬氏の勘氣に觸れて地領を沒收される前後に於ける態度やら、又は頼基に對し怨嫉を懷いてゐる者等の不意の襲撃に對する用意を懇に示されたものならぬは無いのである、今其の一文を抄録して、其の梗概を伺ふに便せんと欲す。

去月二十五日の御文、同月二十七日の酉の時に來り候、仰せ下さるる狀と又起請かくまじきよしの御誓狀とを見候へば、優曇華のさきたるをみるか、赤梅檀の嫩葉になるをえたるか、珍らし香ばし、〇度々の難、二箇度の御勘氣に心ざしあらはし給ふだにも不思議なるに、かくをござるるに二所の所領をすてて、法華經を信じとをすべしと御起請候事、いかにとも申す計りなし。

(一六一七頁)

文に去月二十五日の御文とあるは、建治三年六月二十五日のことであつて、桑ヶ谷

問答の事に關し、四條頼基が江馬氏の勘氣に觸れたる後に聖人に上りし文である、仰せ下さるる狀とは、江馬氏より日蓮を捨つべき起請文を書けと四條氏に仰下されたる狀である、起請かくまじきよしの御誓狀とは、江馬氏より請はれたる起請文をば、四條氏は左様なものは主人の仰せでは御座るが書く譯にはまいり申さぬと退けられた誓狀である、斯かる潔き誓狀を入れられたる志を褒美して、優曇華や赤梅檀に譬へられたのである、又文に二箇度の御勘氣とあるは、則ち伊豆佐渡の二度である、此の伊豆佐渡の二處に御勘氣に觸れて流された折も、心を盡し志を表し給ひたるさへ不思議と思ふ程なるに、今回は又二箇所の領地を捨て、までも法華經を信じ透すべしとの御起請を書かれたる事は、何とも申し上げ様のなき程の殊勝なる思召であるとの仰せである、彼れの信仰のいかに純潔であり、其の心根のいかに正しく明にして一點の翳りだに無きをば、これ程に讚歎せられたるかは「いかにとも申す計りなし」の一語に於て伺ひ奉るべきである。

○我とは御内を出で所領をあぐべからず、上よりめされいださむは、法華經の御布施幸と思ふべしとののじらせ給へ、かへすがへす奉行人にへつらふ氣色なかれ。

(一六一九頁)

此時は四條氏が江馬氏の勘氣に觸れて、領地を召し上げらるるか召し上げられぬかの際であつたから、斯様な御注意があつたのである、此の後一旦は所領を沒收せらるるに至つたが、四條氏の決心は之が爲に毫も動く様なことは無かつた、彼れの信仰には毫も變動を來さ無かつたが、其の翌年は又再び江馬殿より所領を下されたので、弘安元年十月に聖人より四條氏に遣されし、所領書と申す御文章には「御所領上より給らせ給ひて候なる事、まこと覚へず候、夢かごあまりに不思議に覺へ候、御返事なんごもいかやうに申すべしとも覺へず候等」(一八一〇頁)と仰せられて聖人も大に祝意を表せられてある、此時江馬氏より下されし領地は、四條氏が先に召し上げられし領地の三倍もある處である、であるから四條氏には固より不足ある

べきではないが、若しや給りし領地のことに就て四條氏が兎や角と云ふ様なことがありては、四條氏の爲に不爲であると思し召されて、深き御注意を垂れさせられて、「いかにわろきとも、わろきよし人にも又上へも申させ給ふべからず候、よきところよきところと申し給はば、又かさねて給はらせ給ふべし、わろき處徳分なしなむご候はば、天にも人にもすてられ給ひ候はむするに候ぞ、御心へあるべし(一八一頁)と仰せられてある、斯様に所領を召し上げられしにつけ、下されしにつけ、綿密なる注意を垂れ給ふに見ても、いかに友情の濃かにあらせられたるかが察せらるる次第である。

○御よりあひあるべからず、夜は用心きびしく夜廻の殿原語らひて用ひ、常にはよりあはるべし、今度御内をだにもいだされずば、十に九は内のものねらひなむ、かまへてきたなき死にすべからず。

(一六一〇頁)

已上所引の三節の御文章は、皆な不可惜所領書の文であるが、此の第三節の文は敵

の襲撃に對する御注意である、文は解し易すければ別に釋せず、此の敵襲に對する御注意は此書のみに限らず、此書の前にも又後にも屢々遊ばされてあるが、其等を讀んで見ると、實に驚く程細かな所まで御注意が行きとゞいてゐる、建治二年七月中旬に四條氏に與へられた釋迦佛供養事には、殿は日蓮が功德をたすけたる人なれば、悪人にはよもや破らるる事は無いと思ふが、若しや前世に於て法華經の行者を怨んでゝもゐられたとすれば、悪人に破られて横死を遂げる様なことが無いとも限らぬにより、其の横難を避くるには如かないから、随分と用心をせられよ、此の文を御覽の後、百日の間はをぼろげならでは同僚や他人と酒宴をするにも、自宅已外では召さるな、主人の召しには晝ならば急ぎ參られよ、夜ならば三度までは頓病の由を申し上げて、三度にすぎなば、下人又は他人を語らひて辻を見せなんどして御出仕あれ(一四四九頁取意)とある、建治三年九月十一日の崇峻天皇事には、貴殿は御信心深ければ法華經守護の十羅刹も助け給ふであらう、此頃主人江馬殿が病氣にな

りて長引かせられるのも、江馬殿は貴殿を敵とは思さねど、一旦彼等が申せし事を用心給ひし故であらう、而して彼等が杖柱とも頼む龍象房は既にたおれ、和議せし者も病氣に犯された、又良觀は一重の大科者ゆへ、よもたゞは濟むまい、此につけても貴殿のことが氣づかされる次第である、一定敵にねらはれさせ給ふであらう、これを防ぐにつけても弟共と仲善せられて、縦ひ弟共に多少の咎過があつても寛假しておいて、互に離反せぬ様にせられたし、雙六の石も二ツ並びぬればかけられず、車の輪も二つあれば傾かず、敵も二人ある者をば怏せがると申すことであれば、且くも離れぬ様せられんことを望む、それから貴殿は腹立たしく瞋りつばい相が顔に顯れてゐる、此の瞋りつばい者は天も守らせ給はぬと申すことであるから、心したまへ、江馬殿の病氣を貴殿が醫療せらるるにつけても嫉妬の炎を胸に燃してゐる者が多いであらう、若し公達や權女房たちが、上の御所勞(江馬氏)はと問ひ申さば、對手はごんな人であらうとも、辭を卑くし禮を正して、某が力には及ばぬ所であるが、

是非との仰せに辭退し兼ねて云々と答へさせられよ、これまで若干の人の殿を造り落さんどせしを、落されずしてはや勝てる身が、穩便ならずして造り落さるる様なことかあつては、世間に申す漕ぎ漕ぎでの船の溢れ、又食の後に湯の無きが如くである、又敵の不意打等に就ては、日暮れ曉などの入り返りには定めてねらうであらうから、注意めされ、又我家の妻戸の脇、持佛堂、家の内の板敷の下か、天井なんごを、あなかりに心えて振舞ひ給へどある、又此の敵襲を防ぐに就ては四人の兄弟には飽まで仲善くせよ、頼朝は平家を落すまでは、親の敵たる長田でさへ頸を斬ら無つた、義経も成良を語らひてこそ平家を亡ぼしたり等と古例を引いて懇に曉されてある、(已上崇峻天皇事一六四〇頁)又弘安元年正月下旬に認めぬ四條書には「御弟ごもには常はふびんのよしあるべし、つねに「湯銭・草履の價なんご心あるべし」と仰せられ、又或は「女類はいかなる失ありとも、一向に御教訓までもあるべからず、まして争かふことなかれ」とある、斯様なことを仰せらるるのは、家庭の不和が最も敵

に乗せらるる本となる故に、頼基の瞋りつばい性質を知つていられる所から、其の和を破る様なことがあつてはと慮ばかられて注意せられたのであるが、實に細かな所まで親切に御氣が行きとどいたものである、又夜行の時の注意、酒宴の時の注意は先にも述べた通り屢々促されたのであるが、此の鈔には火事の場合に於ける注意をせられて、「焼亡には我家よりも人の家よりもあれ、財を惜みて違て、火を消す所へ、づつとよるべからず、まして走り出る事なかれ」等と仰せられてある(已上四條書一六九六頁)又建治三年の頃に頼基に遣された告誡書には「日蓮は少きより今生のいのりなし、只佛にならんとをもふ計り也、されども殿の御事をばひまなく、法華經釋迦佛日天に申す也」其故は法華經の命を繼ぐ人なればと思ふ也(二六三四頁)と仰せられてある、以ていかに満腔の友情を彼れに向つて注かれたか、明かる此の他にもまだ種々あれど到底その一一を擧ぐる譯にはゆかぬから、餘は略して置くが、聖人の友情の深く厚く濃かであらせられたことは、是に依て知らなければならぬ、又

聖人が頼基に對して多聞の友であるは勿論であるが、それと共に直の友であり、諒の友であらせられたことを知らなければならぬ、又聖人が華友で無く稱友で無くして、山友であり地友であらせられたことを知らなければならぬ、又聖人は必しも頼基一人のみに對して然るにあらずして、凡そ法華經を教の如く信する總ての人に對して、斯く善友であり益友であり大善知識であらせらるることを知らねばならぬ、而して又聖人は聖人の在世當時に於ける者のみに對して爾かるにあらずして、滅後末代に於ける法華經を信する者の前にも、亦必ず其の善友とし益友とし大善知識として現はれさせ給ふものである、人は何かに親に對して孝道を盡さんと思ふとも、他に對して友道を缺ぐ様なことがあつては、未だ以て孝道を全ふせる者とは許す譯にゆかぬ、故に親に對して孝道を全ふせんと欲する者は、其の交りを求むるにも勉めて善友たり益友たる者を選ばねばならぬと同時に、自ら他の善友たり益友たらんことを期せねばならぬ、日蓮聖人がいかに孝心な方なればとて設し他に對して友義

を缺ぐ様な方であつたならば、开は未だ孝道を全ふし給へりとは稱するを得ざるも、我大孝日蓮聖人に於ては毫も斯かる缺陷はあらせられぬのである。

第十五章 慈悲と孝道

慈悲は佛敎道德の根本原則であると共に、其の生命であり歸結である、諸佛菩薩の所有の善根は皆な慈悲より發するものである、又其の一切の智慧、一切の神通、一切の解脱、一切の三昧等の所有の法門は、皆な慈悲を以て其の根本と爲さぬものことではないのである、例せば觀音の三十三身を示し、妙音の三十四身を現せしも是れ慈悲の應現であり、其他彌陀の四十八願の如き、藥師の十二願の如き、釋尊の五百の大願の如き、咸く是れ慈悲の發作ならぬは無いのである、總じて此の慈悲を離れては佛法も無ければ如來道もあるものにあらず、慈悲の心が即ち如來の心であり、如來の心が即ち慈悲の心である、世間を見わたすに、子は父母の養育に依て長

じ、萬物は天覆ひ地載するの間に在つて播殖するのである、其の父母の養育と云ふものは、父母の子に對する慈悲であり、天地の覆載と云ふものは、天地の萬物に對する慈悲である、その他、日月星辰の照臨するも慈悲であり、風雨霜露の霑被するも亦た慈悲である、天地法界は總て慈悲に依て成立し、無慈悲に依て破壊すと知らなければならぬ、是を以て慈は是れ最第一であり、又最勝の法である、而して慈悲の本主は佛である、故に聖人示して云く、釋尊靈山淨土にして本地地涌の菩薩に授職灌頂して言はく、飢時の飲食、寒時の衣服、熱時の冷風、昏時の睡眠、皆是れ本有無作無縁の慈悲にして利益にあらざることなし、(灌頂口傳鈔一〇二九頁)と、又云く、佛心とは大慈悲心是れなり(御義口傳下廿八丁右)と、實に慈悲を以て力とし、慈悲を以て生命とし、慈悲を以て人體とし給ふ者は佛陀である、諸佛の中に於ても慈悲の特に勝れさせ給ふ者は本佛釋尊である、何となれば釋尊已外の餘の諸佛は、此の娑婆世界の衆生の罪根深重にして化度し難きを見て之を放棄し、其の化度し易きに

就かんと欲して、他に淨妙の國土を取られたのであるが、我が本佛釋尊は十方の諸佛が穢惡充滿の世界なりとして放棄し捨離したる此の娑婆國土を取り、誓つて五逆十惡誹謗賢聖の罪根深重なる衆生を濟度せんと願せられたるが故である、試みに悲華經を繙き見るに、阿彌陀如來は過去に無諍念王と稱せられし時、此の娑婆世界の衆生は救ふに堪へずとて、別に西方に淨土を取れり、之れ十方諸佛が娑婆の衆生を放棄し給へる一例である、而して大聖釋尊が過去に寶海梵士たりし時に、此娑婆國土の衆生を救はんと誓願せられたること亦た彼の經に載せられてある、(此の悲華經の文意は吾祖既に四恩鈔(四一七頁)及び善無畏三藏鈔(六四三頁)等の諸御書に叙せられてある)又法華經を開き見るに、今佛釋尊は自ら誓つて、今此の三界は皆な是れ我が有なり、其の中の衆生は悉く是れ我が子なり、而も今此の處は諸の患難多し、唯だ我れ一人のみ、能く救護を爲す(譬諭)云はれ、又或は、我れ常に此の娑婆世界に在て、說法教化す(壽量品)と云はれてある、それ釋尊は斯の如く他土の化度し易きを取らずして、此土の化度し難きに就き給へり、若し果して

易を去つて難に就を以て丈夫の態度なりとするならば、丈夫中の大丈夫なるものは釋尊であり、慈悲者中の大慈悲者なるものは釋尊であること云ねばならぬ、さり乍ら法華經已前の諸經に於ては、その大慈悲も未だ至極せりと申されぬ理由がある、何となれば法華經已前の諸經に於ては、男子は成佛するが如くなれども、女人の成佛を明してない、又善人の成佛は説いてあるが如くなれども、悪人の成佛を明してない、更に菩薩の成佛は説いてある様なれども、二乗の成佛は許してない、斯様な事であつては未だ以て慈悲圓滿なる佛陀なりとは稱し難いのである、然るに法華經の迹門の會座に於て、諸法實相の妙理は開顯せられ、敗種破石の毀ありし舍利弗目連等の二乗も成佛し、悪人の提婆も愚痴の龍女も皆な悉く得脱し、十界皆成佛の妙義が開示し顯揚せらるるに於て、茲に始めて釋尊の慈悲は圓滿するに至つたのである、されば聖人は、此佛菩薩の衆生を教化せんとする慈悲の極理は唯だ法華經にのみとゞまれり(唱題鈔三三六頁)と仰せられたのである、但し法華經も迹門(前十四品)のみ

では釋尊の慈悲は圓滿せるが如くにして、未だ圓滿なりとは云ひ兼ねる邊もある、その故は二千九百餘年の昔に始めて出世せられて、迦耶城菩提樹下に近く成道せられたる始成始覺の佛であつて、此土の結縁日尙ほ淺きが故である、釋尊の慈悲が廣大圓滿にして深遠窮り無きことは本門(後十四品)に來つて始めて開顯せらるるのである、何となれば本門壽量品に於て始めて、迦耶近成の佛なりと思はれたる所の釋尊が、事實は久遠塵點の昔に在つて成佛せられたることが顯れ、始成始覺の釋尊が即ち是れ無作三身の本佛であり、無始色心常住の如來であつて、大慈大悲の本願も遠くして淺からず、世々に出世し番々に成道を示して、種々の形を現じて種々に法を説き、曾つて懈倦あらせられぬことも明了になつたからである、されば菩薩も亦た此の本佛の御弟子であつてこそ、其の慈悲が勝れてゐるのである、聖人は此の本佛の最初の弟子たる上行菩薩の再來である、故に其の慈悲は一切の菩薩の中に於て最も勝れさせ給ふのである、聖人曾て自ら謂へることあり、曰く「日蓮が法華經の智

解は天台傳教には千萬が一も及ぶ事なれども、難を忍び慈悲のすぐれたる事は、
 をそれをも懐きぬべし(開目鈔七七二頁、尙ほ斯文の深義は大)それ天台大師や傳教大師は迹
 化と稱して、釋尊垂迹示現中の弟子たる藥王等の菩薩の再來である、然に聖人は本
 化と稱して、釋尊の本地已來の弟子なる上行菩薩の再來である、既に本化の再來た
 る已上は法華經の智解に於ても、固より迹化に劣るべき筈にあらず、天台の法華經
 に於ける智解は但に震旦の諸師に超ゆるのみならず、天竺の論師も尙ほ及ばざる所
 なりと雖も、聖人の智解は更にそれ已上ならざる可らず、而も尙ほ自ら謙抑して智
 解を以て天台傳教に譲り給ふ所以は、聖人の自ら任じ給ふ所の彼と同じからざるや
 知るべしである、天台の法華圓頓の妙義を解するの智は、縦ひ其の前代を空ふする
 の力ありと雖も、未だ以て至極せるものと云ふ可らず、聖人の大慈悲心は法華經の
 妙義の淵底より起れるものであつて、天台の未だ及ばざりし事觀の妙處を極め、而
 して後に發する所のものなるを知らなければならぬ、則ち理論は既に盡きて純宗教

の實行に入れるものである、故に曰く「今日蓮は去る建長五年四月廿八日より、今
 年弘安三年十二月にいたるまで二十八年が間、又他事なし、只妙法蓮華經の七字五
 字を日本國の一切衆生の口に入れんとはげむ計り也、此れ即ち母の赤子の口に乳を
 入れんとはげむ慈悲也」(諫曉八幡鈔二〇三四頁)と、此の大慈悲心と聖人の孝道とはい
 かなる關係にあるか、固より密接不離の間にあらねばならぬ、親に對しては孝ある
 も他人に對しては無慈悲であると云ふ様なことでは、其の孝は未だ健全なるものと
 は稱するを得ぬのである、又之に反して他人に對しては慈悲あるも親に對しては不
 孝であることせば、开は大なる間違であつて、斯かる不自然なる慈悲は皆な悉く虚偽
 である、故に他人に對してさへ慈悲ある程ならば、勿論親に對しては孝心深き者で
 あらねばならぬ、之と同時に親に對して孝なる者は他人に對しても無慈悲であり
 慘酷であつてはならぬ、之に就て孔子は斯様に曰つてゐる、親を愛する者は敢て人
 を惡まず、親を敬する者は敢て人を慢らず(孝經)と、道理ある語と云はねばならぬ、

縦ひ吾が親を敬愛すると雖も、他を惡み他を慢るが如き行爲あらば、争でか其の親に對する敬と愛とを全ふすることを得んや、然れば他を惡まず他を慢らざるは是れ吾が親に對する敬と愛とを全ふする所以である、孔子又曰く「其の親を愛せずして他人を愛するは、之を悖徳と謂ふ、其の親を敬せずして他人を敬するは、之を悖禮と謂ふ（孝經）」と、これ又實に道理ある語である、それ愛と云ひ敬と云ひ因縁の最も近き者より次第に遠きに及ぶを順とし、又其の恩薫の最も厚き者より次第に薄きに及ぶを理とす、然るを此の道理に反し、此の順序に違して、因縁と恩恵と最も深厚なる吾が親を敬愛せずして、踰えて他人を敬愛するが如きことあらば、之れ豈に禮に悖り、徳に悖る者にあらざる無からんや、故に聖人教を垂れて云く、先づ我父母を孝して後に他人の父母には及すべし（善無畏三藏鈔六四二頁）と、更に此義を分明ならしめんと欲して示して云く、抑も日本國の人を皆やしなうて候よりも、父母一人やしなうて候は功德まさり候、日本國の皆人をころし候は七大地獄に墮ち候父母をころ

せる人は第八の無間地獄と申す地獄に墮ち候（種々物御消息一七四頁）と、文に日本國の人を皆やしなふと云ふは假設の語である、日本國の皆人を養ふことは、吾等普通の一個人にありては言ふべくして行ひ難きことであるが、設し假に之を爲し能ふ者ありとせば、世人は必ず此の人を目して大慈善家なりと言ふであらう、さり乍らそれが眞實の大慈善家であるならば、斯かる大善根を爲すと共に、其の父母雙親に對して充分なる孝養を盡す者であらねばならぬ、否な當に親に孝養を竭すのみならず、兄弟の間も睦じく、夫婦の間も能く和し、親戚の間には義理を缺がず、朋友間には信用せらるる者ならねばならぬ、斯の如くして而して後に其の恩他に及ぶにあらざれば、未だ以て眞實の大慈善家なりとは稱し能はぬのである、況や親に對して不孝であるならば、何かに他に對して恩恵を施し慈悲善根を振舞ふとも、其等の恩恵や其等の慈悲善根は皆な悉く虚偽たるを免れぬ次第である、斯の如き虚偽の振舞は勞多くして其の功は絶無に終らねばならぬ、徒に功の絶無に終るに止らずして、反て

不孝不徳の罪に墮せねばならぬ、是に於てか聖人は、日本國の人を皆な養はんよりは父母一人を養ふ功德勝るとは仰せられたのである、次に人が殺人罪を犯す場合に就て之を語らば、そも殺人と云へば一人を殺すの罪さへも甚だ重いのである、況や日本國の人を皆な悉く殺すならば、其の罪の重きことは察するに餘りあるであらう、されど父母を除いて其餘の人人を皆な悉く殺したりと假定せば、其の罪は父母一人を殺せる罪より軽くして、父母の一人を殺せる所の罪は日本國中の人を悉く殺せる罪よりも重いのである、故に聖人は、日本國の皆人をころし候は七大地獄に墮り、父母をころせる人は第八の無間地獄に墮つとは仰せられたのである、地獄と云ふは何れも大重罪を犯せる者の墮する所なれば、皆な悉く苦しい境界であることは疑なしと雖も、總じて八大地獄中に於て、餘の七大地獄には少時宛つ苦患の息まる時刻ありと云へど、第八の無間地獄に於ては、更に苦患の息まるべき時あらずして常に絶間なく大苦惱を受くる所である、以ていかに親殺しの罪の重きかを知るべきであ

る、こゝに於てか孔子も、五刑の屬三千、而して罪不孝より大なるは莫しと曰はれ、佛は父母を殺せる罪を以て五逆罪中に數へられてある、されば人界の中その罪多しと雖も、不孝より大なるものあるなく、善事又多しと雖も、その功德孝養に勝るものとはあらず、是を以て又知らぬければならぬ此の孝養を差し措いては、いかなる慈悲善根も詮なきものであることを、斯の如く罪福の輕重大小定まれるものあるを知らば、之が實踐の序も亦たその重く且つ大なるものを先にすべきは勿論の事である、聖人が先づ父母に孝し、後に他人の父母には及ぼすべしと仰せられたるは、正しく此の人道實踐の序を示れたものである、孔子が、それ孝は仁を爲すの本かと曰ひ、又愛敬親に事ふるに盡きて、徳教百姓に加ると曰はれたるも、其の理一である、それ愛と云ひ敬と云ひ共に仁の範圍を出でぬものである、而して彼の仁は即ち我が慈悲である、孝道も亦た慈悲の範圍を出でぬものではあるが、慈悲中の最も緊要なるものと知らぬければならぬ、故に仁慈を爲すは孝養を本とするのである。

第十六章 自重と孝道

自重とは自己を尊重するの謂である、自己を尊重すとは自己の身命を傷はざるは勿論、自己の名譽をも毀損せざるの謂である、人の子として親に對する孝道を全ふせんには、此の自己を尊重するの觀念がなくてはならぬ、聖人は人の生命の貴重なることを示されて、或は、三千世界に滿つる珍寶なれども命に替る事はなし(簡御器鈔 一九三五頁)と教へ、或は、一日の命は三千界の財にもすぎて候なり(可延定業書一八二八頁)と示され、龍樹は、一切の寶の中に人命第一なり(大論十三卷録内拾遺五卷三〇引)と云てゐる、人は此生命ありてこそ孝養の道も竭すを得一切の善事善業をも爲を得るのであるから、之を故無して妄りに失ふと云とは固より不孝の大なるものである、生命を失ふは勿論であるが、僅に身體の一部を傷ふとさへも不孝である、されば孔子が其高弟の曾子に語られた中にも、身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは、孝の始

めなり(孝經)とある、そこで曾子は生涯此の語を身に體して忘れられず、疾んで將に死せんとするに臨み、門弟子を召して、予が足を啓け予が手を啓けと曰つて、自分の身體を門人に示して、身を保つ難きを教へ、今にして而して後、吾れ免るゝことを知るとあつて、身體の毀傷を免るゝことを得たと曰つてゐる、曾子は斯様に師の教を重んじ自己の身體を大切に於て毫も怠り無き人であつたが、又其の曾子の門人に樂正子春と稱する人があつて、道の實行に於ては頗る厚き方であつたが、子春某日我が家の椽より下りんとして過つて其足を傷けし爲めに、外出せざること數ヶ月であつたが、猶ほ顔面に憂色が顯れてゐたので、門弟子が之を見て、夫子の足は最早や癒えたではありませぬか、何故に猶ほ左様に憂の色をしてゐられるのでありますかと問ふた所が、子春が答て曰はるるには、善くこそ問たり、自分が斯様に憂うるには深い理由がある、自分は之を師匠の曾子に聞き、曾子は又之を其の匠師の孔子に聞かれたといふ語に「天の生む所、地の養ふ所、人より

大なるは無く、而して父母は全ふして之を生んで下されたのであるから、子たる者も亦全ふして之を歸し申すが孝の道である、其の之を全ふするとは、其の體を虧損せず、其の身を辱しめぬの謂である、故に君子は足を擧ぐるの間も孝を忘れぬ」とのことである、然るに予が過つて足を傷けたのは畢竟孝の道を忘れたことにあたる、是を以て憂うるのであると申されたのであるが、是れは子春が自體の尊重せざる可らざる所以をば、自分が過つて傷けるを機會として門人に事實の教育をしたものである、若し之れが徒に自己を愛し自己を憂うると云ふのであるならば、其の振舞は卑怯であり且つ未練なものであるが、自己の身體は父母の生んで下されたものである、而して四肢兩手足六根眼耳鼻一も缺ぐる所無く全ふして生み、生み下してより成人するまでに全ふして養育して下されたものである、それを妄りに毀傷してはならぬと云ふ心懸けは、人として大事な心懸けである、されば聖人は次の様に示されてある。

我身は天よりもふらず、地よりも出でず、父母の肉身を分けたる身也、我身を損するは父母の身を損する也。

(出家功德御書一九二八頁)

我身は全く父母の遺體なる上に、父母養育の恩の大なることは先に第三章第四章に於ても既に示した如くである、斯る事を眞に能く辨ふるならば、自己の一身は、單なる自己にあらずして、實に父母祖先を代表する所の自己であるから、妄りなる行動をして自己の體を傷け又は自己の名を汚損する様なことは出来ぬ筈である。

其の上に佛教から論する時は、人身は容易に受け難いものである、涅槃經の中(三十四卷師子吼品)には、地獄・餓鬼・畜生の三惡道の身を受くる者は十方世界の土の如く、人身を受る者は爪上の土の如しとある、等く人身を受る者の中にも四肢六根不具足の者は又十方世界の土の如く、諸根の完全に具足する者は爪上の土の如しとある、諸根完具する者の中に於ても邊地に生ずる者は又十方の土の如く、中國に生ずる者は爪上の土の如しとある、中國に生ずる者の中に於ても邪教を信する者は十方の土の如

く、佛法を信する者は爪上の土の如しとある、佛法を信する者の中に於ても餘經を信する者は十方の土の如く、法華涅槃等の實經を信する者は爪上の土の如しとある、又法華經の中には自ら法華經に値ふことの難きを譬へて、一眼の龜の浮木の孔に値へるが如しとある、(一眼の龜の譬は嚴王品に出づ、松野殿後家尼御返事一八三四)斯かる受け難き人身を受けたる上に、更に値ひ難き法華經に値ひ奉ることは、世にも希なる大果報の者である、自分が斯かる大果報者であることを考ふるにつけ、斯かる大果報者の自分を生み出だし下されたる父母雙親の御恩の増々重く且つ大なることを思はねばならぬ、此事をば聖人は

六道に生を受けるに必ず父母あり、其中に或は殺盜惡律儀謗法の家に生れぬれば、我と其科を犯さざれども、其業を成就す、然るに今生の父母は我を生て法華經を信する身となせり、梵天・帝釋・四大天王・轉輪聖王の家に生れて、三界四天をゆづられて人天四衆に恭敬せられんよりも、恩重きは今の某が父母なる歟

(四恩鈔四二頁)

と仰せられてある、斯かる重恩ある父母を有する大果報の自己であるから、父母の重恩に對し自己の果報に省みて増々自重自愛を怠らぬ様にせぬければならぬのである、聖人が他に對して自重を勧められたことは先の第十五章に於て顯れてゐるが、然し聖人御一代の行事を察しまいらすれば、無量の小難・四箇度の大難をも、敢て意に介し給はぬが如くであつて、餘りに自重も爲さらず無つたかの様にもあるが、其の實は決して左様な譯で無い、故無くして自ら好んで巖牆の下に立ち、特更に危険を犯して誇りとする様な態度は、斷じて聖人の御一代に無き所である、法華經弘通の爲に免れぬ所の難であると思ひ給へば、之が爲に心を動し、又は強て逃れんとする様な卑怯な態度は毫もあらせられず、時に或は不惜身命の御振舞もあらせられたには相違無いが、之は自家の天職の爲、國家人類の爲、已むを得ざることであつて、之れあるが爲に聖人を以て不孝の人と見ることは出来ぬのでかる、聖人は斯様に法

の爲、國の爲、人の爲には不惜身命であらせられたに拘らず、其の間に又自ら己の一身を以て苟直にし給はず、法の爲、國の爲、人の爲に反つて自己を尊重せられたことが見出されぬ譯でも無い、則ち建長五年宗旨御建立の當日、法敵東條景信が危害を加へ奉らんとせし時も、聖人は之に臆し恐れる様な卑怯な態度は毫もあらせられなかつたが、それにしても法兄なる淨顯や義淨等が勸むるまゝに間道を辿りて其の難を避けられたのである、又文應元年八月に鎌倉名越なる御草庵を他宗の者共が推し寄せ來つて襲撃せし折も、御草庵の後方にある山に御避難遊ばされたのである、又文永元年十一月の頃、東條景信が房州小松原に要撃し奉りし時も、敢て常人の様に狼狽して逃げ隠れはせられ無つたであらうが忠内忠吾等に擁せられて、其の場を遁れ給ふたのである。

身は固より父母の遺體であるから、常不斷には傷ひ毀らぬ様に大切に保持せぬければならぬのであるが、然したゞ徒に身體を傷はぬのみが必しも自己を尊重する所以

ではないのである、或は君父の一大事であるとか、或は國家の存亡に關する場合であるとか、或は自家の天職遂行の爲め已むを得ざる場合であるとか云ふ時には、之が爲に一命を抛つと云ふことも、亦た是れ却て自己を尊重する所以なるを忘れてはならぬ、孔子は人の不孝を五つ數へて、居處莊ならざるは孝にあらず、君に事へて忠ならざるは孝にあらず、官に蒞んで敬せざるは孝にあらず、朋友に信ならざるは孝にあらず、戰陣に勇無きは孝にあらず、五の者遂げざれば菽親に及ぶと、云つてゐるが、此の莊・忠・敬・信・勇の五者は共に皆な親に孝なる所以であると同時に、又自己を尊重する所以である、此中君に事へて忠であるとか戰陣に勇であるとか云ふに就ては、時に或は命を的として争はねばならぬ事もあり、時に或は死を決して戦はねばならぬこともあるのである、聖人は宗教家であり僧侶であらせられたから、勿論干戈を執つて戰場に臨む様なことは爲さら無かつたのであるが、然し自家の天職として法の邪正を争ひ、國家の大事を諫むるが爲には既に陳べた如く不惜身命の

態度に出でられたのである、是れ則ち聖人が君に對して忠なる所以であり、朝に對して敬なる所以であり、親に對して孝なる所以であり、自己を尊重せらるる所以であつたのである。

又自己を尊重する者はいかに、自己が富貴尊榮の位地に在るからとて、下位の者に對して驕り又は慢るといふ様な態度があつてはならぬ、又下位に居る者であつたならば、上下の分を亂し又は上位者の命を奉せぬと云ふ様な振舞があつてはならぬ、又群衆の中に居して、妄りに物を争ふと云ふ様な舉動があつてはならぬ、上に居て驕る者は、則ち道を失して滅亡を招くに至るのである、下と爲つて亂する者は、則ち自己の分を犯して刑罰を招くに至る憂がある、群衆に處して争ふ者は、則ち他と覺端を啓いて干戈を起すの恐れがある、故に此の驕と亂と争とは、自己を危し、自己の家に禍し、自己の親をして憂へしめ、延ては子孫の斷滅を來すに至るものである、されば此の三者は自己を尊重する所以で無いと同時に親に對して孝なる所以で

無いとこも明である、故に孔子も、此の三者除かざれば日に三牲の養を用ふと雖も、猶ほ不孝と爲すと曰はれてある、三牲とは牛と羊と豕とであつて支那では此上もなき御馳走である、されば文の意は、驕亂争の三癖を離れなければ、いかに親に對して美味を供へ、いかに奉養の道を竭すとも眞實の孝と爲すには足らぬと云ふのである、我が大孝日蓮様人に在つては固より驕だの亂だの争だのと云ふ様な惡癖があらせらるる筈は無いのであるが、然したゞ無いとのみ言つても語らざれば其の義分明ならぬであらうから、少く管見を陳ぶるならば、右三癖中第一の驕といふ事は、聖人の最も厭はせ給ふ所である、凡そ佛教徒として佛道の修行を立つるに十四の誠がある、之を十四誹謗と稱するが、その第一が此の僞慢である(松野書一五二四頁)此の僞慢といふものは物の道理に暗い者にある事であつて、道理が明になればなる程自然に無くなる筈のものである、法華經の第七の卷を讀んで見ると、其初に常不輕品があつて、其の中に常不輕菩薩と云ふ方があつて、此の常不輕菩薩は過去の世の威